

衆議院 文部大臣 委員會 議 録 第 四 号

平成十年三月十八日(水曜日)

午前九時二分開議

出席委員

委員長 高橋 一郎君

理事 稻葉 大和君

理事 河村 建夫君

理事 肥田美代子君

理事 富田 茂之君

今井 宏君

大野 松茂君

久野統一郎君

小杉 隆君

下村 博文君

中山 成彬君

野田 聖子君

矢上 雅義君

渡辺 博道君

栗屋 敏信君

鳩山 邦夫君

旭道山和泰君

石井 郁子君

保坂 展人君

出席國務大臣

文部大臣 町村 信孝君

出席政府委員

文部大臣官房長 小野 元之君

文部大臣官房總務審議官 富岡 賢治君

文部省初等中等教育局長 辻村 哲夫君

文部省教育助成局長 御手洗 康君

文部省高等教育局長 佐々木正峰君

文部省學術國際局長 兩宮 忠君

委員外の出席者

文部省体育局長 工藤 智規君

文化庁次長 遠藤 昭雄君

人事院事務総局 遠藤 宣男君

公平局調整課長 赤阪 清隆君

外務大臣官房外務参事官 湖島 知高君

大蔵省理財局資金第二課長 久常 節子君

厚生省健康政策局長 岡村 豊君

文部省健康政策局長 岡村 豊君

文教委員会専門員

委員の異動

三月十八日

今井 宏君

大野 松茂君

金子 一義君

佐田玄一郎君

田野瀨良太郎君

野田 聖子君

補欠選任

矢上 雅義君

熊谷 市雄君

西川 公也君

久野統一郎君

林 幹雄君

小此木八郎君

補欠選任

野田 聖子君

佐田玄一郎君

大野 松茂君

山本 公一君

田野瀨良太郎君

今井 宏君

補欠選任

金子 一義君

山本 公一君

辭任

同日

同日

同日

同日

同日

同日

本日の會議に付した案件
国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一七号)
日本育英会法の一部を改正する法律案(内閣提出第一八号)

○高橋委員長 これより會議を開きます。
内閣提出、国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。大野松茂君。

○大野(松)委員 おはようございます。自由民主党の大野松茂でございます。国立学校設置法の一部を改正する法律案につきまして、何点かお尋ねをさせていただきます。

今、我が国は、世界にたぐいを見ない急速なスピードで人口構成の高齢化が進んでおりまして、福祉や保健医療を取り巻く環境もあわせて大きく変化をいたしております。中でも、増大する需要に対応できるよう、人的資源の中核をなす看護婦の確保等が緊急の課題となっております。殊に、近年の医学、医療の進歩発展に伴うところの高度な専門的知識や技術、そして豊かな人間性的確かな判断力を持つ資質の高い看護婦を養成することが強く要請されております。

今回の法律案は、岡山大学と鹿児島大学の医療技術短期大学部を廃止して、それぞれ医学部の保健学科を整備していくためのものでございますが、学部への転換は、このたびの両大学を加えて既に八大学になります。現在、国立大学における保健学科の整備状況はどうなっているのか、また、医療技術短期大学を置く十五の国立大学について今後の見通しはどうかをまずお伺いいたします。

○佐々木政府委員 先生御指摘のとおり、我が国においては急速な高齢化が進展しておりますし、また保健医療を取り巻く環境の変化も著しいものがございます。そういった中で、看護婦等の医療技術者の資質の向上ということが強く求められておりまして、医療技術者を大学レベルで育成をするということが重要な課題となっております。

そこで、国立大学につきましては、これまで二十三大学に医療技術短期大学部が設置されておりました。平成年度から順次これを医学部保健学科等として改組・転換してきております。これまでに六大学の転換を行い、今回の法律案におきましては、さらに二大学の転換を行うとしております。

また、短期大学部がなかった十四のいわゆる新設医科大学につきましても、平成五年度以来、十一大学に看護学科を設置し、平成十年度には一大学に設置を行う予定としております。

なお、これとは別に、平成五年以前に保健学科等を設置しておりました七大学が七大学ございます。

文部省といたしましては、医療技術者の大学での人材養成に対する要請が極めて強い、これを踏まえまして、国の行財政事情等を勘案しながら、引き続き国立大学における保健学科等の整備に努めてまいりたいと考えております。

○大野(松)委員 それを踏まえて、今後のことでもございますが、将来的には十八歳人口が減少してまいりまして、さまざまな分野で多様な変化が余儀なくされております。
看護婦のように社会的需要の高い人材の養成につきましては、国公私立大学を通じて積極的に養成が必要と考えるわけであります。国公私立を通じた看護系大学、また、こうした看護系大学の整備に伴いまして看護系大学院の充実も期待される

ところでございますが、看護系大学また大学院の整備の状況、あるいは今後の整備方針はどうかをお尋ねいたします。

○佐々木政府委員 看護婦の育成につきましては、平成四年に看護婦等の人材確保の促進に関する法律が制定されております。これに基づきまして、文部省、厚生省及び労働省の共同により、看護婦等の確保促進措置に關しての基本方針が策定をされております。

そこでは、資質の高い看護婦等の養成を行う看護教育の充実を図ること、看護婦養成所等における教員など指導者の育成を図る、そういった観点から、看護系大学の整備充実を一層推進していく必要があるというふうになされておるところでございます。

文部省といたしましては、この基本方針に沿って国立大学における看護学科等の整備を進めておりますし、また、公立大学の設置認可におきましても、この分野については大学新増設の抑制の基本方針の例外として取り扱い、それを通して看護系大学の整備に努めておるところでございます。

この結果、看護系の大学は、平成三年度には国公私合わせて十一大学でございましたが、平成十年度には、新設予定も含めまして、国公私合わせて六十五大学というふうに見込まれるとところでございます。

また、看護系大学院につきましては、今後ますます必要とされます大学等の教員や研究者の育成を図るために積極的に進めておまして、平成三年度には、修士課程が五、博士課程が二でございましたが、平成十年度には、設置予定も含めまして、修士課程が二十二、博士課程が七となる予定でございます。

今後とも、厚生省など関係省庁と十分連携を図りながら、国公私立大学を通じて、看護系大学及び大学院の整備に積極的に対応してまいりたいと考えておるところでございます。

す中で、地域福祉の充実の上でも、将来にわたって十分な医療サービスの提供に必要な看護婦等を確保していくために、大学、短期大学あるいはまた専修学校などの教育機関で人材養成を現に行っております。

そうした中で、看護婦養成の全体計画とこれまでの達成状況、あるいは今後の達成の見通し、これらにつきましては、今後とも厚生省と文部省が十分連携をして看護婦等の養成を推進することが肝要だ、こう思っておりますが、厚生省の対応につきましてお伺いいたします。

○久常説明員 看護婦等の人材確保につきましては、平成三年に策定されました看護職員需給見通しにおきまして、平成十二年に百十五万九千人で需給が均衡することになっております。平成四年に制定されました看護婦等の人材確保の促進に關する法律及び基本方針に基づきまして、その達成に向けて各般の人材確保の対策を講じております。

看護婦等の養成に關しましては、養成数が平成三年には約四万一千人でございましたけれども、平成九年には五万二千人と、その拡充を図っております。平成八年には、看護職員の需給見通しを少し上回りました百三万三千人と、その需給見直しも順調に推移してきております。今後も引き続きまして、看護職員の確保対策を推進することにしていききたいと思っております。

また、看護婦等の養成に關しましては、先ほど先生もおっしゃいましたように、今後の十八歳人口の減少、さらには高学歴志向を踏まえますと、看護系大学等における看護職員の養成確保は非常に重要な役割を担うと思えますし、我が国の非常に重要な課題であります。医療の技術改革に關しましても、医療の効果を進めていくには、諸外国でも我が国の先駆的な病院等でも、修士課程を出した専門看護婦の役割が非常に重視されております。

そういうことを考えますと、今後とも、文部省との連携を密接に図りつつ、看護職員養成を進め

ていくことが非常に重要であると考えております。

○大野(松)委員 そうした整備充実をさらにお願いしたいと思うわけでございますが、今、少子・高齢化社会を迎えまして、実は、各市町村におきましては、住民の多様なニーズに対応した、身近で利用頻度の高い保健医療・福祉サービスの提供していくことが求められております。

それぞれの地域の健康問題を把握して、それを解決するために、保健婦の果たす役割が極めて大きくなっております。人生八十歳の時代を迎えまして、生涯健康、生涯福祉、生涯学習のシステムを確立することも大事でございますが、その意味で、保健婦に期待するものは極めて大きいものがあるわけでございます。

現実には、人材は非常に不足をいたしておりますが、文部省としても、保健婦の養成に積極的なかわりが必要ではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○佐々木政府委員 御指摘のとおり、保健医療を取り巻く環境の変化等に伴いまして、健康に対する国民のニーズというものが非常に多様化してきております。とりわけ、地域社会における住民の健康の維持向上を図る上で、保健婦に求められる役割というものが非常に大きくなってきておるわけでございます。

文部省といたしましては、保健婦につきましては、従来、一部の看護系短期大学の専攻科において主として養成を行ってきたわけでございますが、近年の保健婦に対するニーズの高まりに対応するためには、量を確保するとともに、質の高い保健婦の養成が重要である、そういう考え方に立ちまして、看護系大学での養成を進めているところでございます。看護系大学においては、そのほとんどに保健婦養成課程が設置されていることから、卒業時に保健婦の受験資格も取得できることとなっております。

今後とも、看護系大学における保健婦養成を推進し、質の高い保健婦の育成に取り組んでまいり

たいと考えておるところでございます。

○大野(松)委員 ありがとうございます。それと、現に看護婦として勤務されている方々の中には、近年の医療の高度化等に伴いまして、さらに四年制大学でより高度な教育を受けたい、こう望んでおられる方も多いうに仄聞をいたしております。

現職の看護婦のためには、例えば編入学などについても容易にするなどの工夫が必要ではないかと思っておりますが、お考えはいかがでしょうか。

○佐々木政府委員 現職看護婦の大学への進学希望にこたえるべく、看護系大学におきましては、社会人特別選抜を実施したり、あるいは編入学定員を設定するなどして、現職看護婦の学習意欲にこたえる取り組みを実施しております。

大学への編入学は、現在のところ、看護系短期大学卒業生について認められておるわけでございますが、今回、一定の専門学校卒業生についても編入学を認めることが適当である、そういう観点に立って、学校教育法の所要な改正を行うための法律案を今国会に提出しておるところでございます。

看護婦分野については従来から多数の専門学校が存在しており、これを卒業した現職の看護婦から、大学への編入学を求める強い御要望があったところでございまして、今回の改正は、こうした要望にこたえることになろうかと考えておるところでございます。

今後とも、各大学において、社会人特別選抜や編入学制度を活用し、現職の看護婦の学習意欲にこたえていくよう、さらに再教育等の機会が充実されるように、文部省としても適切な対応をしてまいりたいと考えておるところでございます。

○大野(松)委員 今回のこの法律案は、短大を廃止して大学学部へ移行するものでございまして、最近こうした傾向が多いように見受けられます。

高学歴志向、より高度な教育内容を求める背景などによりまして、こうした短大から大学学部へという変化だらうと思っておりますが、その一方で、統

計などによりますと、短大の進学率は一三%で、専門学校への進学率は一六%、こういうような数字も出ております。殊に専門学校については、専門士の称号を与えることによりまして関心や志向が高まっているようにございます。

今後の短期大学のあり方というのも改めて考える必要があるのではないかと思います、この点につきましてお示しいただきたいと思ひます。

○佐々木政府委員 現在、十八歳人口の減少に伴ひまして、高等教育機関への進学者数というものが減少しております。また、高学歴志向というところで、四年制大学への志向も非常に強まっております。と同時に、専門的な資格を求めるところから専門学校を希望する学生も非常にふえておる。そういう中で、短期大学といたしましては、率直に申し上げて、学生数の確保に苦勞しておる現状にございませう。

したがって、短期大学といたしましては、例えばでございますけれども、需要の高い学科分野、例えば情報処理関係に学科構成を変更するとか、あるいはより高次の資格が求められるように科目内容を充てていくとか、さらには、四年制への編入学を幅広く認めるとか、それぞれの短期大学が個性というものをより強く打ち出して、学生のニーズにこたえていくような工夫、改善を図っていくことが必要であろうと考へておるところでございます。

○大野(松)委員 最後に、文部大臣にお伺いをさせていただきます。

医療サービスの完璧を期していくためには、患者の状況に的確に対応して、医療に携わるところの人たちが一体となって取り組む、言うなればチーム医療が欠かせない、こう思っております。また、介護の需要の増大等に伴ひまして、今後一層、医療と保健、福祉との連携が重要となるはずでございます。

このようなチーム医療、医療と保健、福祉との連携をより円滑に実施できるようにしていくためには、大学における養成の段階から、医療関係学

部における教育内容の改善充実が必要だと考へております。大臣の御所見をお伺いいたします。

○町村国務大臣 大野委員、大変重要なポイントを御指摘いただいたと思っております。

チーム医療、あるいは保健、福祉と医療との連携というのは、今御指摘にあつたような介護の問題を初め、さまざまな分野においてこれが求められておるという社会状況にあると私も受けておると思ひます。

こうしたことを背景にいたしまして、文部省では二十一世紀医学・医療懇談会というものを設置してございまして、平成八年そして平成九年、二回にわたつてその御報告をいただいております。その中では、育成段階から各職種間に共通の価値観を育てていくということが重要である、そういう観点に立ちまして、福祉、医療、保健に関する職種間の連携強化を図るための教育内容の改善というものを具体的に御提言いただいております。

各大学の医療学部関係者でも、そのことを受けて、いろいろな工夫をさせていただいております。入学後のできるだけ早い時期に老人保健施設等で介護の体験をしてみるといったようなこと、あるいは異なる学科の学生が共通に履修する科目を設けるといったような工夫がはじまつている状況でありまして、私も大変意を強くしているわけでありませう。

今後とも、文部省もこうした方向で、先生御指摘のような人材が育ちますように、さらに一層の改善充実のために努力をしてみたい、そうした指導も行つてまいりたいと思ひます。

○大野(松)委員 ありがとうございます。

時間が参りましたので、本法案の成立を期待いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○高橋委員長 次に、肥田美代子君。

○肥田委員 民主党の肥田美代子でございます。ただいま提案されております国立学校設置法一部改正案に関連いたしまして質問させていただきます。

ます。

本法の趣旨は、医療の高度化、専門化等によつて看護教育の四年制課程の人材の育成が必要になつたということでございます。平成五年より九年までの間で結構ですから、四年制看護大学の設置状況について教えてください。

○佐々木政府委員 平成五年度に看護系大学の数は二十二校でございますが、平成九年度には五十四校となつてございます。そして、平成十年度には、新設予定を含めまして六十五校となる予定でございます。

○肥田委員 七年、八年の数はお持ちじやありませんか。

○佐々木政府委員 平成七年度は四十一校、平成八年度は四十七校でございます。

○肥田委員 年々確かにふえてきていると思ひます。

日進月歩する先端医療に対応するためには、四年制看護大学はこういうふうに加増していくことが国民のニーズであろうと思ひます。

国民の疾病構造の変化もございませう、患者の皆様のニーズの多様化ということもございませう。それを考へますと、医療従事者に対する教育の充実が我が国の重大な課題である、そして教育課程の延長を含む対策はもろろん当然のことであろうと思ひます。

ところで、薬剤師教育も私は例外ではないと思ひます。この間、私は本委員会会で何度か、薬剤師教育について六年制にするべきではないかという質問をさせていただいております。平成九年二月二十六日の本委員会、小杉文部大臣から、「修業年限の延長も視野に入れながら検討を進めてまいりたい」という積極的な御答弁をいただきました。

それからおおよそ一年がたつておりますが、その「修業年限の延長も視野に入れながら」という答弁に、事務方の方ではどういふふうに忠実にこの一年間作業を進めてくださったかということをお伺いしたいと思います。

○佐々木政府委員 文部省といたしましては、薬学教育の改善のため、当面、大学院の整備、学部カリキュラムの改善及び実習の充実を努めておるところでございます。

具体的には、薬学系大学院の整備につきましては、平成十年度に大学院の医療、薬学系専攻を二国立大学に設置することとしているほか、四私立大学においても設置をされる予定となっております。

また、学部カリキュラムの改善につきましては、文部省の薬学教育の改善に関する調査研究協力者会議の最終まとめに示されたモデルカリキュラムを参考としつつ、現在、各大学において改善充実に向けた取り組みが行われているところであり、文部省といたしましては、その改善状況、あるいは改善に当たつての各大学の課題の把握に努めているところでございませう。

さらに、病院や薬局での実務実習につきましては、関係団体で構成される薬学教育協議会が取り組んでいる一カ月の実務実習の実施に向けた研究、調整等に対応をすべく、各国公私立大学附属病院長に対して、薬学部学生の積極的な受け入れについて要請するなどの支援を行っているところでございませう。

文部省といたしましては、これらの薬学教育改善の進捗状況、あるいは医療現場のニーズの動向なども見ながら、教育年限の延長も視野に入れつつ、薬学教育の充実方策について引き続き検討をしてみたいと思ひます。

○肥田委員 大変御努力いただいていると思ひます。ただ、今御答弁の大学院の新設、実務実習、それからカリキュラムについての改善、この三つのどれが修業年限の延長も視野に入れたということになるのでしょうか。

○佐々木政府委員 六年制にするということになりますと、現在、四年制の教官あるいは施設設備ではこれを実現することがやはり困難でございます。

具体的には、薬学部の入学生定員が七千七百八人ほどあるわけでございますけれども、これがそのまま修士課程レベルの教育を受けるといふことになるわけでございます。そうしますと、現在の修士課程の入学生定員が千六百人強でございますので、その修士課程というものが充実をされませんと、四年を六年に年限延長するといふことがなかなか困難なわけでございまして、文部省といたしましては、積極的に修士課程の拡充を図る、そういういた施策というものがまず必要であるといふふうに考えておるところでございます。

○肥田委員 今すぐにはちよつと無理ですよといふような雰囲気御答弁のようでしたけれども、看護大学もこうやって年々かなりの数でふえております。文部省がその気になれば整備充実といふのは率先して進めていけると私は思うのです。ですから、余りできない理由を探したいだけかずに、もう少し前へ進めていただきたいと思うのですけれども、大臣、いかがでしょうか。

○町村国務大臣 肥田委員、かねてより薬学教育の充実につきまして大変な御熱意とまた御意見をいただいておりますことをよく承知いたしております。昨年の小杉大臣の答弁も、私も改めて議事録をよく読ませていただきました。

その委員と小杉大臣とのやりとりも踏まえてお答えをさせていただきますが、今局長が答弁を申し上げましたように、確かに学部の学生の数と修士のところのいささかまだギャップがあるなといふことは感じてはいるわけであります。すぐにといふところにはなかなかまだ踏み切る状況にはないのかなと思っております。

ただ、明らかに方向としては、小杉大臣の答弁もありませんように、教育年限の延長も視野に入れたながらといふことで進めてまいります。また、大学院全体のあり方につきまして大学審議会が目下精力的に御審議をいただいておりますが、その中でも多分皆さん方から相当出ております議論は、薬学の分野を含めて、大学院の抜本的な充実量の拡大、もちろん質も伴わなければなりません

が、そういう方向性が多分間違ひなく打ち出されてくるであろう、こう私も思っております。そうした大きな流れの中に薬学教育の話も位置づけられて、今後鋭意取り組んでいくべき課題であろう。

ただ、もう一つは、それぞれの大学の判断といふのもまたありますので、余り文部省がどうですか、どうですかと、もちろん方向は指示いたしますが、各大学の方でもそれを受け入れる体制なり心構えなりといふものもまた順次整備されていかなければならない。その辺の実際と目標が相まってこれから進められていくべき大きな課題であらう、かように受けとめております。

○肥田委員 医師については、現在、医師法において卒後臨床研修の努力義務が課せられております。

先般、厚生省の健康政策局長は、医師法を改正して医師の卒後臨床研修の義務化を進める、そういうふうに発言していらつしやうして、大学関係者とも意見調整をなさっている、来年の通常国会で改正について検討してもらえよう準備を進めたいという報道もございました。

この卒後二年の研修を受けなければ医者として仕事が始められないという意味においては、実質的には医師教育は八年になるといふふうに文部省は理解されますか。

○佐々木政府委員 御指摘の点は、あくまで卒後の臨床研修といふことでございますので、医師養成のための教育としては従来どおり六年であるといふふうに文部省は認識しております。

○肥田委員 私は、文部省は、看護婦とか医師の教育年限についてかなり積極的な御議論もいただいているし、姿勢も感じられるように思っています。今大臣のお話もございましたように、昨年よりは一步進めていただいたかなといふふうには感じますけれども、この議論はもう十年、二十年統いておられます。厚生省も積極的な姿勢を見せているわけでございますから、文部省も頑張っていただき

たい。

薬剤師法の改正によりまして、平成九年四月から、薬剤師は調剤時における患者に対する情報提供を義務づけられております。それから、平成九年の十二月十七日には改正医療法が公布されました、いわゆるインフォームド・コンセント、すなわち医師、歯科医師、薬剤師、看護婦その他の医療の担い手は患者に対して十分な説明をしなければいけないといふふうな規定されております。要するに薬剤師は、薬剤師法と医療法の両面から患者に対する薬剤情報提供、服薬指導、そういうことを行うことが義務づけられたわけですね。

ただ私は、この国が大変不幸な道をたどってきたと感じておりますのは、これは委員会でも何度も申し上げましたが、実は医薬分業が完全にできていない国はG7の中で日本だけなのです。この完全医薬分業ができなかった理由はさまざま、歴史的なこともございますけれども、やはり薬剤師がその能力を生かす切れ切れていなかったこの国の姿があると思っております。

これまで薬剤使用の不幸な事件が起きたことや、医療保険の中で薬剤費の割合がうんと高くして、保険がパンク寸前であるという状況を生み出した一つの理由は、やはり薬剤師のチェック機能がこの国では十分に働いていなかったのだと思っております。この国では十分働いていなかったのだと思っております。力を発揮できているかどうか、大臣は、このことに関してはどうお考えでしょうか。

○町村国務大臣 私、たまさか昨年一年間厚生委員長という役割を仰せつかりまして、その折にも肥田委員を初め大勢の皆さん方が薬剤師の重要性について指摘をしておられるそのやりとりなども勉強させていただきましたし、また地元にもいろいろ話し合ったり、また教えていただく機会もございまして、そういう中のささやかな体験で申し上げますので当を得ないかもしれませんが、確かに日本の医療の中で薬剤師の役割といふものが十分であったかどうかといえれば、先生御指摘のように、

もつともつとその能力が発揮できる体制が整備されていてもよかつたのだらうな、こう思っています。そういう中で、例えば医薬分業のお話もございました。なかなか、例えば冬の北海道で本当に医薬分業が、お医者さんを出てまた遠くの薬局まで行くのはこれは実際大変だといふような実態も見たりいたしますと、一律にいいのかなと思つたりもしております。

ただ、基本的な方向は、やはりそうあるべきであらうと私もそのように受けとめておりますし、今後さらに薬剤師の果たす医療におけるより大きな役割といふものを私も期待をしております。ですから、そういう方向に沿って先ほど来からのお尋ねであらう、こう思っておりますので、引き続き努力をしたいと思います、教育の分野での努力もさせていただきますと思っております。

○肥田委員 医薬分業のドーが数年前にやつとあったという感じを私は持つわけでございます。今まではどうしてもそこまで踏み込めなかつた医薬分業ですが、やはりこの国にとって大切であるといふことで、この数年とんどん分業率がふえておられます。もう今三〇〇ぐらいでございますが、恐らく五〇、六〇％といくのはその年数がからないことだと思っております。

これは、まさに社会の中で必要な状況が当然起きてきたのだといふふうに私は思うわけでございます。しかし今でもなお、大臣も多分地元でティッシュペーパーを売っているとか洗剤を売っている薬剤師の姿をごらんになつていらつしやるのではないかと思いますし、お医者様の方には、医薬分業はしたいのだけれども、何だか薬を任せられないよといふ大変な不安もあるわけですね。

そういう状況の中で、やはり今どうしても薬学教育六年制に踏み切つていただかなければ、例えばカリキュラムの改善、卒後の研修、学生の間の研修をふやしていただいたとしても、いつまでもたつても抜本的な解決にならないと私は思うので、町村文部大臣から大変積極的な御意見をいただ

いてることを私はしつかりと頭にたたき込ませて
いただきたいと思います。医療の今の状況というのはや
はりなかなか改善しないと私は思います。

先ほども申し上げましたけれども、医療保険の中
で薬剤師がどんどん高くなった理由の一つには、
薬剤師が十分その役目を果たせなかったことが
あったと思います。

繰り返し申し上げますが、この薬学教育六年と
いうのは、私は単に薬剤師のエゴで主張している
ことではないと思いますので、しっかりともう一
度考え直していただきたく、最後に町村文部大臣
に誠実なお答えを求めまして、質問を終わります。

○町村国務大臣 薬剤師の重要性は、決してそれ
らのエゴとかいうことではなくて、まさに日本の
医療の中でさらにより大きな役割を薬剤師の皆さ
んにも果たしていただきたいという期待を込めて
申し上げたわけでございます。

そのようなことを含め、今委員の御指摘のよう
なこと、私どもも大変重要な課題である、こう受
けとめておりますので、今後とも誠実に対応して
まいりたいと考えております。

○肥田委員 ありがとうございます。

○高橋委員長 次に、池坊保子さん。

○池坊委員 新党平和の池坊保子でございます。

国立学校設置法の一部を改正する法律案につい
て、二、三伺いたいと思います。

平成五年からことしにかけて八校が三年制から
四年制に移行いたしました。まだ十五校が残って
いるわけでございますけれども、その十五校も逐
次移行なさるおつもりなのか。

それと、移行なさるには確たる理由があるから
だと思えます。ただ三年から四年にしたら高度な
専門的な知識が養われる、そして質の高い看護婦
さんが養成されるというのは、これは当然のこと
ですけれども、それならば三年でも四年でも、四
年からも一年、五年にしてもいいということに
なってしまうわけで、これはどうしてもそうしな
ければならないという確たる理由がおりになる

のではないかと思いますので、それを伺いたい
と存じます。

○佐々木政府委員 我が国においては急速な高齢
化が進展しておられるわけでございますし、また、身
近で医療を受けられる地域医療というものの充実
を図っていくことも極めて大切なわけございま
す。そういった中において看護婦の果たす役割と
いうものが非常に大きなものとなってございま
して、高度な医療に対応した看護婦や、自宅での訪
問看護を行う資質の高い人材というのが求めら
れておられるわけでございます。

そういった看護婦につきましては、四年制大学
においてこれを養成する必要があるという考え方
に立って、現在、国立大学医療技術短期大学部を
順次医学部保健学科等として改組・転換を進めて
おるところでございます。平成五年度以降これを
進めておるわけございまして、平成十年度、二
大学の転換を行いますれば全体として八大学の転
換が終わり、御指摘のように残る医療技術短期大
学部は十五大学となるわけでございます。

これにつきまして、質の高い看護婦の養成と
いうものが極めて高い、大学での人材養成に対す
る要請が強いということを踏まえまして、引き続
き保健学科等に転換を進めてまいりたい、条件の
整ったところから整備してまいりたいと考えてお
るところでございます。

○池坊委員 大学での人材養成の中で質の高さが
求められるとおっしゃいましたが、それは確かに
そうですけれども、三年でもしっかりと質の高さ
は求められていると思えます。

厚生省の認可の看護婦学校は三年でございま
すけれども、その三年制の厚生省の認可との整合性
はどのようになっているのございませうか。

○佐々木政府委員 大学、短期大学、あるいは看
護婦を養成する施設等において看護婦の養成が行
われておるわけでございますが、基本的な業務内
容といたしましては、病院等において患者の観察
や療養上の世話あるいは診療の補助を行うことを
業務内容とするわけございまして、その点にお

きましては、大学卒の看護婦と短期大学卒の看護
婦において質的な差異があるわけではございませ
ん。

今回、大学卒の看護婦が強く要請されますのは
先ほど申し上げましたところでございますが、例
えば、今後、自宅での訪問看護を行う、そういうこ
とが十二分にできる看護婦の養成というものが必
要でございますし、また、看護婦養成所におい
て看護婦を育成する仕事、そういった指導に携わ
る人材というものも必要でございます。そういった
観点から大学における看護婦養成を進めておる
ところでございます。

○池坊委員 受け皿は多分病院になると思いま
すけれども、その場合、三年で出ても四年で出ても
同じ看護婦の資格を取って入っていくわけですけ
れども、そのときに受け皿の方でいろいろな摩擦
が起こるといようなことはないのでしょうか。

○佐々木政府委員 数字的なことを最初に申し上
げさせていただきますが、平成九年三月の看護系
大学卒業直後の進路状況を見ますと、看護婦等と
して就業している者が千五百一十一人ございま
す。そのうち病院で勤務している者が七百八十三
人となっております。また、今後、大学卒業をし
た看護婦を採用したい、そういう希望を持っている
病院が平成七年の調査では六七・四％となつて
おります。

このように、病院等医療現場での大学卒業の看
護婦に対するニーズは非常に高うございまして、
それぞれの病院においては、大学卒業をした看護
婦と、それ以外の経路で看護婦になった方とをそ
れぞれの人事方針に従って採用し配置をしてお
るところでございまして、両者の間に特に問題があ
るといふふうには聞いておらないところでござい
ます。

○池坊委員 わかりました。

では、ちよつと質問をさせていただきます。
先日、大臣は、所信表明の文化の振興の中で、昨
年十月に開場した新国立劇場の整備拡充を含めた
芸術文化創造活動の基盤整備を図りたいというふ

うにおっしゃいました。

多分、そのようなお考えだからだと存じますけ
れども、新国立劇場は維持費として五十三億の手
算が組まれております。これは一〇〇％稼働した
も五十三億だということ、私はぱつと見ました
とき、高いなという印象を受けました。高い、安い
というのはその人の価値観でございますから、高
くないのだと言われたらそれまででございますけ
れども。

五十三億というのは一体的にはどうい
う金かと申しますと、私は京都に住んでおりますが、
その郊外にございまして丹波町は九千二百二十九
人の人が生活しております。その一年間の予算が五
十五億でございます。隣の滋賀県の土山町には九
千六百三十九人の人がいて、その町は五十三億が
一年間の予算である。また、京都の宇治田原町で
は九千五百七十七人の人間が五十五億の予算の中
で生きています。つまり、約一万人の町の子算が新
国立劇場と同じだと思ってもいいわけございま
して、そういうことを考えて、大臣はどのようにお
考えになるかお聞かせいただきたいと思えます。

○町村国務大臣 この新国立劇場、長い長い関係
者の御努力、先般ある方から聞きましては、藤
原義江先生は昭和二十年代からこの新しい国立劇
場の創設ということで動いておられたというお話
を聞きまして、昨年の十月十日の日にこけら落
しに至つた。関係者の大変な御努力と喜びであつ
たのだらうと思っております。

今五十三億というお話がございました。内訳は
必要ならば局長から御説明をさせますが、私は、
まさにこれを高いと見るか低いと見るかというこ
とについては、相当これは価値判断が分かれるの
だらうなと思っております。

確かに、ヨーロッパとアメリカとは、この行
き方が相当違つていると思えます。ヨーロッパは
国であれ地方自治体であれ、オペラでありますと
かそういう舞台芸術その他に相当国や何かがお金
を出します。極端に言うともう丸抱えと言つても
いいぐらい。それに対してアメリカ方式というの

は、国は一切そういう分野には極力関与しない、努めて劇団あるいは劇場が独立採算でやっています。

日本は、じゃ、いずれの道をたどるのかということがしばしば議論になるわけですが、何がなくいいかげんことを言いますと、その中間なのかということであり、私は、これからの時代を考えたときに、より多く国がそうしたものに関与をしていくことであって、いいのではなからうか。もちろん財政の制約その他ございますが、私は、そういう方向でいいのではないかな、こう思っております。したがって、五十三億が、それは大きなお金ではございますけれども、極端に多いかといわれればそうではないと思います。

ただ、そういう中であって、もちろん、むだがあつたり、あるいは何でこんなものにとつてであつてはならないわけでありまして、その中で最大の合理化を図っていくという努力をすること、これは当然であらうというふうに考えております。

○池坊委員 確かに、パリやウィーンにございませう。オペラ座も多額な基金が出ているわけですが、でも、ヨーロッパの場合ですと、オーケストラとか合唱団など、つまりソフトの部分にお金がかかっているのです。

日本の場合は何かというと、ハードと人件費にお金がかかっている。この五十三億の中の人件費は十二億、職員は百四十四名いて十一億七千五百万円。そして役員は四人で一億だ。つまり、ソフトには全然お金をかけていなくて、建物の維持と人件費だけにかかっているというところが私は問題なのではないかというふうに思っております。

る。国立劇場と分野は違いますが、役割的には同じような役割を担う仕事を財団にお願いしておりますので、それに準拠をしております。

ただ、役員につきましては、この特殊法人の役員の給与よりはワンランク下げたお支払いで、つまり財団の理事長の給与は芸術振興の理事の給与というふうにワンランクずつ、一つ落としておりまして、そういった面ではできるだけ努力するようにしておりますが、やる内容からいまして、特殊法人並みの水準でいかせていただいている。

しかもそれは、国立劇場の役割から考えますと、やはり現代舞台芸術の振興の拠点となる。しかも、年間二十五作品を自主公演する。年間二百六十五回公演をすると十年で考えておりますが、自主公演をこれだけするというのは、我が国ではまず例がないわけでございます。それだけ大変な仕事をやるためには、これだけの人、それから経費も必要になるのだというふうに理解をいたしております。

○池坊委員 自主公演だからお金がかかるということでございますけれども、例えば別に劇団を抱えている、そのことのためにお金がかかるということだとわかりますけれども、私が調べましたところ、この職員百四十四名の中にはそのような養成の人間がいるというふうには考えられないと思っております。

民間の場合を例にいたしますと、例えば、大阪のフェスティバルホールでは十四億五千万円でやっております。社員は十六名でございます。そして座席数は二千七百九席、国立劇場は三千二百十でございます。また日生劇場の場合には、三千三百三十席ですけれども、収入も支出もちゃんとした額を取っております。理事長は三千万円というところで七十四万というところでございまして、それから、財団法人京都市音楽芸術振興財団がやっております京都コンサートホールは、理事、評議員入れまして四十八名。でも、こちらは六十名あつて、この評議員というのは、ただ名譽

職だけであるかと思っておりますけれども、年間の予算は六億六千二百万円でございます。そして、役員の報酬は、ちなみに、一人常任専務理事がいるだけであつて、年間七百五十六万八千円ということでございます。

ですから、特殊法人でみんな同じとおっしゃいましたけれども、つまり、特殊法人というのは高額を取っているんだという確認を今改めてさせていただきます。こけら落としが十月十日にございましたけれども、そのとき無料券を五百枚、それから五千円と三千円の席があつて、一千五百枚の招待券を所管の官庁でお配りになったという話を伺っておりますけれども、それについてちょっと伺いたいと思っております。

○速藤(昭)政府委員 ちよつと手元に具体的な資料を持ち合わせておりませんが、私の記憶によりますと、演劇の部分につきましては、当初予定していたよりもかなり原稿がでるのが遅くなりました。なかなか宣伝が行き渡らなかつた。観客の入り方が、正直申しまして、当初はなかなかよくなかつた。

せつかく、空席にしておくのはもったいないというところで、それを関係する方々のところに、宣伝の意味も兼ねて配布をしたというふうに聞いております。文部省の方にも、そのうちの一部分が来ておりまして、文部省の方では福利厚生費として、買える分はできるだけ買うという形でそれを購入させていただいた。演ずる方に見てもらつても、できるだけ多くの人が入つていられる方が熱演をするという力が入ると、そういう面もございまして、この件に関しまして、そういう面もございまして、させていただきます。

ちやつた、切符が余つちやつた、だから省内でさばくのだというのでは、これは五十三億が泣くのではないかというふうに思っております。

それで、五十三億も年間援助をしているわけですから、じゃ、多くの人たちが入れるのかということ、入場料が必ずしも安くはございません。建、TAKERUをなきたときには一万八千円でしたし、「アイダ」は二万三千円でございます。それから、十年度公演の「セウイリア」の理容師は一万八千円。これは決して安くはない。何でも外国並みにするんだとおっしゃるなら、外国はもっともつと安い席が手に入るわけですから。この辺はどのようにお考えになつておられるのか。このまま民間と入場料は一緒にする、そして維持費だけは国が援助するというのでは、ちよつと承服しかねるなという気がいたします。

○速藤(昭)政府委員 お答えします。入場料の件でございますけれども、物によつて、何をやるかによりまして入場料というのは違つてまいります。

今、先生もおっしゃいましたように、「建」TAKERUの場合には、これはS席でいいますと一万八千円、「アイダ」ですと二万三千円というふうになつております。ただ、これらの価格を設定する場合に、この劇場の趣旨でございまして、できるだけ高い水準のものを国民の方にできるだけ安くごらんいただきたいという基本的な発想がございまして、比較は非常に難しいのですが、一般的に見てみますと、民間の場合よりは若干低目にしているというふうに私も承知をしております。

また、世界の例になりますと、これはまたとる国によつてもいろいろ違つてまいりますけれども、私どもの見ている限りでは、パレエとかオペラ、S席なんかの値段で比べると、平均的に考えるとそんなに高くない。同じかそれよりちよつと下ぐらい。もちろん出し物によつて、「アイダ」のようにたくさんお金のかかるものはちよつと高くなりますけれども、一般的に言うとなんにも高くない、同

じかちよつと下ぐらいかなという感じでございます。

劇場として収入も上げなければいけない一方、基本的な役割もございまして、先生おっしゃるようにはできるだけ安い値段でございなくて、S席のほかにいろいろな席がございまして、そういつた席も活用して、多くの方にございなくて、くように今後とも努力したいと思っております。

○池坊委員 何か長々と御説明いただきました。たくさんのことを申し上げたいのですけれども時間が参りましたので、最後に大臣に、日本の文化の振興に対してどのようなお考えを持っておりますか、お伺いしたいと思います。

と申しますのは、いつも教育指針の中で、総理も大臣も日本の文化の振興の重要性を説かれていらっしゃると思います。私も文化に長いこと携わって文化が振興されていってほしいというふうに願っております。

多くの日本の誇るべき伝統文化は、大衆に支えられ、自助努力によって今日まで続いてまいりました。でも、伝えるべき素晴らしい型を持ちながらも、みずから力で支えることができなくなってきました。行政がちょっと手をかけてあげたならば、それはすばらしい文化として次の世代に受け渡していくことができるのにと、私は残念に思っております。

日本の文化振興は、何も立派な器をつくることではなくて、きめ細やかな、地方に生きている例えば盆踊りだとかお祭りとか民謡とか、そういうことを保護することこそが私は文化の振興ではないかというふうに思っております。それを思い出すときはまず少ないのではないかと残念に思いますが、その辺も含めて大臣の御見解をお聞かせいただきたいと思います。

○町村国務大臣 委員がまさにその生涯をこれまでも、日本の伝統の華道あるいは茶道、あるいは

それ以外のいろいろな伝統演劇等々もございまして、そうした分野に大変な御努力をしてきたことを私は高く、またありがたく思っております。

そういった伝統的なもの、あるいはバレエでありますとかオペラでありますとか、そういう新しい舞台芸術の分野、あるいは今御指摘のあったような地域に根差したさまざまな文化活動、そういったものからどのよう国として取り組んでいくかという大変大きな課題であろうと思っております。

私も所信の中で、文化大國を目指したいということを申し上げました。今まで、やもするとやはり戦後の中で経済復興が最優先をされたのは間違いないのだけれども、今までの大きな日本の予算配分のあり方というものは、そういったハードをつくるというよりは、オペラ劇場の一つぐらいあってもいいとは思っております。それを含めて、予算一つとて、ハードよりはいろいろな、文化でありますとかあるいは医療でありますとか福祉でありますとか、そういうソフトの分野にだんだんこれからシフトしていくのが国の大きな流れの変化であるべきだし、またそのように持つていくことが私ども政治家の務めではないだろうか。

そのような大きな流れの中に立つてこれからの、文部省もやもすると文化庁という一つの組織があることにちよつと甘えていた面もあるかもしませんが、その自身の充実、これからの施策の展開というところに大いに努力をしていって、そして文字どおり日本は、本当に伝統文化もあるいは現代文化もすばらしいと世界の方々から評価されるような、そんな國づくりに邁進をしてまいりたいと考えております。

○池坊委員 文化大國を目指すにふさわしい振興をしていただければ幸いです。私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○高橋委員長 次に、西博義君。

○西委員 自由党の西博義でございます。私は、国立学校設置法の一部を改正する法律案に関連いたしまして、特に高等教育の改革等について、大臣並びに関係の皆さんに御質問申し上げたいと存じます。

今国会、中央省庁等改革基本法案が提出されております。その中で、国立大学の改革が盛り込まれているわけでございます。さらに平成九年十月三十一日、大学審への諮問において、町村文部大臣は、国立、公立、私学の役割分担について検討するように、こういう指示を出されました。特に、組織運営面で各大学の自由度を高めて、そして自律的な運営を行えるようなシステム、また大学の評価システムについて検討するように、こういう指示を出されました。

そこで、大学がよりその自律性を発揮できる方法として、従来から国立大学の独立法人化、エー・ジェンシー構想というのが提唱されております。今回提出されましたこの基本法案では、独立行政法人制度の導入をも視野に入れたと思われる改革というのが盛り込まれております。この国立学校の独立法人化について、まず大臣のお考えをお聞かせ願いたいと思っております。

○町村国務大臣 昨年十二月の行政改革会議の最終報告の中では、一つの選択肢となり得る可能性はあるけれども早急に結論は出せない、こういう独立法人化に関する一定の結論に達したわけでございます。

この独立法人化の議論、いろいろな、またそれぞれのイメージがあるのだからと思っておりますが、少なくとも昨年、あの行政改革会議を中心に議論されておりました独立行政法人のイメージというものは、やもすると定型化した業務をそこで独立採算に、ある三年なり五年なりの間に持つていくというようなことがやはり大変強く議論をされておりました。

例えばということで郵政云々というののもその中で出たわけでありませうけれども、私は大学のあり

方を考えてみると、定型的な業務であるかといえ、これは非常に多種多様な、またそれぞれの大学の独自性、自主性というものも尊重していかなくてはならないという意味でなかなか定型業務ではないだろう。あるいは一つの研究を始めることや五年、十年、そしてその成果が常にはいいパフォーマンスが出るかという、それは結果として失敗に終わるかもしれない。仕事もいろいろ幅広くやることによって、だからこそやはり大学の存在価値がある、こんなふうに考えますので、いわゆる独立採算的な意味合いを色濃くした独立行政法人化という議論には私は反対であるという方向をおさめたのかな、こんなふうに受けとめております。

しかし、だからといって、各大学の自律性、自主性というものを尊重しないといえ、例えばそうではありませんで、人事とか会計とか財務とかいろいろな面でもっとも努力をする必要があるし、同時にそれぞれの大学も、ある意味では文部省のいろいろな指示でありますとか方針に、どうせおられたら国立大学なんだということで安住しては困るので、場合によれば、ちよつと表現は悪くございませうが、今後ともそれぞれの大学が今の形で維持できるかどうかかわからない大変厳しい状態にありますよという厳しい自覚は持つていただきたいということは別途大学に申し上げたい、そんな思いを込めて昨年十月の諮問を行ったとございませう。

○西委員 独立法人化がいわゆる定型化をイメージしているのか、もっと自律性を高めるための独立法人化かという議論が根底のところであるんだろうと思うんですが、そのことを視野に入れまして、場合によっては、これはすべてを一律に独立法人化するというのではなくて、例えば、地域における大学の配置の偏りを是正するという観点から大都市部の大学をやるとか、採算がとれる大学かというふうに見方も一部あるのではないかと、そういうふうに思います。

私、そんなことも視野に入れながら、仮に国立大学を今後存続させるというか、そのまま国立という形に持つていくその基準として三つを考えたかと思つてゐるんです。

一つは、基礎研究それから高度な研究を行うという観点、それから、バランスのとれた地域配置に考慮した部分で国立と、こういう感覚、それから、時代の要請に機械に対応できる、今議論になつてゐる看護とか情報とかいうことも一つだと思つてゐるんですが、そういう三つの観点で国立という意味での重要な視点ではないか、こう考へておりますが、大臣の御所見をお願いしたいと思います。

○町村国務大臣 今、国立大学存続の三つの視点という貴重な御提言をいただきました。確かに今言われた三つは、それぞれ現実にも今それだけの機能を十分国立大学が果たしているかということとちよつと置いて考へますと、期待な方向としては今先生御指摘のとおりだろうと思つてゐます。

特に博士課程等々になりますと、どうしてもこれは国立大学が重要な役割を果たさざるを得ないというのが今の姿でありますし、それから地域別に見たときに、私立大学の大部分、八割ぐらいが三大都市圏に集中をしております、それ以外の地域には国立がやはり役割を果たして行くという姿、遠くに、大都会に子供を国内留学をさせて高い親の仕送りというのはいり余りいい姿ではないのだからと、こう思つたりもいたしてあります。

それから、理工系でありますとかあるいは医療系でありますとかあるいは情報関係とか、そういった特に新しいニーズがあるところ、そして同時に、地域の活性化に役立つような、地域に開かれた、今まで少し地域に閉ざされた国立大学というイメージがありました、これからはもっと開かれていかなければなりません。

そういう意味では、今委員御指摘のこの三つの視点というのは非常にこれからの国立大学のあり方として重要であらうし、また、そういう意識で今それぞれの国立大学でも改革を進めていた

いてると思つておりますが、まだまだその取り組みが足りないと思われ大学もあるようでござりますので、一層の努力を促してまいりたいと思つております、さらにいい何か御議論があるかどうかというところで、今大学審議会でも御検討いただいでいるところでありませう。

○西委員 大変積極的な大学改革に関する大臣の御所見をちよつと議論になりましたけれども、次に、大学院のことについて若干御質問を申し上げます。

大臣は、先ほど申し上げました昨年十月の大学審議会においても、このようにおっしゃつておられます。これは、「二十一世紀の大学像と今後の改革方針について」というタイトルがついておられますが、その中で、大学院について、「全体として見れば、欧米の先進諸国に比して質・量ともに低い水準にある」という現状認識を話された上で、この質・量の充実強化を目指して、「例えば二〇一〇年に在学者数三十万人を目標とするなどの具体的整備目標について御検討いただきたい」、非常に厳しいながらも、これからの将来像を見据えた諮問を提案されました。

もちろん大臣は十分御承知のことだと思つておりますが、オーバードクター等が常に約二割程度でしよるか、いるという、こういう就職の問題が一つ出てまいります。大学院の量的な拡充を図れば、ますますこの卒業者の就職問題というのが大きくなつていくだろう、こう思つておりますが、このことに関する現状認識と、それから今後の雇用のことに関して見直しをお願いしたいと思います。

○佐々木政府委員 平成九年の三月のデータでござりますが、大学院修士課程卒業者の就職率は六八％でござります。また、博士課程卒業者の就職率は六三％でござります。その博士課程につきましては、従来からいわゆるオーバードクターが問題となつておるわけでござりますが、近年、博士課程在学者が急速に増加しているのに対して、オーバードクターの数は

は漸次減少の傾向にはござります。

オーバードクターとして学内にとどまつてゐる事情というのは必ずしも一概ではござりませんで、例えば、研究を続けながら適切な就職の機会というものを探しているというようなケースもござりますれば、学位論文の準備を進めてゐるというようなケースもござります。いろいろな理由があるわけでござりますけれども、我が国社会経済の発展あるいは学問の進展にとつて貴重な人材が、このような状態で長くいるということには問題があるというふうに考へておるわけでござります。

この問題につきましては、社会のニーズにこたへ得るような魅力ある大学院というものをまず構成して行くということが基本的に重要でござります、さらには、例えば、科学技術基本計画のポストドクター等一万人支援計画に基づく、研究者として活躍できる場の確保を進めるといったことも大事でござります、さらには、きめ細かい就職指導を大学院生について行つていくということも大事でござります。

こういった点、さまざまな施策を進めておるわけでござりますが、引き続き、これら施策の充実を図りまして、大学院生の就職ができる限り適切かつ順調に進むよう努めてまいりたいと思つておるところでござります。

○西委員 このことに関しまして、文部省の統計資料の学校基本調査、統計がずっと並んでゐる資料がござりますが、これを過去五年間ほどずっと眺めてみました。この中で、大学院を卒業した後どういう進路をたどつてゐるかというところを追跡したわけでござりますが、大きく分けて三つのポイントが挙げられると思つてゐます。

一つは、「無業者」という項目がござります。就職はしない、もしくはできない人ということだろうと思つてゐますが、この人たちがどんどん増加しておるわけでござります。平成八年度で申しまゝです、修士、博士課程で五万六千七百七人卒業してゐるんですが、七千七百七人が「無業者」という分類

項目になつております。過去五年間、最近五年間の卒業生の無業者の率をちよつと挙げてみますと、七三％から一一・五％という急速な高まりを示しております。これが一つです。

二つ目は、特に文系を専攻している女子の大学院卒業生が、修士課程では二割から三割、博士課程では四割から五割の人が就職できないという結果が出ております。

三つ目が、「無業者」とは別に「その他」という項目がありまして、ここがまた悩ましい。中身のちよつとわかりにくいところなんです、お聞きしたところが、それぞれのいろいろな理由があつてその項目に入つてゐるんだ、こういう文部省のお答えでした。死亡なったり、それから不詳、追跡できない、こんな結果も含まれてゐるようござります。

これらの方が修士、博士課程合わせて年間三千五百人ぐらいいるんですが、この人が全部亡くなつたとはお考えされませんが、中途退学をしたりということも修士、博士のこのグループから飛び出ちやつたということがかなり多いのではないかと、こういう感じを持つております。特に博士課程では一割以上が「その他」項目で出てゐる、こういう状況がござります。

先ほど答弁がありましたように、一万人の計画にも限界があるんですね。既にかなり充足しております、これも先々そんなに見通しが明るいわけではござりませぬ。

そんな意味で、大臣の諮問なされた、二〇一〇年までに三十万人というこの計画は、どちらかというと学部を少し縮減して大学院レベルを充実しよう、ことを中心に行つていただいで、量の充実については、社会的な動向等十分勘案しながら慎重にやるべきだと思つてゐます。

○佐々木政府委員 大学院につきましては、研究者養成という側面と、それから社会において活躍する高度な専門的職業人の養成という側面、その

二つがあるわけでございます。どちらかというところ、従来の大学院は研究者養成に傾いておったわけでございまして、必ずしも社会のニーズにこたえるような専門的職業人の養成がなされてきたかという点から見ると、疑問なしとしないわけでございます。

したがって、今後の大学院改革においては、社会の多様な要請にこたえ得る、そして職業人として十二分に活躍し得る人材を養成できるような教育内容あるいは教育方法の工夫改善を図っていくということがまず必要であるというふうに考えておるところでございます。

そういった大学院の役割ということ考えた場合に、大学院について、国際比較等も勸業しながら、どの程度その量的拡大を図っていくのか、妥当な大学院の規模ということについて、御指摘の大学審議会において御議論をいただきたいと思っておるわけでございます。あわせて、学部レベルをどの程度の規模とするのかということについても御議論をいただきたいと思っておるわけでございます。

その際、大学院の量的拡大を図る場合に、学部レベルの規模ということについて、現状のままがいいのか、縮減ということも視野に入れる必要がないのかということについても御検討をお願いしておるところでございます。

○西委員 時間が残り少なくなつてまいりました。最後に、大学の総枠のもう一つの視点として、社会人の皆さんの枠と外国人の留学生のことについて御質問をしたいと思います。

大学改革において、特に大学院の改革という面においては、留学生と社会人の受け入れというのは大変重要な施策だというふうに私は考えております。創造性という芽は、豊かな土壌、また幅広いいろいろな人の集まりによって育っていくものだ、こういうふうには思っておりますが、その豊かさというのは、文化の異なる留学生とさまざまな経験を積んだ社会人の皆さん、こういう人たちの集団が相まってきていくものだ、こう思うので

す。そういう意味では、大学院の質的な向上を図るために社会人の特別選抜制度の大幅な拡充を図っていくべきだ、こう思うわけですが。

もう一つは、留学生に関しては、二十一世紀初頭までに留学生を十万人にするといういわゆる十万人受け入れ計画があるわけですが、ここ二年ほど逆に下がりきみである、こういう現実がございます。

それ以上に、最近のアジア経済情勢によって、アジアを中心とした留学生は、ほとんどの皆さんがそうなのですが、大変厳しい状況に置かれております。それに対して、平成十年度の政府予算では、国費の留学生受け入れ計画、四千五百四十五人分二百十六億円、私費留学生八千五百四十人への学習奨励費として五十七億円、留学生を直接支援する費用としては、合計で二百七十三億円を計上しておられるというデータがございます。

この留学生を直接支援するための予算二百七十億円をもっと増額して、倍額ぐらいの予算をつけていくべきだ、それが近隣諸国に対する信頼であつて、ちょっと我が国の経済事情が思わしくなくなつたら、一番に計画を縮減する、または現状維持でとどめるといふようなことをやっている限りは信頼が得られない、私はこう思いますが、大臣の前向きな答弁をお願いしたいと思います。

○町村国務大臣 今、西委員御指摘の社会人入学生あるいは留学生の受け入れ、非常に大きな課題でございまして、積極的に進めていかなければいけない、こう思っております。

先ほどちょっとと大学院の関係でもそのことを局長が触れましたが、例えば、一年間でMBAといましようか、そういった経営の修士号を取れるようにするとか、今後さまざまな工夫、努力をしてまいりたい。しかも、よく聞きますのは、社会人の人ほどむしろ一生懸命勉強する、そのことがまた、遊びほうけているとは言いませんが、やや安直に流れている若い学生さんにはいい刺激を与えるといったようなこともあるようにございまして、

で、そうした副次効果も含めて、今後大いに進めてまいりたい。

あるいは、留学生につきましても、ちょっとこれも残念ながら十万人に対して五万人、足踏み状態という状況、今委員御指摘のとおりでございまして。なかなか財政が厳しいものですから、留学生予算、現状維持が精いっぱいといったような状況で来ております。

例えば今非常にアジアの通貨が混乱をしているというところで、韓国あるいはASEAN諸国の私費留学生が非常に困っているという状況もありましたので、先般、年度内の緊急対策ということで、一律、ささやかではございますけれども、一時金五万円を九千人の留学生に差し上げるべく今作業をやっております。今月中には何とか支給をしたい。

これは当面の対策として急遽作業中でございますが、さらに十年度におきましても、私費留学生に対する学習奨励費の受給者数の確保、こうしたことを含めまして、とりあえず留学生交流予算現状維持ではございますけれども確保させていただきまして、今後最大限の努力をまいりたいと考えております。

○西委員 終わります。

○高橋委員長 次に、石井都子さん。

○石井(都)委員 日本共産党の石井都子でございます。

今回の国立学校設置法の一部を改正する法律案は、医療短大を学部再編、昇格させることなどに伴う法改正でありまして、我が党は賛成するものであります。

私は、きょうは国立大学附属病院の看護婦不足問題について質問をしたいと思います。

私は、先月末に大阪大学医学部の附属病院を訪れました。職員組合の方々と懇談をする機会を得ました。いろいろ話があつたのですけれども、その中で、看護婦さんたちが過酷な勤務実態に置かれていられるということで、大変驚きました。

阪大病院は、九三年に大阪中之島から今の吹田

市に移転したわけですね。その移転後にますます労働条件が悪くなつていられるわけです。職員組合が九五年十二月に実施したアンケートがございまして、その中から実態を幾つか申し上げたいと思っております。

一つは、二人夜勤月八日以内という例の二・八体制、これは三割だということなんです。言うまでもなく、病院は入院患者を診るために日勤、夜勤、深夜勤と三交代勤務です。深夜労働は人間の生体リズムに有害であることは自明ですから、その負担を軽減するために回数を少なくしなければなりません。ところが、阪大病院では、この深夜、深夜の勤務回数が月に八日以内というのは三割台で、九日以上が七割近くあるんですね。文部省の調査でも、移転前の九二年の夜勤回数は平均で月七・五日です。移転後の九六年には月八・一日にふえています。

二つ目は、準夜勤では休憩時間が三十分しかとれないということなんです。人事院規則では、八時間を超える場合は一時間の休憩時間がとれることになっておりますが、その実態は、準夜勤の場合、十六分から三十分以内だ、そう答えた方が五〇%おりました。食事も満足にとれないし、走り回っているという姿が浮かぶではありませんか。

また三つ目には、年休がとれないのです。公務員の場合は二十日の年休がございまして、四二%の看護婦さんはその半分の十日以下なんです。これも、文部省の資料でも、九二年では平均十四・二日取得されておりました。それが九六年では十三・四日に低下しているんです。

それから、サビス残業の問題ですね。今大学は、事務職員含めてこういうサビス残業が当たり前のようになつていまして、看護婦さん、看護婦さんの場合、残業が二十時間以上が四三%、驚くことに、五十時間以上が五・四%もあります。半数の看護婦さんが長時間労働をしている。深夜勤が朝八時半に明けまされけれども、その後、残業が十一時半まで続く。超勤手当は二時間ですから、いわばサビス残業しているということになるわ

けです。以上、このような実態を申し上げましたけれども、これは看護職員が不足していることに起因するものです。

○佐々木政府委員 病院における看護婦の夜勤回数あるいは年休の取得状況等については、例えば大阪大学については、御指摘のように、夜勤回数でいえば、平成四年度に七・五回であったものが、平成八年度には八・一回になっていて、年休取得日数については、平成四年度十四・二日が、平成八年度十三・四日になっている、そのような事実を把握しておられるところでしょうか。

○石井(都)委員 人事院にお聞きしたいと思っております。二人夜勤、月八日以内といういわゆる二・八判定です、これは今から三十二年前の一九六五年の五月に出されたというふうに記憶していますけれども、簡潔にその経緯、行政措置要求と判定内容の要旨並びに判定勧告後の達成状況を御報告ください。

○遠藤説明員 お答え申し上げます。ただいま御質問のありました昭和四十年の判定、いわゆる二・八判定でございますけれども、これは、全日本国立医療労働組合委員長から昭和三十八年四月十九日付で提出された看護婦、准看護婦及び助産婦の夜間勤務規制等に関する行政措置要求について、昭和四十年五月二十四日に判定したものでございます。

その内容の概要を申し上げますと、まず一つ目は、一人夜勤で足りると考えられる看護単位につきましては、突発事態の発生などに備えた措置などを講じれば足りる、その他の看護単位については、計画的に一人夜勤を廃止すること、これが一つ目でございます。二つ目として、月間の平均夜勤日数、これを約八日を目標とすることなどを示して、それへ向けての努力を促したものであるとさせていただきます。

この判定を踏まえまして、関係省庁において目標達成に向けて努力がされてきているものと承知しております。

○石井(都)委員 それで、文部省にお聞きしたいのですが、厚生省の管轄である国立病院では基本的に達成されているんじゃないでしょうか。同じ国立の機関である文部省管轄下の国立大学附属病院では未達成だというのはどういうわけなんですか。厚生省とは全く違う何か正当で合理的な理由が文部省にはあるのかどうか。なぜかと言われるのでしょうか、お聞きしたいと思っております。

○佐々木政府委員 国立大学の附属病院につきましては、従来から、人事院の二・八判定に基づき、夜勤体制については、複数体制、月八日以内とすることを目標に看護婦の増員を図ってきたところでございます。この結果、平成四年度には、複数夜勤体制となった看護単位数が九四・二％、一人当たり月の夜勤回数が八・七回であったわけでございますが、平成八年度には、それぞれ九七・一％、八・四回と、漸次改善が図られてきておるところでございます。

国立大学附属病院においては、高度医療の提供を一つの使命としておりますことから、重症患者の比率が高く、場合によっては三人以上の夜勤体制を組む必要がある、二人勤務体制のうち約四割が三人以上の勤務体制でございます。そういう状況があることから、現在のところ、複数夜勤で月八回の夜勤体制を達成するには至っておられない状況でございます。

今後、国立大学附属病院における看護婦の定員の充実に努めることを通しまして、複数夜勤で八回の夜勤体制の実現に向けて、さらなる努力をしておまいりたいと思っております。○石井(都)委員 二・八体制というのは最低の条件だと思っております。今お話しのように、国立大学附属病院は高度医療ということを目指して、いまさら、そういう意味ではもっと、二人じゃなくして三人にもしなさいいけないというのは当然だと

思うのですけれども、三人でしているからまだ達成できないというのでは、これは理由にならないわけですよ。だから、その状況について、文部省はもっと努力をする必要があるというふうにまず思っています。

人事院にもう一度お尋ねしますけれども、人事院がみずから妥当だとした二・八判定が、今もって達成できていないというか、ないがしろにされているわけですから、それについてどうお考えなのか。

国家公務員の場合には、争議権が取り上げられたかわりに行政措置、この要求権が与えられているわけですね。その要求に対して、妥当だ、こういう判定が下されているわけですから、こういう今の実態、ないがしろにされていることを見ても、ふりをして続けるつもりなのかどうか。

この点は、私は大阪病院の例を引きましたけれども、今、全国四十二カ所の国立大学附属病院の実態は似たり寄ったりだと思っております。人事院は権限を持っていらっしゃるわけですから、やはり一斉に全部の大学病院を再調査すべきだ、厳しく再勧告をする、そのぐらいの取り組みをしていただきたいと思っております。

○遠藤説明員 お答え申し上げます。今御質問のこの問題は、定員枠、それから医療の内容を含む看護体制のあり方、病院の勤務環境等種々の現実的な条件と密接に関係する極めて難しい問題であると思っております。関係省庁におきまして、人員増がなされるなど、目標達成に向けてできる限りの努力がされているものと承知しております。

今後とも、それらの改善状況を見守りながら、引き続き関係各機関の御努力をお願いしたい、このように考えております。○石井(都)委員 次に、財政構造改革法の関係でちよっとお尋ねしたいのですけれども、昨年末、私どもは反対しましたけれどもこれは成立したわけですが、この法律によって、国立学校特別会計への一般会計の繰り入れは前年度同額かそれ以下

に抑えられてしまうわけですね。この法律どおりに行われるならば、大学病院が一層収益を上げよう今以上に稼働率アップが要求されることになる。一方で、支出削減のための人減らしが進むのではないかとこのように思っています。

ちよっと数字でお願いしたいのですけれども、文部省に大阪病院から増員要求というのは何名出されているのか。あるいは、この五年間で実際どのくらい増員されたのでしょうか。また、第九次の定員削減計画では何名減らされるのか、お聞きしておきたいと思っております。

○佐々木政府委員 大阪大学からの増員要求が何名かということについては、ちよっと手元に資料がございませんが、大阪大学に措置された数といましては、五年間でございまして、平成六年度から平成八年度まではそれぞれの年次に二人でございまして、それから、平成九年度は一人、平成十年度も一人の予定でございまして、次に、第九次の定員の関係でございまして、平成九年度からの五年間で、大阪大学につきましては三名の削減を予定しておるところでございます。

○石井(都)委員 大学の定員削減というのは大変厳しいもので年々来ているわけですが、これ以上進んだら本当に大変なことになるというふうに私たちは考えているところですが、最後に文部大臣の御決意を伺っておきたいのですけれども、国立大学附属病院は、他の一般医療機関と違いまして、臓器移植など高度先端医療の研究、治療、開発、また医師の教育、養成など社会的に大きな役割を果たさなければならぬわけでありまして、しかし、今私が申し上げましたとおり、その現場で働くスタッフである看護婦さんの労働条件は大変劣悪であります。これは何も阪大だけに限りません。

私どものところには日本共産党九州・沖縄ブロック事務所がございまして、その小沢和秋事務所長から、元衆議院議員ですけれども、九大の附属病院も本当に全く同じような状態だ、どうし

てこういう状態が大学の中であるのかということ、本当に怒りを込めたというか驚くような報告も寄せられているのです。

事態はほかにもございますが、私はきょうは申し上げませんけれども、ぜひ大臣に伺いたいのは、三十二年前に人事院から勧告された二・八判定が、いまだに達成されていない。しかもその当時、職員団体が一九六三年に出した行政措置要求では二・六体制なんです。二人で月六回までという要求だったわけです。

三十五年経過して、この間、本当に日本の社会状況は変わりました。労働基準法や国家公務員勤務時間法も大きく変わりました。週四十時間制となつて、そのほか、介護、育児休業法、看護婦確保法が次々と制定されてまいりました。

だから、三十二年もたつてまだ達成できていないということについては、やはり文部省はもっと責任を感じていただきたいというふうに思うのです。こういう状態であれば重大な医療事故さえ発生しかねない、現場はそういう危機感さえ持つておられます。

そういう点で、一日も早くこの体制を達成するためにどうされるのか。看護職員の増員の決意をお聞きいたしまして、質問を終わりたいと思っております。

○町村国務大臣 たいいま石井委員から、阪大を例にとられまして、その附属病院における看護婦さんたちの厳しい勤務条件の様子を教えてくださいまして、ありがとうございます。

二・八体制の確立ということではいろいろ努力もしてまいっております。今、なかなか財政も厳しいし、定員も厳しい中で、国立病院全体の増員の中では看護婦さんに重点的にそれを充ててきているという過去の取り組みもあるわけでございますが、現実、それでは二・八体制の確立ができていないか、そこまですべてかというところ、委員御指摘のとおり、未達の状態であることは率直に認めなければならぬ、かように考えておりますので、今の委員の御指摘も踏まえながら、また、それぞ

れの病院の現場の実情もよく伺いながら、看護婦の増員に向けて今後ともさらに重点的に対処してまいりたい、かように考えております。

○石井(都)委員 終わります。

○高橋委員長 次に、保坂展人君。

○保坂委員 社会民主党の保坂展人です。本日は、日本の国立大学にぜひ変わっていただきたいという趣旨で、とりわけ外国人学校の生徒の受け入れの問題に絞って質問をさせていただきますと思います。

「論座」という雑誌、ことしの三月号ですが、横浜中華学院の校長の杜國輝さんという方がこのよなことを書いておられます。これは朝日新聞の記事を引用しているのですが、

——信州大学が一九九〇年度から九三年度にかけて、台湾系の外国人学校である東京中華学校の生徒や卒業生に留学生枠での受験を認め、計四人が入学していたことがわかった。外国人学校は各種学校のため、文部省が大学入学資格を認めないとしており、国立大学は受験の門戸を閉ざしてきた。信州大学は現在、「受験や入学を認めたのは誤りだった。来年度以降は受験を受け付けない」としている。文部省大学課は「大学に事情を聞き指導したい」と話している。ただし、すでに卒業した四人については合格は取り消さない方針だ——。

横浜の中華学校の先生ですが、学校内で驚きの声が上がったということを書かれておられます。そして、この先生は、もしこの記事が、国立大学ではなく公立や私立の大学であったなら全く驚かなかった。なぜなら、全国の公立あるいは私立の多くが既に外国人学校の高三の生徒や卒業生に入学資格を与えているからである。何も外国人学校の生徒を日本の高校生より有利な条件で国立大学に入学させると言っているわけではない、公立や私立の大学と同様に受験のチャンスを与えてほしい、こういうふうに言われているわけです。このことについていろいろ細かく聞いていきたいのですけれども、これまでの文部省の説明によ

れば、学校教育法施行規則第六十九条において、外国において学校教育における十二年の課程を修了した者については、国立大学は受験できるんだということなんです。

そこを具体的に聞きたいのですが、ドイツあるいはフランスで十二年間の課程を修了している、例えばアビトゥア、バカロレアなどの試験を通過しなくても日本の大学に入学資格がある。ただし、日本にあるドイツ人学校の卒業だけでは、今度はアビトゥアを通らなければいけない。それはちよつと矛盾するように思うのですが、いかがでしょうか。

○佐々木政府委員 外国において学校教育における十二年の課程を修了した者に我が国の大学入学資格を認めておるわけでございますが、これは、各国の学校教育制度体系が異なる現状にありますので、国際交流の観点から、外国における十二年の課程の修了をもつて我が国の初等中等教育修了と同等の学力があると認められる、そういう考え方によって認めておるものでございます。

したがって、御指摘のように、ドイツあるいはフランスにおいて学校教育の十二年の課程を修了していれば、アビトゥア資格の有無にかかわらず、我が国の大学入学資格を認めておるところでございます。

これに對しまして、我が国にあるいわゆる外国人学校につきましては、我が国の国内にある限りは、我が国の法令、制度によってその施設が位置づけられているわけでございます。その場合、これらの外国人学校は各種学校あるいは無認可の施設でございますので、その修了者に大学入学資格は認められない、そういう扱いになってございます。

したがって、これらの修了者につきましては、アビトゥア資格というものは国際バカロレア資格というものの取得がなされれば、これについて大学入学資格を認める扱いとなっております。ところでございまして、その両者の取り扱いに特段の矛盾は存しないと考えておるところでございます。

ます。

○保坂委員 なるべく簡潔に答弁をお願いします。矛盾がないというお答えでしたけれども、それでは、親が海外に赴任した関係で海外の学校に行かなければいけないという日本人の子供たちが海外のインターナショナルスクールを卒業した場合、日本の大学の入学の資格はあるのかというところで、文部省の説明ですと、国際バカロレアを取ればいいということがございます。

ただし、どうしてもバカロレアがなければならぬということではなくて、事実上その国の教育体系の中に準拠している学校であれば日本の大学を受験する資格として認めるというふうに聞いているのですが、間違いないでしょうか。

○佐々木政府委員 外国のインターナショナルスクールについてはさまざまな位置づけがなされておられて、一律な扱いとはなつておらないわけでございます。

国外のインターナショナルスクールがその国において学校教育における十二年の課程に正規に位置づけられておる場合には、我が国の大学入学資格が認められます。そのような正規の位置づけがなされていない場合、国際バカロレア資格を取得している場合には我が国の大学入学資格が認められるということでございます。

○保坂委員 今言われたように、マレーシアのインターナショナルスクールはマレーシアの大学に入る、したがって、バカロレアの取得の必要はないということ、文部省の方から聞いております。文部省あるいは中教審等々でも、国際化の時代である、そして大いに交流をして学ぶ、こういう時代になっているということは再三繰り返されているわけですか。

視点を移しまして、例えば韓国の子供がマレーシアのインターナショナルスクールを出れば、マレーシアの学校は受験できるのです。ところが、日本のインターナショナルスクールを出ても日本の国立大学は受験できない。これは矛盾しないでしょうか。簡潔にお願いします。

○佐々木政府委員 マレーシアにおけるインターナショナルスクールの位置づけについては、詳細には承知しておらないところがございますけれども、仮にそのインターナショナルスクールがマレーシアの学校教育における十二年の課程に位置づけられているのであれば、我が国の大学入学資格というものが認められるわけがございます。

○保坂委員 ということは、今おっしゃったように、インターナショナルスクールといっても、世界四十カ国百二十校もあって、十二年制、十年年制とさまざまな体系があるということでございます。国際バカロレアをクリアすれば大丈夫だということなんです。この資格がない場合、あるいは今言われたように、その国の教育体系に準拠していない場合というスタイルもあるようです。

そうすると、同じインターナショナルスクールでも、例えば二年ごとに赴任地を変わっていくような商社マンのお子さんだとしたならば、たまたまこの国で終わったのかによって日本の国立大学を受験する資格がある場合とない場合が出てくるということになると思うのですけれども、日本人の生徒が海外でインターナショナルスクールを卒業した場合は、一応全部認めているというふう

に解釈してよろしいでしょうか。

○佐々木政府委員 それは、そのインターナショナルスクールのその国における位置づけの問題でございまして、その国において学校教育における十二年の正規の課程として位置づけられているというインターナショナルスクールであれば、我が国の入学資格が認められるということでございます。

○保坂委員 ちょっとよく質問を聞いてほしいのですけれども、そのことはもう再三伺ってわかっているわけですか。

そうではなくて、御存じのように、インターナショナルスクールにはさまざまなスタイルがあるわけですが、したがって、どの国でどうだともう細かく言わないで、国立大学においては、インターナショナルスクールに十二年いたたのであればもう

認めるということが現実に行われてはいませんかということを知りたいのです。御存じないならなというふうにはつきり言っておきたい。

○佐々木政府委員 国立大学においては、そのような扱いはなっておりません。

○保坂委員 これは、実はある国立大学の大学入学資格、文部省と細かく詰めていった文書なんですけれども、これによると、原則は、先ほどから言われているように外国に十二年だ。そしてインターナショナルスクールにおいても、学校教育における十二年の課程を修了した者が原則であるというふうになっているのですが、例えばアメリカンスクールというふうになってくると、これは在留する国の教育制度で大学受験を認めているかどうか問題となる。もし在留国でも認めているとすれば我が国でも認めてよいと解する、こういう理解。

しかし、そういうふうになってくると、東南アジアに在留している子供たちの場合はアメリカンスクールの卒業が多くて、在留国によってバランスを欠いてしまう、いろいろな扱いが違ってしまふということ、募集要項には明文化しないけれども、もう帰国子女としてアメリカンスクールも認めてしまふ。

その後、インターナショナルスクールについても、先ほど言ったようにIB資格をインターナショナルスクールで取得する人は少ないので、十二年課程のインターナショナルスクールであれば、これはもうアメリカンスクールと同様の判断で認めていこうという扱いになっているという文書なんです、いかがですか。

○佐々木政府委員 現在、そのようなことを規定しておるということについては、承知しております。

○保坂委員 ここで文部大臣にも伺いたいですけれども、こういうことなんです。

要するに、日本の子供たちは海外のインターナショナルスクールを出て、そして事実上国立大学にも入っているわけなんです。ところが、海外の子供たちあるいは日本人の生徒で、日本のイン

ターナショナルスクールを出ても国立大学の資格が得られない。これは、国際化の時代の中でもう考えてよいのではないかと思うのですが、率直な御感想をお願いします。

○町村国務大臣 私は、委員のように大変専門的にこの分野、余り詳しくないので、なかなか申し上げるのは難しいのでありますが、私の知り得る限りで言いますと、国内の外国人学校はほとんどが各種学校だということで、確かに各種学校といゆる学校教育法一条校とはいろいろな意味で資格要件が異なっております。

したがって、それを一律に同じように扱えるかどうかという点、そこにはやはりどうしても違いが出てくることはやむを得ないのだろうなと思っております。これは、我が国の教育体系というものがもう少し弾力的であり、複線化していいと私は思いますが、この一点はなかなか根幹にかかわる部分でございますので、やはり慎重に考えなければいけないのではないかなというふう

に、今のやりとりを聞きながらもおそう思ったところでございます。

○保坂委員 もう一度町村文部大臣に伺いますけれども、例えば在日韓国人のお子さんで、小中は東京韓国学校で過ごして、そして高校は韓国。そうすると、日本の国立大学には入れるわけですか。ところが、韓国人で、小中は本国で、高校に来て東京韓国学校を卒業しても、これはだめだ。教育の内容は実質的に同じではないかということなんですけれども、いかがでしょうか。

○佐々木政府委員 御指摘のように、外国において学校教育における十二年の課程を修了した者に ついては、我が国の大学入学資格が認められておりますので、韓国において十二年の課程を修了していれば、高等学校段階のみであっても大学入学資格は認められるわけでございます。

他方、我が国において外国人学校を修了した者につきましても、繰り返しになるわけですが、恐縮でございますが、我が国の国内にあるというゆえに、我が国の法令、制度によっての位置づけが

各種学校あるいは無認可の施設ということでございますので、その修了者には大学入学資格が認められないという扱いとなっておりますのでござい

ます。

○保坂委員 それじゃ伺いますけれども、文部省に国際教育室がございすよ。今、文部省の原則を繰り返したけれども、文部省の国際教育室が、各種学校として位置づけられている外国人学校の数、小中高で例えばどのくらいあつて、その体系、教育の仕組みはどのようになっているのかというのをどの程度把握されておるか。調査されて、いつも把握して見ているので

しょう。

○両宮政府委員 我が国におきます外国人学校の設置状況についてのお尋ねでございます。平成九年の五月一日現在で、各種学校として認可を受けている学校といたしましては、合計で百三十というところでございまして、韓国等の系統のものがあるうちの百というところでござい

ます。

○保坂委員 私の調べた学校教育基本調査報告書平成九年版によると、百三十五というふうに見えるのでございます。

それじゃ、今、小中高のそれぞれの学生数、そして、どういった教育のカリキュラムで運営されているのか。例えば授業時間が年間二千八百時間という専修学校高等課程での基準があるようですが、外国人学校の高等部の年間授業時間などは把握されておられますか、どうでしょうか。

○両宮政府委員 まず在籍数でございますが、一つ前の年で恐縮でございますが、二万九千九百二十一人というところでございまして、小中高の内訳につきましても、現在資料を持っておりません。約三万人というところでござい

ます。

それから、カリキュラムにつきまして、御案内のように、各種学校につきましても、御案内のようカリキュラムでどうこうという規定もないわけでございますし、文部省としても所轄庁の立場に立っておらないということもござい

ますので、私どもとして、いかなる教育内容がそれぞれの外

国人学校で行われているかということについては承知していません。

○保坂委員 文部省設置法施行規則十八条の十二によると、学術国際局国際企画課は、外国人に対する教育の振興及び普及に係る企画、調査及び連絡調整に関する事務を処理するため、国際教育室を置くというふうになっているようですが、今の御答弁では、どうでしょうか、ちょっと不十分じゃないでしょうか。

町村大臣、いろいろな原則があるという話ばかりでしたが、三万人近いお子さんたちがいて、何のキャリアも把握していないということでは、どうでしょうか。

○町村国務大臣 各種学校というものに対する考へ方、位置づけではなからうかと思っております。ありとあらゆることを文部省が知っております。要もないし、特に各種学校、そういうものは、ある意味では余り政府のいろいろな制約とかその他もないかわりに、自由にどうぞ教育をしてくださいという逆のメリットもありますから、必ずしも、そこらでどういう教育がされているかということについて、詳細な報告を求めたり何なりということが果たして必要なかどうか。逆に、そういうことをやりますと、かえって各種学校よさが失われるという面もあるのではなからうかと思っております。

○保坂委員 もう一度大臣に伺いますが、長い歴史の中で、そして事実上の教育を受けて、しかもこれは、さつき読み上げたように、推薦入試とか、無条件に大学に入れてくれと言っているわけではないのですか。

そうではなくて、例えば慶応大学とか早稲田大学とか、多くの私大が、じゃ、入試はどうぞ受けてください、それで、合格すれば入れますよという取り扱いは行っているわけですね。公立の大学でもそうです。ただ、国立大学だけが、ここにこだわってやらない。ここは少し工夫というか、これはぜひ大臣の肉声でお願いしたいのですか。全くこれを見直さないと、国際社会の中で、そ

れぞれの国同士のおつき合いの中でもいろいろ困った面も出てくると思いますが、いかがでしょうか。

○町村国務大臣 教育制度というのは、それぞれ国の歴史があり、それぞれの考え方があってできているのだらうと思えます。

でありますから、確かに日本は戦後、六・三・三・四という、基本的にはアメリカの形を入れましたけれども、じゃ、その実態はどうかという、相当違っております。したがって、外国がこうだから、日本もこうだというぐあいにはなかなかなくて、まさに教育というものは、それぞれ国の文化なり歴史なり考え方を反映する制度でございまして、必ずしもそこは、私は、保坂委員のおっしゃるとおりであっていいのかな。

○保坂委員 町村大臣、実は、私立大学あるいは公立大学は受け入れている。そして、実質学費機会を、受験を認めて、学生になって、ちゃんと社会人になっている。その現実をやはり尊重していただきたい。そこを尊重すれば、国立大学の扱いかと思いますが、いかがでしょうか。

○町村国務大臣 日弁連でございまして、要請書もいただきましたので検討はしておりますが、これはまさに根幹にかかわる話としてなかなか難しいのではなからうか、こう考えております。

○保坂委員 じゃ、外務省にお願いしております。

○保坂委員 じゃ、外務省にお願いしております。

ない。そして、NGOのカウンターパートナー、いろいろ意見を言うでしょう。そして恐らく、今のこのやりとりをもっと進展させていたただかないと、なかなか国際社会での理解が得られないのではないかと思えますが、外務省の方、いかがでしょうか。

○赤坂説明員 今御指摘のとおり、ことしの五月下旬に、児童の権利委員会におきまして、平成八年五月に我が国が提出いたしました児童の権利条約に関する政府報告書の審査が行われる予定でございまして、ジュネーブで行われます。

政府としまして、児童の人権尊重の重要性にかんがみまして、児童の権利委員会との建設的な対話を行うべく、誠意を持って報告書審査に臨むこととしております。

また、児童の権利条約の趣旨に従いまして、この条約の実施に向けた民間レベルでのさまざまな活動についても、その重要性を十分認識しているところであります。

外務省といたしまして、非政府関係機関との継続的な対話、報告書作成過程におきまして多くの民間団体等からも寄せられました意見を参考とさせていただきます。今回のジュネーブでの報告書審査に向けても関係の非政府関係機関等との意見交換を行ってまいります。

○保坂委員 最後になりますが、こういう制度のおかげで、大臣、日本のインタナショナルスクールに例えば十一年在学して一年だけどこか海外に行くという場合に、要するに全体で十二年の換算で入学資格が取れちゃう、ずうっといって取れないというような矛盾があります。

今、外務省のお答えでも、これは非政府組織NGOとの意見交換もしつつそういう論議をしていこうという趣旨でございましたので、ぜひ大臣も、いろいろ難しい点を含みながらも、やはり論議を始めていただきたいということをお願ひしたいのですが、いかがでしょうか。

○町村国務大臣 一定の論議を、私はこれは論議

するとかしないとかいうことをあらかじめ申し上げるつもりはございません。

○保坂委員 それでは、これで終わります。

○高橋委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○高橋委員長 これより討論に入るのであります。討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

内閣提出、国立学校設置法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○高橋委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願ひいたしますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○高橋委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○高橋委員長 正午から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午前十一時十一分休憩

午後零時六分開議

○高橋委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。内閣提出、日本育英会法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。奥山茂彦君。

〔委員長退席、河村(建)委員長代理着席〕

○奥山委員 私は、自由民主党の奥山でございます。

す。文教委員会に入らせていただいて初めての質問でありますので、どうぞよろしくお願ひします。ところで、先日、大臣がNHKの教育討論会でいろいろな議論をされておりました。現在の刃物殺傷事件とか、青少年の心の教育の問題、いろいろな議論が出ておりました。私もずっと最後まで拝見をさせていただいたわけでありました。

最近、教育をめぐるいろいろな事件を思うとき、現在、戦後教育が五十年を経過いたしました。その教育制度の総括を一遍しなければならぬ、そんな状態になっておるのじゃなからうかと思ひます。特に、この制度が疲弊を起しておるといふようなことが、日本の経済と同じように、いろいろ言われておるわけでありました。

我々は、日本が貧しかった時代の教育をずっと受けてきたわけでありました。私自身も小学校時代は、空襲の焼け跡、あるいはまた麦飯を食べたり、そういうふうなこともよく覚えておりますし、隣近所でカキをとつてみたりアドウをとつてみたりとかいうことで近所のおやじからよく怒られたり、そういうこともあったわけでありました。

そして、これはもうほとんどの小学校にそうだとおもうのですが、二宮尊徳の銅像が置いてありました。また、親孝行も頑固にやはり教えてくれる先生もおられたわけでありました。我々も、親の言うことは絶対だということであつてきたわけでありました。

こういう時代の教育から——最近私のところにある親が相談に来られて、実はうちの息子がバイクに乗ってスピードを出し過ぎて検挙された、このままいくと免許取り上げや、何とかしてやらせませんか、こんな話であつたわけでありました。私はそのお父さんといろいろ話をする中において、その家が新しく建つた、家が建つとともに家具も新しくなつて、息子には新しい車とバイクを買つてやつた。まだ二十になるかならぬかの息子はそのバイクを乗り回して、スピード違反でたびたび捕まつて、免許取り消しになつた、こういうことでもあります。

結局はそのお父さんに私も、そのバイクを買つたのはお父さんですやると。息子を甘えさせておる、しかもまた息子が免許取り消しになる、それを親が頼みに来る、こういうふうな家庭は少ないとは私は思ひますけれども、しかし、往々にしてこういう親が多いわけでありました。

そんなこととともに、最近、学校においていじめの問題とかあるいは生徒間のトラブルとかそういう問題に遭つても、なかなか子供は先生に相談をしない、こんなことをよく現場でも聞くわけでありました。

我々、こういうことをいろいろ考えるときに、豊かな時代の教育観というのですか倫理観、そういうものが今もって確立されておらないように私は思ひます。現在の日本社会が政治的、経済的な閉塞状態になつておるということがずっと言われてまいりまして、戦後教育の中で、知識の詰め込みや、あるいはまた現在の受験戦争を中心とする過剰な競争社会の中で、何か日本人全体が、高學歷でないとなかなか一人前と認めてくれない、今そんな社会の体質が蔓延してゐるわけでありました。

こういう中で、今回の中央教育審議会の答申の中でこんな言葉がありました。高等教育において、大学進学のとときに人生レースの勝負が決まるような制度ではなくして、回り道も十分評価されるような方向を目指す、こういうことでありました。

かつてイギリスのチャールズ首相もあるいはワシントン大統領も落第生であつたというふうな話を我々は聞いたわけでありまして、こういう豊かな時代の中の教育といふものは果たしてどういふ姿でなければいけないかといふことを、一度大臣のお考えを聞きながら奨学英学制度の問題に入らせていただきたいと思います。

確かに、今委員御指摘のように、豊かな時代の教育、もっと言ひますと、豊かな時代に我々日本人がどう生きていつたらいいのか、これは多分日本人全体の課題でもあるのだらうと思ひます。我々はどうしても、貧しい時代にでき上がったいろいろな制度、奨学金制度もその一つかもしれませんが、もろもろの制度、もろもろの考え方、貧しいとか行き渡らないといふことを前提にすべて考へてきた。しかし今は、御指摘のように、もうお父さんは何でも子供に買つてあげられる、すべてではないにしても、かなりそういう豊かさが出てきたといふことであらうかと思ひます。

これが私のことで大変恐縮なんですけれども、私は、定時制の高校を卒業し、それから就職をし会社へ行つたわけでありました。そうしますと、定時制であつても、その扱いは中学生としての扱い、中学卒の扱いでありました。最近はその扱いがどういふに思ひますけれども、我々の時代はまだそういう傾向が非常に強かつたわけでありました。最近には特にそういう高學歷志向という状態であつて、みんながそれに向けて、大臣もよくおっしゃるのですけれども、日本人は、一つの方向を向けと言つたら一斉にそこへ走り出すというふうな社会になつておるのです。

もしませんが、例えば、私の地元であります、北海道で幸せの図式というのは、北海道大学を卒業して北海道拓殖銀行に勤めることだったので。なぜならば、拓殖は北海道で一番お給料がいいのです。ところが、その幸せの図式が今もろくも崩れ去ってしまいました。拓殖が倒産をいたしました。ある意味では、親御さんたちにとって、学生にとっても大変ショックなんです。

しかし、考えてみると、これは昔からそうであつて、それは山一にしてもどこにしても立派な会社がつぶれるのは残念なことでありますが、また、そこに働いていて職を失う方々の厳しさはいかばかりかと思ひますが、考えてみると、どこに勤めたか、立派な会社に入ったということがもともと一生幸せだということを何ら保証するものではないといふことは、もともとそうだったのだからと思ふのです。ただ、ある確率を持って、それは高度成長期には言えた事実だろうと思ひます。

そうじゃないよといふことがだんだんわかつてきたし、まして、大学を出てどこか一流会社へ入ることよりも、例えば、自分は調理の能力があつて料理の鉄人とも言われて、そうやって稼いだ方が、もしかしたら所得という面だけから見ればはるかに高いかもしれない、それから社会的な尊敬も受けるかもしれない。委員が言われるような多様な価値尺度というものがもつともつこの世の中になければならないし、そういう社会をつくっていくことが非常に重要なのだろう、私はこう思つております。

したがって、委員がさつき言われたように、大学の進学の時点で人生の一生が決まってしまうんだという、そんなばかなことがあつてはならないし、そうでない社会を、我々、さまざまな努力をしてつくり上げていく、そういう努力をしていくことが必要なんだろうな、かように思つております。

○奥山委員 ありがとうございます。
そこで本来の、日本育英会法の一部を改正する法律案について少しばかり入つてまいりたいと思ひます。

教育基本法の第三条に、「国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によつて修学困難な者に対して、奨学の方法を講じなければならぬ。」といふことになつております。それに基づいてこの奨学金制度といふものがつくられていくわけでありますが、これも、発足してからもう五十年近いことになるのです。

かつては、やはり苦学生といふものがたくさんいたわけでありました。しかし最近では、いわゆる苦学生と言われるような、授業料を日々払うのが非常に難しい、しんどい、こういうふうな学生は最近非常に少ないのじゃないかと思ひます。親からのあり余るほどの仕送りを受けて、今、学生は、どつちかといふと比較的優雅な生活をして、おけるケースが多いと思ひます。それは学生は、一方においては積極的アルバイトしたり、そういうことをしているわけでありますが、どちらかというと小遣い稼ぎをしているというふうな時代にはやはり入つてきたわけでありました。

そういう中で奨学金制度はどういう方向に持つていかなければならぬかということになるわけでありますが、そういう点で、この奨学金制度を今後、存続させるのであれば、どういふ制度として存続させていくのか、どういふ内容にしたいのか、かといふことがやはりこれからの課題であるかと思ひます。その辺についてお尋ねをしたいと思います。

○町村国務大臣 この日本育英会は、昭和十九年といふ、まさに終戦直前の年にできた。当時の人は大変な決断をしたものだとも思つたりも思つておりますが、それから五十有余年、非常に世の中は変わつてまいりました。

委員御指摘のとおり、本日に厳しい経済の時代から、所得がかなり豊かな時代になつてきたといつたような変化、あるいは、大学の進学率一つとりましても相当ふえてまいりまして、大学、短大含めて四十数%という時代にも変わつてきたりとか、あるいは、にもかかわらず、やはりいろいろな意味でトータルな学費が、例えば地方から東京

に学生さん一人を私立大学に送ると百万円以上仕送りがかかるというのは、決して親にとっては少くない負担なんだろう、こう思つたりもしております。それから、だんだん大学院に行く人の数もふえてまいりました。これもまた新しい奨学金需要としてはふえてきています。

こんなさまざまな変化を踏まえながら今日の奨学金があるわけでありまして、確かにこの辺で一度、基本的な奨学金のあり方についての頭の整理をやらなければいけない時代に来ているなど思つておりました。

たまさか今度、財投のあり方というのを見直すといふことで、資金運用審議会だつたと思ひますが、その報告が出されて、この教育の分野は、これからの引続き財投資金を活用できる分野ではないか、そんな御指摘も実はいただいておられますので、私も少しそうしたこと踏まえながら、新しい時代における奨学金のあり方、まだきちんと実は整理ができていないので申しわけないのでありますが、今後鋭意、まずその辺の基本的な考え方に立つて、どういふ施策をさらに強化していくのかといふことを、もう一度頭の整理をやつていきたいと思います。

○奥山委員 そこで今回、この改正案で、教職員は返還が免除されているのですが、この制度が廃止になる、これは今の時代の趨勢の中ではもうやむを得ぬのじゃないかといふふうに私は思ひます。

ただ、ここで少し数字的な話もあるのですが、この返還免除制度の廃止といふことで、実際にどの程度の返還金の増額が見込めるのかといふことが一つ、それから、今回のこの制度の改正によつて、すぐには返還金の増に結びつかないものも多いわけでありまして、将来的な財源の確保を見込んでいく中におきまして、この奨学金の使道ですね。

て、専修学校なんかからは、もつこの制度を充実にしてほしい、増額をしてほしい、こういうふうな要望も出されているわけでありまして、そういうこともろもろ考えて、この制度、具体的はどういう形で給付の方をしていけるのか、その辺をお尋ねしたいと思ひます。

○佐々木政府委員 現在御審議いただいております法案におきまして、返還免除制度の廃止につきましては、平成十年度入学者から適用することとしております。

したがらうして、例えば大学学部では、平成十四年度から年々約七億円ずつ返還金が増加すること等により次第に返還金が増加していき、年間でございまして、平成二十八年以降は、年間でございまして、全体で約百十億円の増加が見込まれるところでございます。

お尋ねにございました大学の夜間部の関係でございまして、これにつきましては、大学の昼間部の学生と何ら区別することなく採用を行つておられるところございまして、平成八年度においては、一年生の採用が、全体で七万五千六百七十人ございまして、夜間部学生は二千九百六十六人の採用となつておられるところございまして、一年生全体の貸与率で申しますれば、八・一%の貸与率となつておられるところでございます。

なお、平成十年度の予算におきましては、貸与人員の増を図ることとしておられて、専修学校の専門課程につきましても、千六百人の貸与人員の増を図る等の措置を講じておられるところでございまして。

今回の制度改正による返還金の増額分につきましては、今後、育英奨学事業を拡充する財源として活用してまいりたいと思ひます。

○奥山委員 いずれにいたしましても、特に夜間部とか大学の二部とか専修学校とか、そういうところは、中には、やはり夜間部ですと、昼落ちて夜来ている生徒も最近は大分多いのですけれども、まだまだ勤労学生もたくさんいるわけでありまして

ので、ある程度の条件を満たすことであれば、そういう学生に対して手厚い給付体制をひとつ考えていただけたらと思います。

それから、朝の質問の中にもあったのですが、これは奨学制度とは直接つながらないのですけれども、留学生の生活支援とか学費の支援、そういう面の充実、こういう返還金をうまくそういう方面にやはり充当することはできないか、そんなこともあわせてお尋ねをしたいと思います。

それと、少し気になるのは、この返還が本当に一〇〇%されているかどうか、滞納になっておられるようなケースがかなり出ているかどうか、その辺もあわせてお尋ねをしたいと思います。

〇両宮政府委員 まず、留学生に関するお尋ねにつきましてお答え申し上げます。

外国人留学生を取り巻く生活環境でございますけれども、御案内のように大変厳しいものがございます。特に、東南アジア諸国等で相当な通貨危機があるわけでございまして、その関係でいわゆる仕送り分というものがかなり目減りしておるといふ状況でございます。

したがって、今年度の中の緊急措置といたしまして、私費で来ている留学生で学業継続が困難だというように認められる者に対しては、日本国際教育協会を通じて、緊急措置といたしまして五万円を支給を行っているところでございます。

また、恒常的なものとして、私費留學生に對しまして、学習奨励費ということで八千五百人余りを措置してきておるわけでございます。また、学費につきましても、私立大学で、私費留學生に對して学費を幾分免除をするというところもあるわけでございまして、こういう大学に對してもやはりある程度を補助するというような施策もとっているわけでございます。

ててまいりたいというように考えているところでございます。

〇佐々木政府委員 奨学金の滞納の件でございますが、育英会の奨学事業は卒業生の返還金を次代の奨学生の原資とするという貸与制により実施しているものでございまして、したがって、奨学金がきちんと返還されるということが円滑な運営あるいは充実に不可欠でございます。

平成八年度末までの累積の日本育英会が回収すべき額は一兆六百二十三億円でございまして、このうち九七・八%に当たる一兆三百九十九億円は回収してございまして、したがって、平成八年度末の滞納額は約二百二十四億円となっております。

日本育英会におきましては、奨学生の返還意識の徹底を図ること、口座振替による月賦払いを推進すること、滞納者や保証人に対して返還を早期に督促する体制を整備すること等、さまざまな工夫、努力をいたしまして、滞納者を減らし、滞納額を減らすため努力をしておるところでございます。

文部省といたしましては、奨学金の返還が適切に行われるよう、日本育英会に対して強く指導してまいりたいと考えておるところでございます。

〇奥山委員 この奨学制度の中から、やはり教職員として現場で頑張っておられる先生方は非常に多いわけでありますし、その先生方がこれからはまたこの制度の趣旨を生かして頑張ってもらえるように、我々も期待をしながらこの制度の行方を見守ってまいりたいと思っております。

ところで、教職員の問題ということになりますと、今一番問題になっております栃木県で起こった中学一年生による女教師の殺傷事件を取り上げてみても、先生がいわゆる生徒たちの心の相談となつてやれる、いわゆるカウンセリングの能力を十分に持つておられたならばあるいは対応が違った対応になっておったのではなからうか、こういう声を我々現場の先生からも聞いたわけでありま

現在、学校の現場でいじめとかあるいはいろいろな問題行動が多発しておるわけでありまして、私もPTAをやっている時代によく校内暴力が起こつて、そのたびに学校に駆けつけて、学校の周辺のパトロールをしたりいろいろなことをやった経験があります。

その中でいろいろ言われていることは、やはりなかなか先生が生徒の心をうまくつかみ切れない、信頼関係がないというところに一番の問題、悩みがあるのじやなからうかと思つた。文部大臣もそういう点では非常に心配をされておられるわけでありまして、暴力的な行為をする子供はどちらかというところまで追い込まれている子供たちは、や

やもすると学校の保健室へ逃げ込むわけでありまして、今やその保健室が駆け込み寺のような状態になっておるわけでありまして、その養護教員が十分なカウンセリングの能力を持つておるかというたら、必ずしもそうでないということがいろいろ言われているわけでありまして、我々も、基本的に先生は、もう全員がカウンセリングの能力を今は身につけておかなければならぬのじやないかというふうなことを思うわけでありまして、

〇工藤政府委員 お答え申し上げます。

御指摘のように、子供たちはいろいろな悩みを抱えてございまして、子供を取り巻くすべての関係者が手をとり合いながら温かく育てていかなければいけないわけでございまして、学校現場におきましては、学級担任ばかりでなく、今御指摘ございましたように養護教諭というのが配置されておりました。保健室登校に見られますように、いろいろ子供たちの悩みの相談なども受けとめてい

るわけでございます。

昨今のようなことを考えますと、ますます養護

教諭の役割も重要になってきておるわけでございまして、私も、養護教諭の資質、能力の向上という意味で、現にも、養護教諭の方々に對してはいろいろな研修会を充実いたしまして、特に本年度から初任者研修、それから経験者研修含めて抜本的に拡充したところでございまして、そういう研修を通じた中でカウンセリングマインドの持ち方でございますとか、あるいは特に保健室での相談体制のあり方についての研修事業ということもやっておりますし、また御参考にしていただけるような手引書の発行などもしておるわけでござい

ます。

それからさらに、これから養護教諭になられるような方につきましては、実はこれは養護教諭だけの問題ではございまして、先生おっしゃいましたようにすべての教員が持つていなければいけないことではございまして、養護教諭も含めて、教育職員養成審議会の御答申を受けて、目下国会に御提出してございまして、教育職員免許法を改正しながら、そういう教諭における基礎的なカウンセリングマインドの持ち方について充実すべく盛り込んだ法改正を予定してございまして、またよろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

〇奥山委員 これは養護教員の団体からいろいろな希望が出されておるわけであります。

特に、最近のいじめあるいは薬物乱用とか性の逸脱行為とか、特に中学生になるとやはりこういう問題が出てまいります。こういった心の健康の深刻化ということが言われているわけでありますので、こういう面の機能が充実できるようにひとつ考えてほしい、こういうふうなことが言われて

希望として出されているとともに、養護教諭が直接授業もある程度担当したい。先ほどの話にもあるわけでありますので、十分ひとつ考えてもらいたい。

そして、基本的には、やはり金教職員が生徒一人一人の心の悩みというものを十分受けとめられ

るような能力をもっとも養ってもらいたいと思ひます。

○御手洗政府委員 ます、養護教諭が実際に子供たちの指導にもっと活躍できるように御指摘でございますけれども、先ほど体育局長から御答弁申し上げます、今国会にお願いをしてございませぬ教育職員免許法の一部を改正する法律案におきましては、今御指摘のように、いじめ、登校拒否あるいは薬物の乱用や性の逸脱行動等の問題に適切に対応するため、三年以上の養護教諭の経験を有する方につきましては、その勤務する学校におきまして保健の授業を直接子供たちに指導することができるようになるという内容も盛り込んで改定案をお願いしてございませぬので、ひとつよろしく御審議をお願いしたいと思います。

また、養護教諭のみならず、すべての教職員が御指摘のようなカウンセリング・マインドをしっかりと身につけて子供の指導に当たるべきだという御指摘、ごもっともでございます。

このため、文部省といたしましては、すべての初任の教員が受講します一年間の初任者研修の中におきまして、全員に、全都道府県で、四日程度でございませぬけれども専門的な生徒指導関係の研修を行っておりますし、また十年目あるいは二十年目等の該当する全職員が受けます研修におきましても、平成八年度からこれを拡充いたしましたし、必ずそのカリキュラムの中に生徒指導や教育相談等についての研修を行うようにということで指導しているところがございますので、今後ともよろしくお願いいたします。

○奥山委員 余り時間ありませんので、もう二つばかりあと申し上げたいのですけれども、一遍にお願いいたします。

一つは、やはり教職員というのは、子供を教える以上、教育する以上、いろいろな能力といろいろな経験を持っているなければならぬわけでありませぬ。しかし、先生は大学を出てそのまま教職につかれるわけでありませぬので、どちらかということ社会的な体験というのが十分でない。ということ

になつてくると、それを補う意味もあつて、社会人講師の採用を今度大幅にその枠を広げられる、こういうことであります。これはこれで非常に歓迎するわけでありませぬ。

ただ、現在子供たちがいろいろ言うのには、授業がおもしろくないという子供が多いわけですね。そういう意味で、特に社会人講師が持つておられる経験というものはユニークなものがあるであろうと思ひますので、おもしろく、興味を持てるような授業内容になるように考える必要があるのではなからうかと思ひます。

それからもう一つは、これは中教審の中間答申の中で、警察官らの警ら活動が学校においてもできるよ、こういうふうなことを容認していく、こういうことであります。私も初め、新聞だけ見まして、これはアメリカのニュースかと思ひましたら、日本のニュースでありましてびっくりしましたのでございませぬ。

現在、これは文部大臣もおっしゃつておられたのですが、教育現場というのは、教育を神聖化して、何か侵すことができないような、よそから口出しができませんというふうな雰囲気があるわけでありませぬ。世の中のルールというものも学校の中でもやはり同じだということを大臣もおっしゃつておられるわけでありませぬ。

この間も校長にこの話で聞きますと、警察官をもし導入するということになつたら、我々は敗北感を持つ、こういうふうな受け取り方が現場では非常に強いわけでありませぬ。それだけこういうことは現場の抵抗も強いと思うのですが、私はやはりきちとつとつたけじめをつけるということが非常に大事なことであろうと思ひますので、こういう点は大きい、積極的にやれと言つてわけじゃないのですけれども、やはりこれは考へておくことが必要でなからうかと思ひます。もし大臣、このことでも何か御意見ございませぬらお聞きしたい。

○町村国務大臣 ます、社会人による特別非常勤講師制度という点でございませぬが、十年度予算の中でもこれを一層推進したいということで、予算

面の措置を拡充するというにございませぬ。

また、この国会で後ほど御審議をいただこう、こう思つておりますけれども、教育職員免許法の改正案の中でこの特別非常勤講師制度を拡充できるように、今までですと、例えば小学校は音楽とか図画工作とか家庭とか体育とか、特定の教科だけに限つていたのですが、これを全教科いいことにしましよ、こういうことを内容とするような教職員免許法の改正を今国会でまた御審議をお願いすることにしておりますので、ひとつそういう意味からもよろしくお願ひいたします。

それから、確かにおもしろくない授業、それは、知識の詰め込みというのとはつまらないですよ。何でも覚えさせよとする。そうではないですよ。何でできるだけ自分の頭で考へようという授業形態を持つていけるよ、もちろん最低限の知識といひませぬよ、読み書きそろばんといひませぬよ、それをやはり必要とするよ、すべてのことを何でも覚えさせよというのはいささか、授業方法も大いに改善をしていく必要があるのだらう。これは個々の先生方の力にまつところもかなりあるのかな、こう思つております。

それから、中教審の方で警官の校内の巡回を容認するということでございます。もとより、それは警察だつて忙しいわけですから、本当は学校に行かないで済むのならそれにこしたことはないといひませぬ。基本的な、警察の立場からしてもよろしいよ、学校の方も、先ほど委員言われたように、それは警察官の力をかりなければならぬのは残念だと思つておられる気持ちはだらうと思ひます。

ただ、非常に特殊なケースとして、やはりナイフとか覚せい剤が頻りに持ち込まれてくるよ、あるいは目に余る暴力行為があつても先生方の力ではとめようもない、そしてこのままでは学校のまづ基礎である安全が保てない、こんな折には、校長先生の判断によりまして警察官に訪問をして

もらう、あるいはいろいろな形で協力をしていくというよ、あるよ、必要があればこれもこの際あり得るだらう。御指摘のような雰囲気は今まで学校にありましたから、もうそれは思ひませぬことである、こういう感じだつたと思ひますが、その辺はもう少し頭を切りかえてもいいのではないかな。

ただ、その場合、やはり学校は教育の場であるといひませぬ、警察の方にも、先生方はもちろんでありませぬ、親の方も含めてそういう前提の上で立つて、必要あればそういうことあり得る、今、中教審の方で御審議をいただいているといひませぬ、ふうに聞いております。

○奥山委員 終ります。

○河村(建)委員長代理 次に、藤村修君。

○藤村委員 民友連の藤村修でございます。きよ、日本育英会法の一部を改正する法律案、この質問につきまして主として時間を使わせていただきます。

ます、先ほどの話にもございませぬ、日本育英会といひませぬ、昭和十七年に当時の衆議院の国民教育振興議員連盟が教育の機会均等を強調した建議を出された。これは、永井柳太郎代議士の名演説があつて、全会一致で議決され、それを受けて昭和十八年に財団法人大日本育英会といひませぬ創立をされ、そして平成五年において五十年を迎えられた歴史ある日本の育英奨学制度でございます。

この五十年を迎えた育英奨学制度は、昭和五十九年でしたかに日本育英会法の全面改正といひませぬのございませぬ、言葉の片仮名遣いを平仮名にするなどだけではない、もちろん内容的にも相当大きく変えられたわけでありませぬ。それは、先ほど議論がございませぬ、やはりそのときそのときの社会情勢に応じて日本育英会奨学制度もそれに合わせた形でそれなりに変えていったのだらうと思ひます。

先ほどのお話で大臣がお答へになったのは、戦しい時代にてきた奨学金制度であつた。つまり戦

前、戦中、戦後、その辺のところを想定されたのだと思ひますが、それが、時代が大きく今変わってきた中で、昭和五十九年の日本育英会法全面改正で相当大きく変わった。しかし、もうそれからさらに十二年たつてまいりました。

そこで私、冒頭に問いたいの、五十周年を迎え、半世紀を過ぎ、そして昭和五十九年に大きな改正があったけれども、またそれから十年余りをたつた今日、この日本育英会が果たす社会的役割とは何か、最も主要な現在での役割は何か、そういう認識をお伺いしたいと思います。

○町村国務大臣 委員御指摘のように、五十年余がたちまして、本当にかなり変わってきているのだから、こう思います。

先ほど奥山議員の御質問にもございましたように、もちろん中にはなかなか厳しい生活を強いられる学生さんもおられると思ひますが、総じて言へば、いわゆる苦学生タイプの人というのは非常に数が少なくなってきたのだからと私も思ひます。そういう中で、今日的な意義は何なんだろうかと伺い合せて下さい。

学費がかからないかといへば、やはり相当な家計の負担になっているという事実は、豊かな時代になつたけれどもあるのだからと思つております。しかし日本の場合は、御承知のように、ほとんど親のすねかじりで行くというケースが多いと思ひます。もちろんそうでない学生さんもありますけれども、そうすると、親は豊かになつたけれども、じや子供に全部出せるかというと、そうでもないという状況。

例えば発想を転換して、そもそも、もう大学以上になつたら、子供が自分たちで働いて稼いで、それで学費を払う。あるいは奨学金をもらつて、そして将来、働きながら返す。どっちがいいのかなという、これはどっちと一律に決められないかも知れませんが、特に大学以上になりましたら、自分でこれからは働いて、例えば大学に入る前に働いて一定の学費をたためる。そこで一定の社会人経験をするというのは、私は大変その人の生育に

とっても重要だと思ひます。

しかも人生八十年ですから、何も慌てて二十二歳で卒業しなくてもいいのではないのだから。事前に一年ぐらい働いて、そこで学費をたためて、そしてそれから大学に行く。ただ、どうしても早く就職したいという方には奨学金を必要範囲で差し上げる。例えば、こういう頭の切りかえというのでもあつてもいいかも知れない。そんな議論を今ちょっと内部ではやつておるのであります。なかなかまだそこまで行つておりませんけれども、そんなような大きな変化を踏まえなければいけないのかなと思ひます。

あるいは、先ほどちょっと申し上げましたが、大学院に対する奨学金の拡充というのは、これはますますふえてまいりますし、率直に言いますと、私大の学生さんへの奨学金も少のうございまして、あるいは専修学校に対するそうした援助もまた少ない。そういう意味では、これから対象として拡充していく分野あるいは条件面での改善すべき分野は、これからまだまだあるのだから、こう考へております。

○藤村委員 今の大臣答弁は、主にやはり高等教育分野に少く考へていまして、特に大学まで行つたときには、親のすねかじりでなしに、必要な人は自分が奨学金をお借りして、将来働きながら返していく、それが後輩にまた回つていく、こういう制度にしたいというお話の趣旨に多分近いと思ひます。昭和五十九年に第二種といういわゆる有利子貸付を設けたのは、多分その辺の発想が当然十二年前からあつてはいるわけですね。

ただ、もう十二年たつてはいるわけですから、やはり今日の意義というのを見直す、あるいは考へ直す必要があるわけで、今回法案が出てきたのは、返還免除の部分はおぼろげに必要ないのじやないか。私ども、賛成いたします。ただ、賛成をするからには、それだけ変わったことをちゃんとしっかり認識をしないといけないわけでありまして、例えば昭和五十九年は、これは全面改正ですから、相当長々とたくさん議論がなされました。

その結論として附帯決議が国会ではつけられまして、例えばその附帯決議の項目には「返還免除制度は堅持するよう努めること」あるいは「育英奨学事業は、無利子貸付と根幹としてその充実改善に努めるとともに、有利子貸付と制度は、補完措置とし財政が好転した場合には検討すること」、十二年前にその附帯決議しております。つまり五十九年の全面改正における時点では、まだあくまで有利子貸付というものは補完的であつたし、返還免除は堅持するという認識でありました。

ところが、もう十年以上経て、今日の意味といふのは、先ほど大臣のおっしゃつた、特に高等教育部分において、親のすねかじりなしに借りたい人が借りて行くというふうにはこれは変わったと思ひます。あるいは、変わらねばならないと思ひます。

昭和五十九年当時にもいろいろな議論があり、それとあつても多分、今後の育英奨学事業のあり方について研究協力者などの議論が交わされたのだからと思ひます。それから十年を経て、平成八年も同じように、今後の育英奨学事業のあり方について、これも研究協力者会議に文部省でお願いを重ねられて、昨年の六月にそれなりのお答えを出されたと聞いております。

私、その中で一生懸命議論をしていただいて、それなりにたくさん成果を上げられたと評価をいたしますとともに、一つ大変根幹の部分で逃げていっていると思つた。つまり、こういうことなんです。

「国の行う育英奨学事業自体の基本的方向として「育英」的要素、これは優秀な人を育てるといふようなこと、それと「奨学」的要素、これは奨学金を出すんだという要素、「のいずれを重視すべきか、云々とありまして、「引き続き検討」とあるのですよ。これは、もうこの辺の根幹の部分を引き続き検討してはいけないと思つた。

文部省は、審議会やいろいろな研究協力者の会合を持たれて、大抵の質問に対して大臣は、審議会に諮りましてとかがおつたと思いますが、これは踏つても答えが出なかつたら意味がない、こういうことでもあります。この審議会とか研究協力者会議ですか、この辺に對して私はずいぶん注文をしたのですが、どう思われますか。

○町村国務大臣 私も詳細な議論まではよく承知をしておりますが、今委員御指摘のような育英という部分、奨学という部分、二つの基準、家計基準と学力基準というのでしようかね、二つの基準で現実に今セレクトをしている、選抜をしているということ。

要するに、結局、何か基準がないとすべての人に奨学金を差し上げられないものだから、一定の財政的制約という中でどこかで割り切つていく、この二つの基準の合致した人にお出しをするという形で対象者が絞られていくということなんだろうと思ひます。ですから、どちらかの基準、例えば奨学という意味が仮になつても、例えば育英というふうな仮に絞るのであれば、対象者はある意味ではもっと広がるかも知れませんね。

そうすると、今それができる状況かという、今の財政は難しいということになつてまいりますので、多分そこは大議論があつた結果、財政制約が今はつきりしているものだから、当面この二つの基準を維持しようということ、多分そういう結論に達したのだからと私は理解をいたします。

率直に言つて、文部省の中でも、財政を仮に抜きにしても、その辺まだなかなか割り切れない部分がありますので、先生方とのこうした議論も踏まえながら、いずれかの時点でもう少しつきりとした答えを出していかなければならない性格のものであらうとは考へております。

○藤村委員 昭和五十九年、十二年前に大議論をやつたわけ。そのときも育英か奨学か、日本育英会じやなしに日本奨学会に変えたらどうか

と、これもたくさん議論されました。それから十年を経て、研究協力者会議がそこでまだ育英的か奨学的かと、それをまた結論を送り送るような研究協力者会議のあり方を私は一つ問うておきます。

そして私は、提案するならば、この育英的部分を当然持つていく必要があると思います。それは、あの五十九年の大改正で一種というものを残しました。無利子貸与ですね。本来は給与がよいのです。しかし、歴史の中では日本は給与になつていなくなつたから、無利子の貸与をこれはこれで残した。そして二種をあのときつくつた。こゝは奨学的部分ですね。そこではっきり二つの路線ができたのです。これを認識して今やはり検討すべきだと思ふのです。

そこで私は、第二種の奨学金部分についてももう少し具体的に説明していきたいと思ふますが、先ほど文部大臣は、学費負担が大変だ、特に大学に地方から学生を出したら仕送りは百万を超すという御認識でありましたが、百万を超すという認識よりは二百万に近いと考えられた方がいいと思ふます。

つい先日、東京地区私立大学教職員組合連合会というところが調査を発表いたしました。関東の私立大学に下宿などから通つた昨年の新入生にかつた費用ということで、これは何と三百二十万二千九百三十六円、これは初年度、最初の年です。これは減つていくので、不況だから、おとしの方がまだ二、三万円高かつたようであります。つまり、今一人の子供を地方から東京の私立にやつたら、最初の年は三百万超のお金がかかる。これは大変な親の負担でありまして、仕送りが大変どころか、子供と親の二人三脚で何とか教育費を捻出している。

ですから、この教育費の捻出の仕方からいいますと、小学校から順に親は教育ローンというか貯金をためていって、その部分と、それからやはりさらにお金を借りる部分、これは相当多いのです。

ね。そうしてやつと何とか工面している。こんな現状でございまして、これは当初の、戦前の大日本育英会発足のときの教育の機会均等どころではない、教育費による家計破綻が起りかねないのではないかと、私はそういう危惧を持つております。

そこで、育英会の原点でもありますが、新たに教育の機会均等の原点に立つて考えるときに、現在の日本育英会の、すぐれた学生及び生徒で経済的理由により修学に困難がある人たち、これは第一種で、第二種はこれらをすべて外して、まさに日本奨学会という方向を十分に考える必要がある。先般の質問でもこのことを申しましたが、もう一回大臣の認識を、先ほどの話も大体そういうことをおっしゃつたと思ふますが、お願いしたいと思ふます。つまり、一種が育英、そして二種は奨学だ、これは借りたい人が借りられるんだという方向を目指す、こういうことであります。いかがですか。

○佐々木政府委員 先ほど御指摘がございました。今後の育英奨学事業のあり方について検討いたしました。文部省の調査研究協力者会議の報告でございまして、この中では、特に大学学部段階について、人材養成という観点から、学業を重視する育英の観点よりも、いわば能力と意欲のある者に経済的援助を与える、経済的困難度を重視する奨学の観点に重点を置いた運営をすべきであるとの意見もあるが、このような育英奨学事業の基本的あり方については、高等教育全体の進展の状況、国の行く育英奨学事業の規模等、全体の枠組みを検討する中で検討する必要があるというふうになされておるわけでございます。

確かに、育英の観点及び奨学の観点というものを調和させつて育英奨学事業を進展させる一つの方途として、御指摘のような点の一つの考え方であろうというふうな受けとめておるところでございまして、現下、非常に厳しい財政状況もございまして、そういった点も総合的に見ながら、今後の課題として引き続き検討してまいりたいと思ふておるところでございまして。

○藤村委員 だから、余り先送りをしないようにほちほち、だつて、昭和五十九年のときも多分そういうことはしたんじゃないですか。十二年たつて、協力者会議でもまたその点は何か検討すると。検討していただくことは当然必要なんです。しかし結果を出していただくことも必要である、こういうことを申し上げたいわけでありまして。

それで、今、財政事情という言葉が出ました。先ほどの大臣答弁でも、前の委員の御質問のときでしたか、財投という言葉が出ました。これは財投でということ。私も前回、若干その話をしたように覚えておりますが、ただ、よくよく財投の抜本的改革についてなどの資料を見始めますと、本間に財投をうまく引き出せるのかなということはまだ疑問でございまして。

例えば平成九年六月三日の閣議決定によれば、財投については、「民業補完や償還確実性の徹底等、スリム化を目指した財政投融資の見直し」とあります。これだけ聞くと、財投の規模を少しスリムにします、縮減します、こう聞こえます。

それから、例えば平成九年七月八日の閣議で、これは総理大臣発言でありまして、財政投融資については、民業補完や償還確実性の徹底等、スリム化を目指した見直しを推進する見地から、各省市においてこの趣旨を要求に極力反映することとする。各役所は今までの財投の規模じやなしとちよつと縮めて考えなさいよと総理大臣が発言されたようにも聞こえます。

例えば去年の九月九日の大蔵大臣閣議発言では、財投につきましても、対象事業の徹底した見直しを行い、重点化、効率化を図りつつ、社会経済情勢に適切に対応するよう編成していきたい。ここで重点化、効率化ということが出てきて、では何を重点にするのかなというところは期待が持てるのであります。

それで、資金運用審議会懇談会が昨年十一月にその辺を少し整理されて、「財政投融資の抜本的改革について」というまとめを出され、その中の

「対象分野、事業の見直し」というところで、きょうまでの住宅や中小企業、農林水産、社会資本、環境、産業技術、国際協力、地方といったそれぞれ分野を見直すんだ、ただ、二十一世紀の少子・高齢化社会の進展等に対応し、医療・福祉、教育等、有償資金の活用が期待される分野が存在することに留意する必要がある」と。

ですから、これを総合的に考えますと、一方で財投の規模全体はスリム化する、縮減する、各省市もそう考えてちょうだいよと。ただ、重点的な部分というのは当然あります。その重点的な部分の中に今の「教育等」ということが入つてはいる。特に日本育英会への財投も来ております。

となれば、文部省は、ほかに私学の関係とそれから国立学校の関係、三つ来ていますよ。その中で、過去のあれを見るとき、育英奨学金の方は財投の投資が少し右肩上がり、ほかは上がつていませんから、そうすると、やはり育英奨学事業に留意しているのだからなと思ふのですが、その辺はつきりした考え方を、大蔵省理財局の方にも来ていただいているので、財投の育英奨学金に対する考え方を聞かせたいと思ふます。

○湖島説明員 お答え申し上げます。

財政投融資の関係でございまして、御承知のとおり、日本育英会に対する財政投融資は、五十九年度以降、有利子貸与事業を対象としておるわけでございまして。

平成十年度の財政投融資計画におきましては、一般財政投融資全体が対前年度比マイナスイキス六・八%になつておりますが、一層のスリム化を図ることとしておる中にありまして、日本育英会に対する財政投融資は対前年度一四・七%増の四百九十八億円を計上しております。自己資金と合わせまして所要の事業規模を確保し、育英奨学事業の円滑な運営に十分配慮したものととなっております。ものと考へておるところでございまして。

財政投融資制度全般につきましては、今お話がございまして、昨年の暮れの行革会議の最終報告や、これを踏まえ作成されました、二月十七

日国会に提出しております中央省庁等の改革基本法案におきまして、抜本的に改革するということとされております。

今先生が御紹介になりました、昨年十一月二十七日の資金運用審議会の懇談会で取りまとめた報告におきまして、改革の基本理念として、財政投融資の「基本的な役割、必要性は将来においても残る」が、「その具体的役割は、社会経済情勢の変化等に応じて変わっていくことが必要」であり、「財政投融資のスリム化に積極的に取り組む必要がある」とされ、さらに、財政投融資の対象分野として、先ほど先生が御紹介になりました「教育等」を初めといたしまして、「有償資金の活用が期待される分野が存在することに留意する必要がある」とされております。

また、「財政投融資の機能」のうち「外部経済等への対応」というくだりにおきまして、「奨学金のように、国が国民に対し教育を受けることを人的資本への投資として政策的に奨励する場合もある」と指摘されているところでございます。

私どもとしましては、今後とも、このような議論を踏まえまして、社会経済情勢の変化に的確に対応し、財政資金の重点的または効率的な配分を行ってまいりたいと考えております。

○藤村委員 理財局にも来ていただいているものですか、私のプランを一つ。

前回簡単に御説明しましたが、理財局にも聞いておいてもらいたいのは、今方向として、人的資源への投資という意味で、育英資金というのは、日本育英会を通じて国がやっているわけですから、そして返還は確実でありますから、その意味では非常に有用な今後の投資の対象であるという考え方は多分お持ちであります。

一つの試算であります、特に高等教育、大学、短大等に行っている人たちの中では、現在貸与人員は三十万人ちよつとです。それから、在籍者数といえますと、これは二百八十三万人ぐらいいま

す。その中で、育英奨学金は、何ら制限なく、いわば

奨学制度として借りた人が借りられるというふうにしたらどうかというところ、おおむね推計百二十万人ぐらゐの人が応募するであろうと見られます。これは多目に見ております。すると、現在三十万人ですから、増加分というのは九十七万人ぐらゐ。この人たち今の制度で、もちろん二種です。から有利子です、貸与しますと約六千二百億円ぐらゐです。この六千二百億円ぐらゐの規模で財

投からお借りをして育英奨学金に回すということは、財政の規模からすると、そんなにまたこれは大きな規模でもありません。短大、大学等へ進学する人は、親のすねかじりでなくて、これまでま

自分に借りをして行ける。それで、将来返すんだ、こういう制度になるわけでありまして、文部省としては、六千二百億円借りて、当然利

子補給が必要になってきますので、過去の預託金利の借入利率平均四・五％で推移すると仮定した場合は、これを有利子奨学金として出して、償還二十年で計算しますと、年々九百七十七億円ぐらゐの利子補給をすればいい。いわば文部省予算として

はこういう規模である。このことで、育英的部分の無利子貸与を残しつつ、そして奨学部分の、借りた人はだれでも借りられるという制度

ができればいいと思います。私は、日本育英会を今後本当に存続させ、あるいは発展させようという声皆さんの声であるなら、当然こういう方向を目指すべきだということ

を主張しておきたいと思っております。この点だけは前回の繰り返しになります。そこで、第二種の奨学金制度をもうちよつと細かくお伺いしたいと思います。

有利子貸与でどういう差があるんですかという

と、第一種奨学金よりやや緩やかな基準で、同じく、つまり優秀でかつ経済的に修学困難、どっちも条件は同じについていて、やや緩やかな程度であります。この差というのは全然必要ないということをさつきから言っているわけですが、希望する人は、特に医学部、歯学部、薬

学、獣医ですかには、有利子貸与の部分で増額貸与を受けられるのです。これは希望する人であり、当然金利がつきます。これをどうして医、歯、薬、獣医に限定する必要があるのかというこ

と。それから、増額貸与を受けた部分については金利が高くなっています、これは平成九年度の場

合、たしか四・八％。固定ですよ。なぜこの差があるのか、この辺、説明してください。

○佐々木政府委員 いわゆる増額貸与制度について

の件でございしますが、昭和五十九年度に有利子貸与制度を導入した際に、私立大学の医、歯、薬学部の学生納付金が他の学部比べて著しく高いこと等を考慮いたしまして、医、歯それから薬学系

について、基本的な奨学金の額に加えて、学生の希望に応じて増額貸与を行うこととしたものでござい

ます。その後、平成九年度からは、同様な理由

におきまして、獣医学系についても増額貸与制度を導入したところでござい

ます。現在も、授業料あるいは他の学生納付金も他学部

に比べると高額であるということから、その制度を継続し現在に至っているところから、

次に、増額貸与の部分については、これは奨学生の希望に応じて、基本的な貸与部分に加えて貸

与する。そういう特別な措置でございしますこと

から、一般の有利子貸与の利率より高い、財政からの借入利率の加重平均によって利率を設定しているところ

でございまして、平成十年度には四・五％というふう

に考えられるところから、

足に伴って予約採用方式を中止したわけですね。今そのまますつと来ているのです。

しかし、これはその時代に対応した一時的な方向であつて、進学を保障する、つまり、今や高等教育の部分で、来年大学へ行きたいんだ、ただお金の面でなかなか大変だということに、その前年、高校三年生のときに予約奨学生を採用するという本来の制度をやはり拡充すべきではないか。

現在は、予約三割、在学七割であります。私は、戦後のあのときに一時的にそういうことになつて、そのまま戻さずに来ているように思うのです。今またこれを逆転させるべきではないか、予約を七割、在学三割、このぐらいになつておかしくないのじゃないかと思ひますが、この辺、お考えはございますか。

○佐々木政府委員 御指摘のように、制度発足当初は進学保障の観点から予約採用を原則としておつたわけでございますが、戦後の学生生活の危機的状況の中で、在学生救済が急務となつたことを背景といたしまして、在学生採用が原則となる、それが現在に至つているという歴史的な経緯があるわけでございます。

そういう状況の中で、御指摘のとおり、大学学部等へ進学希望を持つ者が安心して進学のための勉強に取り組むことができるようにするということは極めて大切な観点でございます。大学学部等の奨学金については予約採用に比重を置いて拡充を図つていくことが適当であると考えておるところでございます。平成十年度予算案におきましては、予約採用人員につきまして二十千人の増員を図つておるところでございます。

今後とも、予約採用に比重を置きつつ、その充実に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

○藤村委員 二十千人の増員、方向としてよろしいと思ひますが、それで予約と在学は何割何割になりますか。

○佐々木政府委員 二十千人増ということによつて、先生御指摘いただきました三対七の比率ということ

とが直ちに變更するものではございません。

○藤村委員 教育改革を総理は唱えていらつしやいます。改革をしようというのですから、これは結果として数字の上でも相当に変わらなないと……。

ですから、方向は正しいのですよ。二十千人予約をふやされる、これはこれで大変結構なことだと思ひます。ただ、その二十千人がどのぐらいの規模かという点、全体でいいますと微々たるものではないか、全体でいいますと微々たるものではないか、というのではどうも改革というものには値しないのじゃないかと思ひます。文部大臣、いかがですか。

○町村国務大臣 昔から大蔵省がよく言う、予算に飛躍なしというわかつたようなわからないような原則もあつたりいたしまして、しかし、さばりながら、今委員からいろいろ御指摘もいただいておりますし、より抜本的な、例えば二種の考え方といったような御指摘も大変傾聴に値する御意見だつたらう。また、他の党からもこの奨学金のあり方についてもいろいろ御提言も出されておるところでございますから、私どもとしても、そういう御意見を真摯に受けとめながら対応してまいりたいと思ひます。

○藤村委員 真摯に受けとめていただくことを期待して、あと一問だけ。これは大臣に答えていただくほどのことではないのですが、お聞きいただいで最後に答えていただきたいと思ひます。

現在、日本育英会の事業の中に補導事業というのがあるのです。これはどんなことをしているかという点、具体的には、学業成績報告、生活状況報告書の提出を求め、学業成績不振者の督励をする、奨学生からの作品募集、表彰、奨学生との面接並びに相談、奨学生手帳、機関誌、育英返還の手引の配布、返還説明会の開催、こんな内容の事業であります。これを補導という言葉でくくつていいのです。

文部省は、やはり言葉は重要だと思ひます。学生に対する影響もあります。補導という言葉の広辞苑で引きますと、「少年などを正しい方向にたすけみちびくこと。」こう書いてあります。それから、補導という点、すぐ警察を思い出しますね。警察庁に聞きますと、「刑事生活安全ハンドブック」の中に「少年補導の意義」と書いてあります。「少年補導とは、健全育成の精神にのっとり、少年の非行を防止し、その福祉を図るための適切な処遇を行う活動をいう。」

日本育英会は何も非行を防止するような団体ではないし、奨学を奨励するといひますか、皆さんに学校へ行つていただき、教育を受けていただく、教育の機会均等を保障するような一助を担うわけでありまして、そこにこの補導事業という言葉、これは最初から変わつてないのだと思ひます。

しかし、時代が大きく変化して、先般もありましたけれども、切れるという言葉は、昔は立派な人のことを言つていたけれども今は違つた。やはり時代が変わり、言葉の持つ意味が変わる、しかしこの補導は変わつてない。中身とえらひ違つたのじゃないか。もつと適切な言葉はないのか、あるいは変えられないのかということをお聞きしていただきたいと思ひます。

○佐々木政府委員 御指摘にございまして、昭和十九年以後の言葉として補導という言葉が使われておるわけでございます。現在育英会が行つております指導助言業務を総称する意味でこの言葉が使われておるわけでございます。

ただ、御指摘にもございましたように、例えば警察庁組織令では二十九年に補導という言葉を使つて今日に至つておるというふうなこともございます。

言葉の持つ意味、語感というものが時代の変化に伴つて変わつてくるということでございます。今後の課題として検討させていただきます。このように思つております。

○藤村委員 今後の課題として検討いただき、当然そうしていただきたいわけでも、もつと早く結論を出していただきたい。私、修学支援事業なんという言い方はどうかと思ひますが。

大学の学生部とかいう言葉も、あれは、アメリカからウェルフェア・アンド・ガイダンスとかいう言葉が来たようですね、それを多分どうもそのまま翻訳した。ガイダンスの訳が補導になつたら、いまだに補導を使つている、どうもこういうことの経緯があるようです。

ですから、やはり言葉が大切な文部省でありまして、そして大学奨学金を出すような、高等教育に對して奨学生を募集する育英会がこの補導という言葉でまだいいいのですと言つては、ちよつとこれは本當に頭かたいと思ひますので、大臣、一言。

○町村国務大臣 御指摘の点よくわかりましたので、次回法律改正までにはいい答えを出したいと思つております。

○藤村委員 終わります。

○河村(建)委員長代理 次に、安住淳君。

○安住委員 同僚の藤村委員の関連で、日本育英会法の問題を三重点ほど質問させていただきます。高等教育に関する行政監察結果に基づく勧告というものが平成七年六月に総務庁から出されておりますけれども、今回の返還免除制度の見直しというものは、ここで指摘されていた経緯等を踏まえて改善措置を講ずるといふように理解をしておりますけれども、実はこのときにもう二つほど総務庁から指摘をされた事項がございまして。

その一点は、奨学生の採用枠の国公立、私立大学の配分等の見直しをもう少し検討してはどうかということが一つ。それから、日本育英会の支所及び支部について、もう少し効率化、合理化を図るべきではないかという勧告を受けておりますけれども、こうした点についての文部省の取り組みについてお伺いしたいと思います。

(河村(建)委員長代理退席、委員長着席)

○佐々木政府委員 ます、国公立大学別の配分等の見直しでございますが、現在、国公立大学が約十二万三千人であるのに対して、私立大学は約十六万人となつております。貸与率で見ますと、国公立大学が二一％であるのに対して、私立大学が

約八%という数字になってございます。

文部省といたしましては、私立大学の貸与率が
いまだ低いということを踏まえまして、平成十年
度予算案において、私立大学の貸与人員について
一千人の増を図ることとしておりまして、引き続
き私立大学の貸与率を高める努力をしまいいりた
いと考えておるところでございます。

次に、日本育英会の地方組織の見直しでござい
ますが、育英会の事業を円滑に実施していくため
には、育英会の運営体制の整備というものが不可
欠でございます。

そこで、育英会におきましては、業務自体の効
率的運営に一層努めるとともに、現在、本部、支
所、支部の三つの組織により実施されている業務
執行体制を見直し、例えば、事業に関する総合的
企画機能の充実と地域における奨学サービスの効
率的実施体制の整備を図る等、その組織運営体制
について見直しを行うなど、事業運営が効率的に
実施できるよう努めておるところでございます。ま
して、引き続きその努力を重ねるよう指導してま
いりたいと考えておるところでございます。

○安住委員 去年、実はこの行政監察のあり方と
いうのが大変問題になって、勧告をしてもなかな
か各省庁が一向に改善する気配が見られないとい
うことから、去年の通常国会では、行政監察局そ
のもののあり方を、我が党の場合であれば行政監
視院法案というのを、残念ながら廃案になりました
けれども出しました。本来であれば、日本育英会の
運営については、外部からこういう指摘をされる
のではなくて、やはりみずから改善をしていく努
力というのがぜひ必要だと思えます。これは実は
余り通告をしなかったので、大委員長には申しわ
けありませんでした。

私は、財政難で厳しい折に、この勧告とおり、大
学の教職員に従事する者、特殊学校等の教職につ
く者など政策的に配慮が必要な人を除き、その縮
小・廃止のあり方を検討すべきだということに對
して、短期間に改正案を出すということは一定の
評価をいたしますが、今私が指摘をさせていただ

きました国公立、私立の実態調査をした段階での
割り当て基準は改善をすべき点があるかと思
います。

さらに、組織の効率化についても、できれば来
年度中にもやはり組織の改正をしないと、逆に言
えば、財投を使うということとは行政改革にも密接
にかかわる問題でありますから、その効率的な運
用を求めたいと思えますが、いかがでございます
か。

○佐々木政府委員 育英会の組織につきましては、
これまでも業務の必要性あるいは重要性に依りて
適時見直しをいたしましたところでございます。

今後、育英奨学事業を拡充する、そういう方向
の中でいかなる業務執行体制をとるのが適切であ
るかということについては、真剣な検討を重ねて
いかなければならないと思っております。ござ
いまして、文部省としても、育英会とともに引き
続き努力してまいりたいと考えておるところでござ
います。

○安住委員 それからもう一問だけ。

いただいた関係資料の中に書いてあるのですけ
れども、会計検査院の決算検査報告では、平成七
年末現在で実は滞納額が二百億円余りというふう
になっていまして、こういう制度ですから、絶え
ず滞納額をどうするかというのは非常に頭の痛い
問題なんです。これも国民からいただいている
税金といえますか、財投でいえば、それも国民の
皆さんからお預かりしている金でありますから、
滞納している額の効率的な回収といえますか、そ
ういふことはやはり何とかやっていかないとけ
ないと思うのです。

これは毎年のように会計検査院の決算報告で指
摘をされているようでございますが、何らかの改
善策といふのは御検討なさっていらっしゃるので
しょうか。

○佐々木政府委員 平成八年度末までの累積の日
本育英会の要回収額は一兆六百二十三億円でござ
います。このうち九七・九%に当たる一兆三百九
十九億円を回収しておりますけれども、残る約二

百二十四億円が滞納額となっております。この率
自体はここ数年このような数字で推移しておるわ
けでございますけれども、育英奨学金の額という
ものが漸次改善を図られてきたということもござ
いまして、滞納額としてはその額が増加する傾向
にございます。

育英会は貸与制によって運用をするものでござ
いますので、卒業生の返還金を次代の奨学生の原
資にする、そういう仕組みで運用しております。関
係上、きちんとした形で返還が行われるというこ
とは極めて大切なことでございます。

文部省といたしまして、育英会に対して種々
指導もしております。育英会に対して種々
いたしまして、返還意識の徹底を図ること、そ
れから口座振替による月賦払いでやるということ
を、平成九年度をもって貸与が終了する学生全員
について勧めるというふうな改善も行うこととい
たしております。また滞納者や保証人に対する
督促も従来よりは時期を早めてこれを行う等の措
置を講じております。

そのようなことを通して滞納者を減らす、そう
いう対策を強化をしております。ございまして
て、さらにこの点充実するよう、文部省としても
育英会とともに努力をしまいいりたいと思ってお
ります。

○安住委員 最後に大臣、この問題については藤
村委員からも質問がありましたけれども、実は育
英資金なのか奨学資金なのかという基本の問題に
対してきちっとした方針を出していかないと、五
十万近い人たちがこのお金をもらっているわけ
ですから、やはりそのお金の性質といふのは非常
に重要な問題であって、文部省なり大臣の見解とい
うのは、非常にこの先の奨学金制度、育英資金制
度のあり方を私に決めるのだと思えます。

そのことについては、先ほども質問があったよ
うに、昭和五十九年以来実は先送りをしてきた経
緯がありますから、このことについて、先ほどの
お話ではまだあいまいさがあるわけでありませ
けれども、できれば今きちっとした方針を出すおつ

もりがあるのかないのかだけお伺いをしたいと思
います。

○町村国務大臣 ただいまこの場ですぐ一定の結
論を出すというのは、正直言ってまだ難しい段階
にはございます。

ただ、先ほど、藤村委員の御指摘とおり、およそ
希望者にはほぼ全員みたいな感じでやりますと、
なかなか悩ましいのは、それだけでも有利子の分
について約百億近い一般会計からのお金が出てお
ります。仮に、先ほどの藤村方式とでもいいま
しょうか、それでやると、これが約一千億に拡大
をする。それだけの利子補給をしなければその
三%との差は埋め切れぬ、こういうことになっ
てまいりますので、率直に申し上げまして、財政
の制約等々のある中でなかなかそこまで思い切
った決断を出し得る状況に今ないということござ
います。

ただ、事の性格として、これだけ豊かになった
時代の中で、今までと同じ考え方でいいのと言
われれば、それはやはり抜本的な見直しが必要で
あろう。そのような意味で、引き続き、大変大きな
課題として受けとめさせていただきます。検討は必死
になつて続けていかなければならない課題であ
ろう、こう思っております。

○安住委員 それでは、きょうはこの後、学校の
教職員の不祥事が大変最近頻発をしておりますの
で、その関連の問題と、それから幼保一元化の問
題の二問について、半分半分ぐらゐの時間を割い
て質問をさせていただきます。

それに先立って、大臣、先ほど、午前中にもど
たかが触れてはいたが、一月に起きた中学生の
警察官を襲った事件、これは警察の言葉で言うと、
バタフライを使用した強盗殺人未遂事件と言
うでございまして、その被疑少年の家族の判決が
どうも出たようです。初等少年院に送ることに
なったという話を、私もまだ判決文を詳細に見
たわけではございませんが、要約をした文章を報道機
関から手に入れましたけれども、非常に裁判長の
話がショッキングというか、私はちよつと残念

だったのです。実は、この判決文の中でこういうふうになっているのです。

この犯罪を犯した子供に対して、反省の跡が全く見られない。なぜ警察官を襲ったかというところの裏についていく過程といえますが、事件を起こす背景には、格闘技なんかのアニメやビデオ等刺激的なものをずっと見ていって、仮想の、空想の存在から実存の銃というものを、本物の銃を使いようと思ったというふうな書いているというふうか、裁判長がそういう話を朗読したということ、今現在も反省の姿が見られないので初等少年院に送るのが適当であるというふうな話なわけでありませぬ。これは、いろいろな思いというのはあるわけです。

先週に引き続きで恐縮ですが、まだ詳細なお話ができる立場でないのは承知でございますが、まず、このことを聞いてどのように思われるか、大臣の所見を伺いたいと思います。

○町村国務大臣 私も今、十分ほど前に情報を入手したところでございますから詳細はよくわかりません。多分、今安住委員が言われたような内容であると概略承知をいたします。

少年の反省が十分でないということから少年院送りになったという結論は、権威ある裁判所でお出しになったことですから、それはそれで私は尊重をしたいと思っております。

その理由の方までについては私もちょっと詳細よくわかりませんが、もし、委員が言われるような、そうしたアニメであるとかあるいはビデオですとか、そういうものの中から仮想と現実との違いがよくわからなくなってきた、あるいは仮想に刺激をされて、それを現実化してみたくなくなったというふうなことであるのであれば、一般的に言われております有害情報の子供に与える影響の大きさというものを感ずるわけでありまして、そうしたものが余りにも今野放しになっている現状というのはやはりいかなるかな、こんな感想を持っております。

○安住委員 これは先週、委員会の中でかなり議論をさせていただきましてけれども、学校で幾らいろいろなことをやっても、やはり外の世界がある意味では、ビデオにしてもCDにしても規制が全くなくて野放しの状態だということになってしまいますと、やはりそこに何らかの規制措置をとる必要性を、こういう事件の判決文なんかを読んでいても私は非常に感じるわけでありまして、何とかその点については善処をしていただくというふうか、法規制を含めてやはり配慮をしていただきたいというふうに思います。

さて、最近の文教委員会は子供の不祥事の話ばかりかといえ、今度は教職員の不祥事ということ、そういう意味では楽しい話ではございませんが、この教職員の最近の不祥事について少し文部省のお話をお伺いしたいと思います。

先週もたしか覚せい剤を使用した女子教員が逮捕された。それから、わいせつビデオの収集をしていた中年の教職員が逮捕された事案がある。それから、淫行条例に違反した教職員もいる。最近の新聞の社会面もニュースも、学校現場の子供の不祥事か教師の不祥事という、そういうふうな見出しが非常に躍るといいますか、最近ではショックを通り越してむしろ何か当たり前みたいになってきたような風潮があつて、非常に残念だなと思っております。

これは多分大臣も同じような認識だと思いますが、町村大臣が就任なさってからこういう話ばかりで本当に御心痛だと思っておりますけれども、子供に対するメッセージというのを大臣が先週言われて、日曜日あたりはテレビで随分いろいろな方々から意見を伺っているのを拝聴しましたけれども、この教職員の不祥事というのを、決して子供だけ責められないというか、もしかすると、これは大臣、教職員に対してもメッセージを出さないといいないような状況なんじゃないかと思っております。おのりですけれども、いかがでございますか。

○町村国務大臣 それらがもう全く言語道断の行動であることというのは論をまたないところであ

りまして、いろいろな研修を通じて、もっとも研修以前の問題、人間性の問題かなとも思いますが、いろいろな努力を、文部省あるいは各教育委員会等を通じて、服務規律の徹底、持つべき人間としての、社会人としての常識というようなものは徹底しているはずなのでありますが、なかなかそれが徹底し切らない。

どこの社会にでもあるじゃないか、一定の比率でこういうものは起きるものだと行ってしまえばそれまでであります。学校の先生に限ってやばりそういうことは許されないのであらうと私は思っておりますので、さらにさらに、各研修等々の場を通じまして、しっかりとした服務規律が徹底できるような努力を続けていくしかなかろうか、かように思います。

○安住委員 最近の事件というか、こういう不祥事の傾向というのはつかんでいらっしゃるのだとは当然思いますが、今、大臣の言葉だけではちょっと何をやるのかよくわからないのです。

具体的に文部省として、教職員の今の不祥事といっていますか、私は印象としてはかなり多いなと思っておりますけれども、こうしたことに対する具体的な対策を何か考えていらっしゃるのでしょうか。

○御手洗政府委員 教職員の服務監督権は、基本的には市町村の教育委員会あるいは学校を設置する都道府県の教育委員会にございますし、また任命権は都道府県あるいは政令市等の適切な行使の中にありますので、文部省が直接的に個々の職員を服務監督し、あるいは処分等を行うという立場にはないわけでございますけれども、各都道府県や政令市等におきます懲戒処分等の状況につきましては、その具体的な、典型的な態様等につきまして文部省として毎年報告をいたしまして、それを任命権者に全体としてお示しするということ、教職員の服務監督等の徹底の参考等の資料にしているわけでございます。

ちなみに、平成八年度で懲戒処分を受けた公立

学校の教員数は、地方公務員法の規定に基づいた懲戒処分が六百三十五人、そのほかに諭旨免職が二十六人、あるいは教育委員会の注意処分として訓告等が千八百六十七人ということで、二千五百二十八人、これは、四十七都道府県並びに十二の政令市が任命権を行使しております九十六万ほどの教職員全体の中で、多いか少ないかという点はいろいろ議論があるかと思っております。

いやしくも教員がこういった非違行為をするということがあってはならないという基本的な立場のもとに、私どもも、担当の課長会議あるいは教師さんが集まった場所あるいは人事担当者の研修会等におきまして、さまざまな情報交換を含めながら、まず服務規律の徹底を図ることと同時に、初任者研修、あるいは経験十年目、二十年目の研修といったような研修会、あるいは校長や教頭、管理職になるときの人事管理の研修会、さまざまな場所を通じてこういった点につきまして、各都道府県におきまして服務規律と人事管理の徹底を図るよう私どもとしてはお願いをしておりますのでございまして、今後ともこういった努力は引き続き行ってまいりたいと考えているところでございます。

○安住委員 二千五百人が多いか少ないかということが問題ではなくて、やはり二千五百人もそういう教師がいるということは現実だと思うのですよ。それで大臣、事件を起こしたのは大人ですから、そんなことは同情する余地もないし、文部省にどうこうしろという話にはならないと私は思うのです。

しかし、私、先週もちょっとお話ししたのですけれども、ほかの産業や職業と違って、まさに教育だけはこれはもう人ですから、つまり立派な校長先生のいるところの学校はやはり立派になるし、非常に人間味あふれる立派な教師がいれば、毎年その教師は学校を卒業した人たちの同窓会に呼ばれるし、呼ばれない、圧倒的に声をかけられない人もいます。そういう意味では、まさに人が人を育てるわけですよ。この認識は私はいと思

うのですよ。

そういうときに、私が最近どうも気になるのは、私の地域だけではなくて全体に、管理をするというふうにならざるを得ないという感じが、さういふうちに今御手洗局長おっしゃいましたけれども、学校長を初め教頭先生、ある意味で管理職と言われるような人たちが、これは大臣もテレビでそういうお話をなさっていたように、自分もテレビでどこかに依存心が非常に強くて、自分の学校をどういうふうにしていかうかという意識が、やはり公立の場合、私立よりも非常に欠落をしていて、どこか都合のいいところは文部省や県の教育委員会、さういふところのひな形に合わせた形のことだけをただやっていて、言い方は失礼ですけども、無事定年を迎えればいいような発想の人がどうも多いのではないだろうか。

だから、改革をしようとか子供たちに何かをしようという熱意みたいなものが伝わってこないのが教職員にも伝染しますと、どうしても学校全体が沈んでいく。そういうことが顕著に出ていて、たしかテレビのときに、大臣に質問されていた方が、どなたかわからないのですけれども、私立は非常に学校の先生の権限が強くて、何かあったらすぐ退学にもさせられる力があるんだけれども、公立の教師というのはさういふところがないから生徒に逆に軽く見られるんだみたいな話をしていた。

しかし、こんなものを文部大臣に言うこと自体、認識としてどうかと私は思うのです。そんなことは自分で判断して、自分たちの教育委員会や自分たちの市町村の学校にいてやればいだけの話です。

しかし、それをさういふふうには教育現場の人が言うくらい、教育というのは文部省が管理しているんだという意識を持っているというのは、文部省が本来いろんな意味で自主性でやってくれたいと言っているものの、現場がそれをよく理解していない。だから、そこに管理者の大きな問題というのか誤解がある。そのことについて、まず最初に大臣の認識を聞かせていただきたいと思うのです。

ね。

○町村国務大臣 戦後の教育の中で、教育委員会制度というのを新しく入れたわけでありまして。まさにそれは地方自治の原点の一つともいえるべき性格のものであったと思いますし、特に小中学校についてはそれが現場ですよと、そして文部省はそれに対して指導助言という立場であったわけなんです。基本的な構造はさうであり、さういう中で、国として指導要領の基本を定めるとか幾つかのところはあります。

それが、どうもこの戦後五十年余の間で、ややもすると文部省がすべての責任を負う。実際、法令上その他はさうなっておりませんし、現実も必ずしもすべてがさうではないのでありますが、ややもするとさういふ印象を持つ。そして、学校の現場の校長さん初め、何か事があれば教育委員会の方を見る、あるいは文部省の指示を仰ぐという指示待ち体質と言われているような部分が確かに悪弊として指摘されてもやむを得ないような実態になり精神的な風土ができてしまったのだらうと思えます。

そこで今、私も、中央教育審議会にお願いをして、その辺の地方教育行政のあり方、地方分権ということと前提にしながら、国が見るべき部分はあるだけエッセンス、限定をして、できるだけ都道府県、市町村の教育委員会にお任せをする。そして、そこからさらに教育委員会も、人事であるとか予算であるとか学内の規則の制定であるとか、いろいろなことについてできるだけ学校の現場にそれを渡していくという方向で具体的な議論をお願いしております。はつばつその断片的なものが一部新聞報道などもされております。

私は、学校づくりの基本、原点は、やはり学校の現場にあるし、学校の現場で生き生きとした教育をやってもうたためには、それなりのまた努力と責任をお願いをしていく、さういふ方向で、教育改革の大きな柱の一つである生き生きとした学校づくり、創造性のある学校をいかに地方分権という中でつくっていくのか、今これを柱に大作業を

やり、六月ごろには答申をいただければ、こう思つて作業をお願いしているところであります。

○安住委員 今度の国会で教職員免許法の改正案が出てきますが、一つ危惧をするのは、言おうとする趣旨がもし伝わらなかつたら誤解を受けるのでわかりやすく言いますと、もつとユニークな人材というか、やはりいろいろな価値観を持った人が先生でいるべきだと私は思うのです。

アメリカでもさうだしフランスでも、数学しか私は教えないけれども、人格の問題は関係なく教える方は非常にうまいとか、いろんなバラエティーに富んだ先生が本来あって、そして、管理者と言われる校長といふのはそれこそ、私は民主主義のことをとかやく言えるような立場ではありませんけれども、権利権利ばかり主張しているのじゃなくて、それは当然責任や義務が伴うわけで、自由にもいろいろなことをやってもいいですけども、最後は校長、あなたが責任をとりなさいよという非常に厳しいルールをもう少し確立をした上で、そこを前提とした上で、学校の運営についてはもつと自由になりなさい、創造性を持つてやってくたさいというように、これは中央から指導すると言つとちよつと矛盾があるんですけども、ある意味ではさういふことを実は文部省は今言わないといけない時期かなと。

ですから、初任者研修とかさういふことで、最低限のルールというか、管理するときに必要なノウハウは、さういふことは私は構わないと思えますけれども、思い切つた自己責任型の教育のあり方というのを公立学校の校長等にも、植えつけさせると言つたら変ですけども、さういふ自覚を持たせることは、教育改革を待たなくても今でも実はできる。

それから、教職員の採用の仕方、旧師範学校の割合がどうもふえさうな感じに今度なるような気もしますから、しかしそれは別に、やはり外部の血をちゃんと入れられるような仕組みというのもやはり考える時期だと思えます。時間がないうのであわせて御答弁をいただきたいと思うので

す。

○町村国務大臣 学校がややもすると閉鎖社会になつてしまわないようにというふうな意味で、社会人の登用でありますとか周辺地域の方々の交流でありますとか、あるいはさういふ方々をアドバイザーとして迎え入れるとか、いろいろな方法はあろうと思ひます。

さういふいろいろな外部との接触を保ちながら学校も存在してもらいたいし、また、個々の学校の特色をいかにつくり上げていくかという努力をしていただくことがとても大切なので、その場合には、個々の先生もまた特色があつていいし、学校そのものも特色があつていい。

そのために今いろいろな形で、一応法的に人事権はどこにあるとか物事がいろいろ決まっておりますけれども、その法制上あるいは政省令その他で決まっているものをどだけ現場にあるいは地方におろせるかという具体的な法律改正等々、実際法律改正を出すのは来年の国会にならざるを得ないかと思ひますが、さうしたことも含めての今作業を進めているということと申し上げさせていただきます。

○安住委員 私は、思い切つて校長なんか公募して、民間の管理職をやつていらいらする方とか、さういふ人がつくれるようなやり方も一つあつていいのだと思ひます。学校の先生だからといって優秀な校長とはとても思えないような人はかなりいるのかなという気がいたしますから、思い切つたことをせひさういふ意味で来年度やつていただきたい。

す。

それでは、ちよつと限られた時間で大変申しわけないのですが、次に、幼保の一元化の問題について少しお伺いをしたいと思います。

私は、最初の文教委員会の質問のときもこの問題をやらせていただいたのですけれども、やはり少子化時代を迎えて、今もこの三月期というのは幼稚園の経営者の方々から見れば、就学前児童の確保というものに大変四苦八苦されている時期であります。いろいろな問題について本当は質問したかったのですけれども時間がございませぬから、まず大臣に基本的な考え方を伺います。

大臣は就学前教育のあり方というのはいくらもございませぬか。

○町村国務大臣 それこそ夫婦が結婚をして、子供ができた、その妊娠の瞬間から教育は始まる、いわゆる胎児教育という言葉もあるわけでありませぬ。そして、出産を経て学齢に達するまでの間、幼稚園、保育所というのがあります、やはりもうすべてこれは子育て、言葉をかえて言えばそれは教育ということであろうと思っております。その重要性が改めて問われている昨今の状況ではないだろうか、こう思っております。

したがって、ちよつと先走るようで恐縮ですが、やはり幼稚園、保育所、たまたま分かれておりますが、実際に果たしている機能は非常に似通ってきていると私は思っております。そういう意味で、そこに大きな乖離があつてはいけなしいし、何も文部省は、三歳児が就園してから後のことしか考えておりませぬというわけでもなく、家庭教育ということについてこれからもまたしっかりと取り組む、その取り組みをさらに強めていく必要があるというのが基本的な考え方であります。

○安住委員 十一月に質問をしたときよりはかなり前進しているのかなという前向きな答弁をいただきましたけれども、あの教育改革プログラムでいくと、三月中には厚生省との具体的な方針について協議をするという話になっていきますけれども、今のところの具体的な進みぐあいを簡潔にお答え願えますか。

○辻村政府委員 昨年の先生の御質問に、厚生省と文部省両省で施設の共用化の実態について調査をし、集計を急いでおりますというお答えを申し上げたわけですが、その後、私もその実態調査の集計を踏まえまして両省協議をいたしまして、三月十日付で厚生省と文部省両省の局長名で、「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する方針について」の通知を発したところでございませぬ。

施設設備の相互活用、あるいは園具、教具の相互活用、あるいは運用の創意工夫、それから幼稚園教諭と保育の合同研修の実施等、第一歩ではあるわけですが、先ほど大臣の御通知したところでも、先ほど大臣の御答弁にもございましたけれども、今後、幼稚園における子育て支援のあり方とか、あるいは幼稚園と保育所での教育内容、保育内容のあり方等につきまして検討をさらに進めてまいりたい、そういう状況でございませぬ。

○安住委員 私が心配しているのは、経営基盤の非常に弱い幼稚園というのは結構多いと思うのです。結局、行政が行政の側の理由で改善をやつて、今のお話では私はちよつと遅いのではないかと思っております。やはり経営基盤を安定してもらわなければならない、私も小さな子供がいますけれども、親御さんにも大変な心配をかけるし、私は幼稚園教育というのとはやはりそういう意味では私学助成という観点からも非常に重要だと思っております。ただ野放しにしていいとも思いません。

ですから、厚生省と文部省がそれぞれの領域の中で少しずつ改善をしていくことはわかりませぬけれども、少しずつ改善していく間にはたばたつべられたのでは私は意味がないと思っております。そこは思い切つて、前も申し上げましたけれども、やはりそういうふうな局長同士の話し合いをできるような環境がもうできた以上は、ことし

じゆうには私は行政の窓口の一元化というものはやはり不可欠ではないかな、これは行政改革にも見合つた話でありますから、そういうことをやるためにはこれはやはり政治決断ではないかなと思っております。最後にこのことについて文部大臣の見解をお伺いして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○町村国務大臣 先ほど局長が答弁を申し上げましたように、施設の共用化というのはあくまでも第一歩だと私も考えております。

今後さらにこれを進めていく方向は、先ほど御答弁を申し上げましたように、教育の内容とか、あるいは教師とか保育の養成の段階、いろいろな面で共通化を図っていく、そこから委員言われたような一元化という方向性も出てくるのだからと私は思っておりますが、どこまで今の制度を前提にしてやれるかということも早急に今詰めていまして、今作業のスピードアップを図っている段階でございませぬ。

なお、行政の窓口というお話がございましたが、そういうアプローチの仕方もあるのだからと思ひますからそれも一概には否定いたしません、まず実態的にどこまでやれるのかなということに今力を注がせていただければ、こう思っているわけでありませぬ。

○安住委員 ぜひ子供の側に立つてこういう行政をやつてほしい。つまり、保育所を持っている厚生省のエリアがどうだと文部省の幼稚園の方の団体がどうだではなくて、預けている子供のことを考えればもっと急いで私はしるべきだと思ひますから、最後にこのことを要望して、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○高橋委員長 次に、旭道山和泰君。

○旭道山委員 新党平和の旭道山です。大臣、胸をかりるつもりで質問しますので、関係各位、よろしく願ひします。

本日議題になつていられる法案の質疑に入る前に、何回も何回も聞いていますけれども、青少年の問

題について質問させてもらいます。

町村文部大臣初め文部省の担当各位には、青少年犯罪や薬物乱用の増加など、特に学校現場を中心とした教師、生徒における事件が相次ぐ中で、これらの問題解決に向け努力されていると思っております。よく、子供たちの心が病んでいる国は、国が滅ぶ前兆であると言われています。私は、決して議論のあり方を否定するわけではありませぬが、これまでのような役所的な議論ではなく、もっと現場の声を聞くべきだと思ひます。

私も昨年の当委員会において、心の教育の大切さや、問題が起きたとき教育委員会から報告を受けるだけでなく、実際に現場へ足を運んで対話をするようにと主張してきました。二十一世紀の日本を担っていく青少年の希望ある未来の実現のために、生きた政策による子供たちへの提言をお願いしたいと思ひます。

これまでも同様の質問を数多く受けていると思ひますが、一連の事件を踏まえ、子供たちの心をやみがえらせる教育の実現と、今問われている大人の責任と役割をどのように受けとめ、それを果たしていくのか、まず大臣の御見解をお願いいたします。

○町村国務大臣 委員から、教育行政に当たる基本的な心構えについてのお話をいただきました。この点は委員も同様であろうと思ひますが、大変に悲惨な、また衝撃的な事件が相次いでおります。何かが伝染病のようにともいふべき広がり方で、大変心を痛めているわけでございます。

当面の対応ということで委員の御指摘もございました。私も、当該学校ではございませぬが、他の中学校に足を運んだり、あるいは中学校の先生方に十数名を集まっていたらどうお話をしたりというようなことを通じ、できるだけ直接現場の声を伺うようにということも努力をしております。当該問題を起こしている学校に文部大臣まで足を運んでしまつと、現場の混乱が一層拡大してはと、いう気持ちはちよつとあつたものですから、そこはむしろあえて控えていただいたわけござい

います。

いずれにいたしましても、緊急対応として、とにかくナイフとかそういった凶器を学校に持ち込まないようということ、そして心の大切さ、命の大切さというものを、それぞれの学校現場で今急いでもう一度緊急的に教えていただきたいというところを再三お願いをし、さらに、それはあくまでも緊急対応でございまして、もう少し中長期で見れば場合には、ゆとりのある教育、あるいは生かせる力のあるたくましい子供たちをどう育てるのか、そのための学校づくり、指導の内容でございまして、学校のある方、どういう運営をしていくか、いろいろなか、あるいは先生の養成でありますとか、いろいろなか、あるいは先生は先生は教育改革の一番の大きな中心テーマだろうと思っておりますが、いろいろな施策を、これは即効性はないけれどもせんが、そうした対策を今一生懸命考え、一つずつ実行に移している。その幾つかの法律を今回、この国会でもまた御審議をいただくということにしていくわけでございます。

○旭道山委員 ありがとうございます。町村大臣、いろいろと現場へ行っていると思えますけれども、本当にまたお願いします。

一連のナイフによる事件で、刺した方も刺された方も本当に多大な衝撃を受けていると思えます。特に、いろいろと被害を受けた人間の心のケアもやはり必要だと思えます。だから、そういう現場でも心のケアの重要性というのがやはり問題になると思えます。

今、青少年の事件は、毎週のようにメディアを通じて国民に衝撃を与えています。大臣が全国の子供に呼びかけたように、これ以上悲劇を繰り返さないために万全の努力をお願いしたいと思えます。よろしくお願いします。

では、これから本題に入ります。
まず最初に、人材育成のために一貫して奨学金制度の充実に向け御努力を続けてこられたことを評価したいと思います。しかし、我が国の奨学金制度は、特に経済的に困難な家庭への支援体制は

必ずしも十分ではないのが現状だという実感を持っています。

私は中学卒業しかできませんでしたが、中学を卒業後、十五歳で角界に入りました。しかし現実には、関取になりたいとか、あるいは将来の期待を受けてスカウトされ角界に入りましたわけではありませぬ。

私は、物心ついたころから女手一つで育てられました。母親の事業による収入で生活が成り立っていたのもつかの間、交通事故で被害者となって後遺症に悩まされ、働く機会を失ってからは一転して経済的に厳しい状況に変わりました。

当時、小学生だった私は、長男です。わづかなアルバイトで一家五人の生活を支えなければいけないという時期が過ぎました。そして小学校、中学校の休みの日には、時間があればアルバイトをしていました。そういう経済的に厳しい環境に置かれた子供は、その中から生きるすべを見つけなければいけないのです。

私の場合は、幸いにもスポーツによる高校進学が道が開けましたが、推薦によって私自身の学費はかからない条件がありながらも、最終的には、家族を支えるだけの経済力がだれにもない状況では、私が高校進学を断念しなければならなかったのです。私が高校進学を希望することは考えられない状態でした。それで結局、生きていくためには高校進学をあきらめたというのが事実です。

私のように、進学を希望しても、現実を考えた場合あきらめざるを得ない人はほかにもたくさんいるはずですが、直接法案の改正案の趣旨とは違いますが、経済的に進学が困難な状況に置かれている家庭に対する育英奨学金事業以外の経済的支援措置の充実に、御意見を聞かせたいと思えます。

○佐々木政府委員 まず、高校生に対する奨学金でございますが、日本育英会は、平成十年度予算案で、十二万二千五百一人の生徒に対し貸与することとしており、また、都道府県や公益法人等による育英奨学金事業については、これは平成七年度

の数字でございますけれども、十三万一千人の生徒に対し支給がなされているところでございまして、次に税制面の関係でございますが、教育費の負担の重い中高年層に対する負担の軽減を図るため、十六歳以上二十三歳未満の扶養親族に係る扶養控除額を割り増しする特定扶養控除制度が現在講じられておりまして、十年度からさらに割り増しをすることとしておるところでございまして、次は経常費助成でございますが、私学振興助成法に基づき、教育条件の維持向上と修学上の経済的負担の軽減等に資するため、都道府県が行う私立の高等学校の経常費助成に対し国が補助をするという仕組みをとっておりまして、これらを通じて、まして各都道府県の私学助成の充実にいうことを図っているところでございます。

そのほかの措置といたしましては、母子及び寡婦福祉法による修学資金貸与の制度がございまして、また、生活福祉資金貸付制度による修学資金貸し付けが実施をされておるところでございまして、文部省といたしましては、関係省庁とも連携を

しつつ、経済的理由により高校進学を断念せざるを得ない、そういうことのないように、育英奨学金事業の充実を含め、必要な措置、対応をしたいと思いますと考えているところでございます。

○旭道山委員 そのようにやはり柔軟にやってほしいのです。本当によろしくお願いします。
ところで、今回の改正案の中心となっている教育職の返還免除制度を含め、学校教育という分野に優秀な人材を確保するという意味では、確かにその役割は薄れてきていると思えます。むしろ私は、現在の日本育英会の事業をさらに発展的に継承する奨学金制度として大幅な改善をしていくことこそが必要だと思っております。

教育費や生活費は年々増加する上、長期化する不況による年収の減少によって仕送りの減少や、その上、倒産、失業、解雇という現実が追い打ちをかけているのが現状ではないかと思えます。必要とする学部学生や大学院生が利用できるように、より積極的に、より開かれた奨学金制度にすべきであると思えますが、大臣の御意見を願います。

○町村国務大臣 委員御指摘のとおり、今の育英会制度、かなりの機能を果たしておりますが、ではそれで十分かと言われるれば、私は、まだまだ改善の余地は確かにあると思えます。
今、新しいニーズとしては、例えば大学院にも行く人がふえておりますので、そうした方々へのものでもありますが、あるいは専門学校、専修学校というあたりも率直に言って不足をしております。あるいは、先ほど別の方の御議論で既に御指摘がございましたけれども、私立と国立の差でございますと、私立の方々の受ける割合が低いなど、あるいは返還の条件でありますとか、あるいは金額でありますとか、もう少しこの育英会の財政にゆとりができれば、やりたいこと、やらなければならないことはたくさんあるな、こう思っておりますが、一遍にあれもこれもできませんので、可能なところから、とにかく最大限をうした新しいニーズにもこたえられるようにしっかりとやっていきたいと思います。

○旭道山委員 その辺、やはり柔軟に動いてもらうことをお願いします。
これまでの奨学金制度の充実はもちろんのことですが、私自身のことには置きかえて考えてみた場合、もしスポーツにすぐれていなければならぬ、実際に進学する場合の最大のネックになったのは入学金だと思えます。経済的に困難な状況の家庭においては、たとえ高校や大学に合格しても、高額の入学金を納めることは大変厳しいことであると思えます。

入学金については現行の奨学金の制度では認められておりませんが、入学金が高額で大きな家計負担となつて上、教育ローンなどを利用しなければならぬ人が増加しているという現状を考えると、私は、新たに入学金の貸与制度を創設すべきだと思えますが、御見解をお願いします。

入学金については現行の奨学金の制度では認められておりませんが、入学金が高額で大きな家計負担となつて上、教育ローンなどを利用しなければならぬ人が増加しているという現状を考えると、私は、新たに入学金の貸与制度を創設すべきだと思えますが、御見解をお願いします。

○佐々木政府委員 入学に際しましては、授業料だけでなくて、入学料等の学生納付金のほか、例えば下宿に入る、さらには所要の学用品をそろえる等、相当の費用が要するというのは事実でございます。その負担軽減のために入学時の費用に対して育英会として対応してはどうかという御指摘も、まことにまことに面があるわけでございまして、このことにつきましては、既に、入学時の一時金等を対象として国民金融公庫等の教育ローンというものが広く実施をされているわけでござい

ます。文部省といたしましては、日本育英会の奨学金については、大学学部の貸与人員の増を図る、あるいは大学院についてさらなる充実をするという貸与人員の増が一つ課題としてございますし、また同時に、平均的な生活費の増額に対応して貸与金額を充実していくということも、他方の大きな課題としてあるわけでございます。

そういった状況も勘案をいたしますと、既に国民金融公庫等の教育ローンが存在するという点とありまして、育英会の奨学金を入学金の貸与にまで広げていく、そういう制度を創設するということは、直ちには困難な問題であるというふうに考えているところでございます。

○旭道山委員 本当に入学金というのはやはりでかいですから、できればそういうものにまで広げてもらうような前向きな検討をお願いいたします。

さて、次に奨学金の貸与が終了した後の返還期間の延長問題について質問いたします。

例えば大学院の修士課程の返還期間は、かつて十六年間の返還であったが、現在は十四年間の返還期間と定められています。教育費、生活費の増加などに伴い貸与される金額も上昇し、二年間の貸与額は総額約二百万円にもなっています。私の事務所の秘書は、修士課程に在学していた当時の二年間に貸与を受けた奨学金総額は百四十四万円であったと聞いています。それを年一回の年賦払いで九万円ずつ、十六年間返済したと言っていました。

総額がふえることに伴って返還期間が延長されるのであれば理解できますが、貸与総額がふえた上、逆に返還期間が短縮されては、返還に関して大きな負担を感じるのではないのでしょうか。どのような根拠に基づいて返還期間を短縮されたのか、お聞きしたいと思います。

○佐々木政府委員 奨学金の返還期間についてでございますが、従来から、卒業を済ました奨学生は返還負担能力等を考えまして、適正な期間を設定してきたところでございます。

現在の返還期間につきましては、平成五年の育英奨学制度に関する調査研究会の報告に基づくものでございまして、昭和五十八年に平均約十年であった返還期間が、その後の貸与月額の増加に伴い、平成四年では平均十五年と長期化しているが、資金の効率的運用を図る観点から、その間の卒業奨学生の返還負担能力の向上を勘案しつつ返還期間の短縮を図るべきである、そういう指摘をいただいたわけでございます。

これを受けまして、平成六年度返還者から約一年ないし二年の返還期間の短縮を行ったものでございまして、大学院の修士課程については、昭和五十八年に返還期間が平均十三年でございましたが、平成四年では平均十五年になっており、これを平成六年に十四年にしたものでございます。

今後とも、事業資金の効率的運用、貸与月額の増による返還期間の長期化、さらには卒業奨学生の初任給の上昇等の社会的情勢にも十分配慮しながら、この問題について適切に対応してまいりたいと考えております。

○旭道山委員 また、国公立大学の自宅外、私立大学の自宅の人の無利子貸与の奨学金の総額は、大学院修士課程の総額より高いにもかかわらず同じ十四年間の返還になっております。大学の学部卒業生と大学院修士課程を修了した人の初任給では、当然大学院の修士課程を修了したの方が高いわけですから、いずれにしても、返還すべき総額が高い人とそれよりも総額が低い人の返還期間が同

じというのをおかしいと思います。

現在、奨学金の返還滞納額は、無利子の第一種と有利子の第二種を合計すると約二百億円と聞いています。返還期間を短縮するような返還する人の現状を無視したような実態が滞納の要因ともなっていると思えますし、こうした状態を改善することがまず大事じゃないかと思えます。滞納者に対する請求方法を考えることも大切ですが、まず負担を軽くし返還しやすい状況をつくることこそ重要なことだと思えます。それぞれ答弁をよろしくお願いします。

○佐々木政府委員 平成九年度の入学者の奨学金の貸与総額について申し上げますと、国公立大学に自宅外から通学する場合の卒業までの貸与総額が二百二十万八千円でございます。私立大学に自宅から通学する場合の卒業までの貸与総額は二百三十五万二千円でございます。大学院修士課程の貸与総額は百九十九万二千円となっております。

これらの奨学金の返還方法についてでございますが、これにつきましては、貸与を受けた奨学金の総額、貸与総額に応じて最低年賦額を卒業生の返還負担能力と資金の効率的運用等を総合勘案して決めておるところでございます。最低年賦額を決めるということで対処しておるわけでござい

ます。その結果、国公立大学自宅外の場合は、年賦額が十五万円であることから返還年数が十四年間となっております。私立大学自宅の場合も、同様の考え方で年賦額が十六万円ということで十四年間で返還をするというところでございまして、大学院修士課程の場合は、年賦額が十四万円と十四年間で返還をするというところでございまして、この三者いずれの場合も返還年数が十四年となっているところでございますが、年賦額が異なることから、返還総額が違っても同じ返還年数になっている、そういう結果となっているものでございまして、資金の効率的運用等を考えた場合にはやむを得ないものではないかと考えておるところでございます。

す。

なお、返還月額をそれぞれについて見ますと、順次一万三千四百四十二円、一万四千円、一万一千八百五十七円となっております。いずれも一万円台前半の数字、返還額となっております。

こういった点から見ますと、このような返還方式自体、特に不合理なものとも言えないようにも考えられるところでございます。

また他方、返還方法についてでございますが、平成七年度からは返還者の負担軽減の観点から、月賦による口座振替制度を導入しているところでございまして、毎月無理なく自動引き落としによる返還を可能としたところでございます。

これらの工夫改善を通して、奨学金が滞納することがないように、引き続き対応してまいりたいと考えておるところでございます。

○旭道山委員 今の答弁で、やはりそういう十四年という年数を動かさないということですが、これも、この点を考えただけでも返還期間の改善の必要性があると思えます。

私はこの際、二十年以内となっている返還期間を三十年以内に延長し、ただし繰り上げの返還を認めるような弾力的な制度の改革をすべきではないかと考えています。もしよろしければ御意見をお願いします。

○佐々木政府委員 返還期間につきましては、例えば私学の自宅外の学部学生が修士課程までの貸与を受ける、あるいは博士課程で貸与を受ける、いずれも返還期間は二十年以内の返還期間となっております。月賦ありは半年賦、年賦のいずれかの方法を選択して返還するということとなっております。

この返還期限を延長することについては、この返還金を財源として奨学事業を実施する、奨学金に充てるという資金の効率的な運用から見、期間がどうであるかということがございまして、さらには返還金を確実に回収するという観点から見た場合、余り長期にわたるといふことはいかがであらうかというふうなこともござい

して、御指摘の点につきまして慎重に検討をすべきものと考へておられるところでございます。
○旭道山委員 答弁、本当にありがとうございまして。

例えば六年間貸与を受けた場合、合計で四百八十万円になる、そして返還期間は最長二十年となっておりますが、それをやはり本当に弾力的にやってくれば、また違った意味で御の字かと思ひます。

今、大学院への進学が増加して、因としても若手研究者の育成に力を注がれていると思ひます。大学院の学生は、学生という側面だけではなく、実質的には若手の研究者という側面も持っています。このような役割を持つ大学院の学生に対し、特に研究費の充実という点については制度的な面を含めて検討すべきだと思ひます。

幾ら奨学金の貸与を受けても、当然それだけでは十分ではありません。特に大学院の場合は、学生に聞いたところ、予想以上に専門書などの文献をみずから購入しており、その負担が大きいという現実があります。こうした学術研究に携わる若い研究者のために、奨学金制度の充実とともに、研究費についてもあわせて改善をしていくべきではないかと思ひますが、御意見をお願いいたします。

○両宮政府委員 大学院は、学術研究の中心でございますし、また、研究者の養成ということでも大変重要な役割を果たしていることは、委員御指摘のとおりでございます。

また、大学院の学生の地位、役割ということも考えた場合に、先ほど御指摘のように、研究指導を受けるといういわば学生たるの地位ということが一つあるわけでございますが、特に博士課程の場合などになってまいりますと、ある程度独立した研究者としての状況に近づきつつあるわけでございます。

もちろん、いわゆる一気には碩学泰斗のような研究成果が出るわけではございませんけれども、しかし、将来の研究活動の基礎をなすような、そういう重要な時期にも当たるわけでございます。

その間におきます研究活動を何らかの形で支援していくということは大変重要なことであるわけでございます。

平成八年の七月に、ポストドクター等一万人支援計画というのが閣議決定も見ておられるわけでございます。これは、いわゆる大学院を既に出た者も対象にしているわけではございませんけれども、あわせて大学院の博士課程に在籍している者、これもまた対象にしておられるわけでございます。

具体的には、日本学術振興会の特別研究員制度というのがございまして、平成十年度予算案でこれを見ましますと、総採用者数二千四百四十人という規模でございます。一人当たり月額で二十万二千円を支給する。また、あわせて、科学研究費補助金の一部をその方々にも支給するというような扱いもしておられるわけでございます。

また、平成八年度からは、リサーチ・アシスタント制度というような制度も設けておりまして、これは、優秀な大学院の博士課程在学者をいわば研究補助者として参画させる、それに対する一つの待遇ということでございまして、二千五百六十二人に対して月額八万八千円を支給するというような施策を講じているわけでございます。御趣旨のような方向で今後とも関連施策の充実に配慮してまいりたいということでございます。

○旭道山委員 現場の方に本当にお金が回るようにできるだけ努力をお願いします。

続いて、返還期日について質問いたします。返還期日はいつから開始になると決められているのでしょうか。私の手元に、秘書が持っている奨学生手帳があるのですけれども、ちょっと読ませてもらいます。

貸与終了後六か月経過した、一年以内に第一回目の返還期日を定めればよいが、なるべく十二月又は六月のいずれか都合のよい月を選ぶこと。
第二回目以降は毎年その定めた月が返還月となる。

となつてはいますけれども、返還方法については、年一回の振り込み方法から幾つかの改善がなされてはいますが、開始時期についてはどのように規定されているのか、答弁をよろしくお願ひいたします。

○佐々木政府委員 奨学金の返還開始時期につきましては、日本育英会法施行令の第六条において、貸与期間の終了した月の翌月から起算して六か月後と規定されているところでございます。したがって、先生御指摘いただいた点については変更がございません。

○旭道山委員 これまではやはり年賦払いが滞納の要因だと私は思っています。平成七年十月より、年一回の振り込みだったのが、口座振替にしたことにより、自分で返還しやすいと思われる方法で返還できるシステムが導入されました。さらに今後、段階的に拡充されると聞いております。

借りたら返すのは当然のことです。しかし、これは先ほど質問した返還期間の延長とあわせて、より返還しやすい制度にするために、今後もっと議論をしていただきたいと思ひます。

私は、こうした返還方法の改善にあわせて、返還期日の開始日について改善すべきだと思ひます。初任給が毎年上昇しているとはいへ、一年目から返還するのは、現実、結構厳しい状況であると思ひます。月賦にせよ年賦にせよ、かなり負担となるのは変わりません。就職一年目では、ボーナスにしても勤続年数との関係で少なく、さらに業種によつて給与の差もあるわけですから、せめて収入の安定してくる二年目を第一回目の返済日にしてほしい、それを私は提案したいのですけれども、御意見をよろしくお願ひいたします。

○佐々木政府委員 返還方法につきましては、從來、ボーナス時等の年賦払いでございまして、一回の返還額がまとまった金額となる、その意味で返還が大変であるということもございまして、口座振替による月賦払いを主な返還方法にするという方針で、平成十年三月に貸与を終了する者については全員が郵便局や銀行での口座振替による月賦払いをするよう、その返還手続等を改善して

おるところでございます。返還開始時期についてでございますが、貸与期間の終了した月の翌月から起算をして六か月を経過した後というところでございまして、これは半年は返還が猶予されているというふうにも見ることができるわけではございまして、六か月を経過した後であっても、職につくためにさまざま真剣な努力をしたにもかかわらず就職がでない、そのために収入がない、そういうような場合には、真にやむを得ない事由により返還が著しく困難になったときとして、願ひ出ることによって一年以内の返還を猶予する、そういう制度もございまして、そういう弾力的な取り扱ひも行っているところでございます。

御指摘のように、返還開始時期を一般的に二年目以降とすることについては、返還金を奨学金のいわば原資とする、そういう資金の効率的運用を図る点で問題があるのではないかとこの間にも思われまして、また、卒業後、返還開始までに長い期間を置きますと、返還の滞納を誘発するおそれがあるという点もございまして、返還金の回収上問題もあるのではないかと考えられるところでございまして、現時点で一般的に二年目以降とすることは困難であると考えているところでございます。

○旭道山委員 だから、急に職につく人間もないと思ひますので、やはり柔軟な考えを少し持つてくれれば払う人間も助かると思ひますので、よろしくお願ひいたします。

次に、日本育英会の余剰金の実態と運用状況についてお聞ひいたします。

日本育英会など政府関係機関などの運用先については、銀行への預金または郵便貯金と限定されてはいますが、規制緩和という観点から、今後の運用のあり方についてどのように考へているかお聞ひかせください。

それと、最近、金融機関の不祥事により、金融機関への信用は失墜していると言つても過言ではありません。余剰金の運用について厳正にしなけれ

ばならないと思ひます。余剰金の運用については、銀行への預金または郵便貯金と限定されてはいますが、規制緩和という観点から、今後の運用のあり方についてどのように考へているかお聞ひかせください。

ばならないと思います。

ところで、これまで余裕金の運用先金融機関には北海道拓殖銀行も含まれておりました。現在、その扱いはどのようになっているのか、また運用先の決定においてはどのような基準を設けているのかお聞きしたいです。あわせて御答弁をよろしくお願いします。

○佐々木政府委員 日本育英会の余裕金についてでございますが、余裕金は、業務遂行に際し、資金繰りの都合上、一時的に生ずる資金でございます。主として、月ごとの奨学金の貸与を行うための政府貸付金から発生するものでございます。

この余裕金につきましては、日本育英会法第三十五条に基づいて運用をされておりまして、御指摘のとおり、法律上、銀行への預金または郵便貯金等に運用先が限定をされているところでございます。

実態といたしましては、すべて銀行への預金により運用をされておりまして、平成八年度では、延べ約一千四十八億円を、平均運用日数二十九日、平均利率〇・六％で銀行に預け入れ、約五千三百万円の運用益を得ているところでございます。

今回の法改正に際しましては、全国信用金庫協会、全国信用金庫連合会からの、余裕金の運用規定に関する規制緩和のための改正要望等を踏まえまして、また特殊法人の余裕金の運用方法についての最近の立法例に倣いまして、余裕金の運用方法について、文部大臣の指定する金融機関を追加することとしたところでございます。現在、信用金庫及び信用金庫連合会を運用できる機関として指定することを考えておるところでございます。

御指摘のございました北海道拓殖銀行の件でございますが、同行につきましては、平成九年六月以降、運用先とはしていません。具体的にはどのような形で運用先を決定するのかということでございますが、日本育英会では、育英会からの通知に応じて入札してきた銀行の中から最も条件のよい銀行を選ぶ、そういう方法で

余裕金を預け入れる銀行の決定を行っているところでございまして、その決定に当たっては、開示されている銀行の経営状態、報道等を勘案しながら、余裕金を安全かつ確実に運用できるように行っているところでございます。

先ほど申し上げましたように、余裕金というのは、主に毎月の奨学金の貸与資金について、返還金が見込みより多かつた場合等に生ずるものでございまして、預けておく期間も二十九日という短い期間となっております。

○旭道山委員 最初の質問にまた戻りますけれども、奨学金制度は成績などの規制が多く、経済的に困難な人に対して事実上条件が厳しくなっているのが実態だと思えます。奨学金を必要とする一人でも多くの人に貸与できるようにするために奨学金の採用については、成績重視から経済的困難を重視する観点に重点を置いて運営していくべきではないかと思えます。

そして、奨学金の貸与を受けている大学生の親の収入基準の設定についてはどのようなものになっているのか。実は、収入認定のあり方との関係で採用不採用の決定に不公平があるのではないかと聞いています。例えば自営業の場合、どこまでが必要経費として認められ、収入としての確定をしているのか、教えていただきたいと思えます。

また大学院は、基本的に親の家計からの独立性が高いという観点から、修士課程では採用に当たって成績がかなり重要視されているが、大学院に進学するためにさらに高いハードルを越えるわけですね。若い優秀な学生であることに変わりありません。今後の日本の学術研究などの発展のためには、国として、安定して勉強に専念できるように体制を整え、若い研究者を育成していかなければいけないと思えます。大学院へ進学する学生が今急増している状況でもありますが、やはり成績重視から経済的困難度を重視していくようにすべきと思えます。

そういう意味では、日本の奨学金制度を根本から意識改革して、教育を受けるための奨学金制度、

例えは教育奨学金制度というような大幅な改善、拡大を行い、必要とする学生がきちんと採用されることが必要であると思えますが、大臣各位の御意見をお願いします。

○佐々木政府委員 家計収入の基準につきまして、世帯の収入総額から控除額を差し引いた額を基準といたしまして、奨学生の選考、採用を行っておるところでございます。

世帯の収入総額については、給与所得者の場合は源泉徴収票等で、事業所得者の場合は確定申告書の控えなどで確認を行っておるところでございます。

また控除額につきましては、給与所得者の場合は、当初は所得税と同様の控除額としておりましたが、昭和六十一年以降、所得税上の控除額が改正されなくなったことから、その後の消費者物価指数や家計収入の上昇を踏まえた日本育英会独自の給与所得控除を設けており、事業所得者である場合と不公平とならないよう配慮してきておるところでございます。

大学院についての御指摘がございましたが、大学院につきましては、人物、学業ともにすぐれた学生であつて、経済的理由により修学が困難な者を対象としておるわけでございまして、学力基準につきましては、第一種奨学金の場合、大学、大学院における成績が特によければ、将来、教育研究者としての専門性を有する職業人として活躍する能力があると認められる者等としており、学部学生に比べて弾力的なものとなっております。

また家計基準につきましては、平成四年度から親等の家計基準ではなく本人の収入に基づき判断をする等の工夫をし現在に至っております。ございまして、大学院の場合、博士課程で約五割、修士課程で約三割の貸与率となっております。

○町村国務大臣 委員から数々の運用面あるいは制度面の改善についてのいろいろな御提言をいただきましたことを心から感謝いたしております。特に、返還の期間、返還方法あるいは入学金貸与

制度の創設、いろいろなアイデアを盛り込まれての御提言でございました。

今の日本育英会の奨学金、先ほど藤村議員の方からも御提言がございましたが、今のところは一応、学力基準と家計の基準という二つの基準で選考することによって、限られた資金の配分というものを考えるという建前になっております。これをこの際、今旭道山委員言われたように、少しく抜本的に見直しはどうか、そしてその中でいろいろな改善を図っていったらどうかという、発想の転換を含めての御提言もあつたわけでございます。

今、なかなか財政状況が厳しいということ、財政が厳しいと発想が貧困になるといふのは大変悲しいことではございますが、もう少し財政のゆとりが出てくることを前提にして、いろいろ前向きに考えなければならぬこと、根本的にまた見直しをしなければならぬこと、多々あるなど、今委員の御議論を伺いながら受けとめていたところでございます。

今後の大きな宿題として受けとめさせていただきます。これからの改善すべき点は率直にどんな改善をしていかなければいけない、かように考えているところであります。

○旭道山委員 大臣の前向きな答弁で、本当にそういう不公平がなくなるようによろしく願っています。

この前、アメリカのクリントン大統領が言った言葉がありまして、ちょっと述べさせてもらいます。アメリカでは、本年一月のクリントン大統領の一般教書演説で、大統領は次のように提言しています。

私は、ふさわしい学生には無償の奨学金を与え、二十万人対象の新べル奨学金の設立を提案し、議会に承認していただいた。

学生ローンについては、既に金利が下がり、返済しやすくなっているが、新たにこの金利分を控除することにします。米国土の家庭は、これからは預金を、無税の新たな教育IRA(個人退職預

金口座)に回すことができる。

また、ことからは、大学生を持つ家庭は、入学後最初の二年間、千五百ドルの税額控除を受けることになるだろう。これはコミュニティーカレッジの大半の授業料を賄うホープ奨学金のことである。また、大学三年と四年、大学院生並びに職業訓練生向けには生涯学習融資がある。

さらに、私は、この演説に耳を傾けておられるすべての家庭の皆さんに伝えたいことがある。お子さんたちは大学へ行きます。もし貧しい家庭の子供を御存じなら、あきらめないで、大学に行けるよと言ってほしい。もし借金で首が回らず、子供を大学に上げられないと心配している若夫婦を御存じなら、あきらめないで、大学には行けますよと伝えてほしい。どんな底の仕事から抜け出せず、これからの人生のためにもっとよい仕事を得るために必要な授業を受けられないと恐れている人を御存じなら、あきらめないで、大学には行けますよと言ってほしい。

大学を二十一世紀には、現在のハイスクール同様、普遍的なもの、身近なものにすることができると。それは、アメリカの顔、その将来を変えることになるだろうと述べています。

アメリカは、世界一の教育大国を目指し、アメリカを担っていく若い人材を育成するために前進しようとしています。同じように、日本の将来を担っていく世代のためにも、教育の機会を拡大し、支援していく姿こそが重要なことであると考えています。それは文部大臣としての使命ではないかと思ひます。それがひいては日本の発展につながると確信いたします。

もしよろしければ、答弁をよろしくお願いいたします。

○町村国務大臣 日本は伝統的に教育を大切にしてきた国だ、こう思っておりますし、また国民の皆さん方の教育に対する大変な熱意というものもありません。

かなという感じもしております、むしろそうではなくて、生涯を通じて、学びたいときにだれでもいつでも学べる、そういう生涯学習ということも今私どもは訴えているわけがございます。

そういう形で、しかもそれが、経済的困難によつて学びたいという意欲が摘み取られることがあつてはならないというのを踏まえながら、私どもさらには、委員の先ほどの御指摘も踏まえながら、奨学金制度のより一層の改善に努力をしております。

○旭道山委員 もう時間が来ましたので、最後に重ねて奨学金制度の思い切った拡大を強く要望します。

大臣の本当に前向きな今の答弁、ありがとうございます。これから日本を担っていくのはやはり教育だと思ひます。そのためにやはり大臣というのはそれだけ重要なポストでもあります。また、大臣も体にお気をつけて、本当によろしくお願ひします。きょうはどうかとありがとうございました。

○高橋委員長 次に、松浪健四郎君。

○松浪委員 自由党の松浪健四郎でございます。日本育英会法の一部を改正する法律案についての御質問をさせていただき、暗い話ばかりがこの文教委員会でも論じられてきたような気がいたしますけれども、けさほどの読売新聞の関西版に心打たれた記事がございました。この記事を御紹介させていただきます、そして大臣の御所見をいただければと思ひます。

書きかけの卒業論文を残して、帝塚山学院大の女子大生が昨年十二月、がんで亡くなった。残り少ない命の中で卒業を強く望んでいた彼女のために、ボーイフレンドが論文を仕上げ、同級生らも後押し。大学は特例を認め、二十日の式で母親に卒業証書が手渡されることになった。

この大学の大学見一学長は卒業式でこう述べられるのであります。大病に負けず、最後まで授業に出た美樹さんのために、この女子大生の名前は美樹さん、最後まで授業に出た美樹さんのために、

めに、大学は温かい心で規則を破った。彼女の分まで卒業生は生きてほしいとはなむけの言葉を贈るものであります。

中央教育審議会の中答申案で、豊かな心を持った子供をつくらう、このように言われているわけでございますけれども、教育者自身のこのよくな広い心、そして価値観というものがどこにあるのか。私は、やはり教育の場は美しい心、豊かな心、ここにあるような気がしてこの新聞を紹介させていたただいたわけでありませう。

「天国のあなたに贈ります」このように見出しで書かれてありますけれども、このような特例で卒業式が行われる。かつて大学の教壇に立つておりました一人として、ほのぼのとした話題である、私はこのように思ひますが、大臣の所見をお伺いしたいと思ひます。

○町村国務大臣 私最近、ナイフの話ばかりが何か文部大臣の仕事のような感じがしております。折でございますから、松浪委員の今のお話、私も大変すばらしいお話だと思つて承らせていただきました。そういう柔軟さと温かさ、それは大学であろうと小中学校であろうと変わることはない本来の学校のあるべき姿を指し示していただいた、かように思っておりますし、そういうすばらしいお話を御紹介いただいた松浪委員に心から感謝を申し上げます。

○松浪委員 どうもありがとうございます。これからは高等教育局長並びに体育局長に御質問をさせていただきたいと思ひます。

まず、育英会法の一部を改正する法律案についてでございますけれども、実は、私は五年間日本育英会から奨学金を受けて、そして大学の教壇に立ち、返還を免除された経験を持つ者であります。

したがって、今回の法律改正は、自分は免除されたけれども、これから教職につかされる人が免除されなくなる。自分たちだけがいい思いをして、これから教職につく人たちが返還をしなければならぬ。私自身からしますとちよつとぐあい悪い法律改正だというふうな気がするわけでありませう。

す。いずれにしても、この制度は人材確保としても有用なものであります。私は、大学院を出てから四年間浪人することになりました。毎年返還猶予願というものを提出する必要がありまして、四年間待っていたら、そして努力しなければ研究職あるいは教員職につけないうのだというところで努力をしたことを思い起こさなければなりません。

教員や研究職につくことによつて返還が免除されるというところは、その道を志す若い人からすれば努力目標としてこの制度があつたのではないのかというふうな気がするわけですが、とりあえず、この制度を廃止されるその理由についてお伺いしたいと思ひます。

○佐々木政府委員 教育職の返還免除制度は、戦前の師範学校の給費制度を戦後日本育英会の返還免除制度として引き継いだものでございます。学校教育分野に優秀な人材を確保する上でこれまで重要な役割を果たしてきたというふうに考えているところでございます。

しかしながら、その一方で、例えば近年の公立学校教員の採用状況を見ますと、採用選考試験の競争倍率というものは非常に高くなつており、教職を希望しながら教員に採用されないという方も非常にふえておるわけでございます。

また、教員給与も人材確保法を通じて一般の公務員と比較して優遇される、そういう状況になつております。そういう意味で、奨学金の返還免除が教員の人材確保を図る上で果たす役割というものは薄れてきておるといふことは否めないだらうと思ひます。そういった観点から、これまでその見直しを指摘されてきたところでございます。

そのような状況も踏まえ、育英会の奨学金が本来貸付制であることも考慮いたしまして、厳しい財政状況の中で奨学金に充てる資金の効率的運用を図る必要があることから、今回、大学学部等の返還免除制度を廃止することとし御審議をお願いしてるところでございます。

○松浪委員 今回の制度改正の趣旨は、育英奨学

事業の充実のため、資金の効率的運用を図るとい
うものなのでございます。その一方で、本来の回
収がちゃんとできていない状況がある。先ほどの
御説明ですと、どうも毎年二百二十四億円の未納
金があるというふうにお聞きされているわけでは
ありません。

私は、なぜそんな未納金が出るのだろうかと思
議に思うわけであり、と申しますのは、奨
学生手帳の中の「奨学金貸与の条件」の第十一
の項目を読みますと、

連帯保証人は、本人と連帯して弁済の責を負
うものとする。借用証書に署名する保証人は、
本人が本人及び連帯保証人の所在を調査しても
知ることができないうとき、また本人及び連帯保
証人が返還を履行できないとき、本人に代つて
弁済の責を負うものとする。

つまり、保証人がいて、連帯保証人がいる、そして
本人がいるわけであり、

本人が死亡した場合を除かれるわけでは、
本人が死亡した場合を除かれるわけでは、
とも、保証人と連帯保証人がいながら、なおかつ
年間二百二十四億円の未納金があるというのは、
もしかしならば真剣に回収するという作業を積極
的に行っていないのではないのかという疑念が私
にございまして、そのことについてお尋ね
したいと思つておられます。

○佐々木政府委員 御指摘のとおり、平成八年度
末の滞納額は約二百二十四億円となつておりま
す。滞納者につきましては、日本育英会といたし
ましてもあと限り努力をしておるところでござ
います。

幾つか御紹介させていただきたいと思つて
が、何といつても返還者の意識というものを徹底
する必要があるわけでは、これにつきま
しては、従来から返還の重要性というものの周知
徹底を図り、また返還説明会の開催なども行つて
おたつたわけでは、新たに説明開始する、あるいは返還説
明会用のビデオを作成するというふうな工夫もい
たしております。また、当該学生の属する学校に

対しましては滞納率の通知等も発して、学生に対
する返還意識を学校サイドから高める努力もして
おるところでございまして、

また、返還の方法でございまして、従来
はボーナス等の年賦払いであったわけでも、一回
にまとまった支払いをする、返還をするというこ
とから滞納につながりやすいという側面もござい
ましたので、口座振替による月賦払いを主な返還
方法にするということ、平成十年三月に貸与を
終了する者全員にこの手続等の改定を行つておる
ところでございます。

三、目といたしましては、滞納者あるいは連帯
保証人等に対する早期督促体制でございまして、従
前は、連帯保証人に対する督促は二年以上滞納し
た場合に行つておたつたわけでは、三、四年以上
も、これを一年で督促するということといたし
ておられます。また、三年未満の滞納者に対しまして
督促状を送付しただけでは、六、七、八、九、十、
も、六、七、八、九、十、月以上滞納した場合には速やかに電話で
督促をするということ、早期の督促体制とい
うものを整えたというふうなこともございまして、

また、育英会の組織といたしまして、請求を
担当している課や係の体制を見直して、直接請求
を行う要員の確保を図る、その意味での事務処理
体制の整備も行つておるところでございまして、
貸与制の趣旨に沿つて返還金が確実に回収される
よう、育英会としても引き続き努力はしてまいり
ますし、文部省としても、育英会に対しさらに強
く指導をしまつてまいりたいと思つておるところで
ございまして、

○松浪委員 この日本育英会法の一部を改正する
法律案が通つたとすれば、どれだけのお金が余つ
てくるのか、ちよつと教えていただけますか。お
およそで結構です。

○佐々木政府委員 育英会への返還は、大学を卒
業後返還を行つていくことになり、平成
二十八年度に大体全額、トータルでは百十億円とい
う数字でございまして、

○松浪委員 この改正する法律案を見させていた
いたとき、私は、年間二百二十四億円取ることが
できない、だからどこかで損失を補つてやるため
にお金を取つておなければいけない、そこでこの
ように改正されるのかというふうな疑問を持つて
おりましたけれども、るる御説明を聞いて、
やむを得ない事情にあるということも理解するも
のですが、いずれにしましても、奨学金は借りました
金である。返すのは当然でございまして、滞り
いる者に対しては厳しく制裁を加える、あるいは
必要な督促をして回収する、この努力をお願いし
ておきたい、こういうふうな思いをしております。

加えて、奨学金をいただけども、不幸に
して途中で亡くなるという人がかなりいらつ
つちやうかと思つたのですが、それは何人ぐらい
おられるか、おわかりになりますか。

○佐々木政府委員 今、ちよつとそれについて
のデータが手元にございませませんが、亡くなつた場合
には返還免除制度が適用されるということになり
ます。

○松浪委員 そこで、私たちはいろいろなところ
でお金を借りるのですけれども、その際、生命保
険を掛ける、そして亡くなつたときにその保険で
という形になっております。私は、この奨学金を
借りるときも、余りいい制度ではないかと思つて
ませぬけれども、そのお金を次の多くの人たちに
また借りていただくという視点からすれば、生命
保険を掛けるという発想があつてもいいのではな
いかという気がしてはいるのですが、局長、いか
がですか。

○佐々木政府委員 一般的に申しまして、返還途
中に不幸にしてお亡くなりになるといふケースが
それほど多いというふうには考えられないところで
ございまして、また、学生が奨学金を借りました
場合には学業基準と家計基準によるわけではござい
まして、経済的な困難性というに着目して奨学金
の貸与が行われるわけではございません。

その際、加えて生命保険の掛金を負担するとい
うようなことが妥当かどうかということについて

も、この問題は考えなければならぬと思つてお
るところでございまして、一つの御提案として受
けとめてまいりたいと思つておられます。

○松浪委員 今回の返還免除制度の改正が、取り
やすいところから取るという批判を受けたいた
めにも、滞りとなつておる分をしっかりと回収するよ
う努力されることを切望いたします。

つきましては、ちよつと不安になつておるとい
いますか、気になつておられることがございまして、大
学の学生の貸与率というのは、国公立、私立合
わせて一〇％から一二％の平均ですと推移してき
ておられるわけでは、昭和五十九年度の四五・七
％がピークであり、現在は二四・四％、ドクターコー
スにありましては、五十九年度の四五・七％が
ピークであり、現在は四八・七％、マイナス一七
％の貸与率になっております。

このことは、学生の数がふえてきておる、これ
はよくわかるわけでは、少なくとも大学院で高等
教育の研究をする上において、書籍ある
いはワイールドワーク等で大変なお金がかかる。
研究にはお金がかかるわけでは、借りる率が
この貸与率が落ちてきているということ、数が
ふえてきたから落ちてきているというふうな理解
してよろしいですか。

○佐々木政府委員 近時、貸与人員の増加につ
きましては、主として大学院の博士課程及び修士課
程を中心を増員を図つておるところでござい
ます。それにもかかわらず、博士課程について貸
与率が落ちた。その原因といたしましては、大学院
博士課程の拡充によるものというふうな考えでお
るところでございまして、

○松浪委員 このパーセンテージを高めるよ
うに、またこの改正が寄与できるよ、研究にお
金がかかる。いずれにいたしまして、研究にお
金がかかる。この育英会法の一部改正が役立つよ
う願つてやまないものであります。

話を交えて、今度は体育局長にお尋ねした
と思つておられます。

昨今、子供の体力が落ちてきた、これはもはや初等教育機関でのまくら言葉にもなっておりますけれども、なぜ子供の体力が落ちてきたのか。私は、このことは大変大きな問題であるというふうには認識する一人であります。と申しますのは、衆議院議員四百九十九名のうち、体育学士の称号を持つのは私一人だけでございますので、私の視点から杞憂の念を持つものであります。が、体力テストの見直しが初めて行われる。そこで、懸垂と逆上がりが体力テストからなくなってしまう。これは九八年度に試行し、九九年度に導入しようというところでありますけれども、局長、その理由をお尋ねします。

○工藤政府委員 体力・運動能力調査につきましては随分古くからやっております。特に小学校段階のものは昭和三十九年からでございます。これまでも毎年のテストで累積のデータはあるわけでございますけれども、御承知のように三十九年でございますから、随分前からのものがそのまま使われていのかどうか、専門家の方々のお知恵をいただいて見直しをいたしました。その結果、ある程度の年齢段階のくりくりでございますとか、テストの内容でございますとかいうことにつきまして、試行しながら現代的なものに改めていこうというところでございます。

○松浪委員 近代的なものに改めていくということですが、懸垂や逆上がりが姿を消すのは、子供たちは一回もできないから、もはやテストをする必要がないということなんでしょう。

文部大臣 我が国の子供は鉄棒で懸垂ができません、逆上がりができない、だから体力テストからそれをやめるというのです。このことについてちょっと所見をお伺いできますか。

○町村国務大臣 私も小さいころからやや体重がオーバーぎみでありまして、率直に言うところ余り懸垂は得意ではございませんでしたが、上手な方もたくさんいたのを覚えております。

今、種目を入れかえるというふうなお話で、私も先般ちょっとその話を聞きました。率直に言っ

て不思議だと思つたわけでございますが、皆さんがある意味ではよりやりやすい種目に変えるという事ならば、それもやむを得ないのかなと思つたりもいたしました。

ただ、だからといって懸垂に必要な、逆上がりに必要な筋肉を鍛えなくていいとか、そういうことではないので、やはり人間としてバランスのいい、健康を保つための体じゅうのバランスのとれた筋肉の発達ともいいましょうか、そういうものが必要であることは、別に入れかわったからといって変わるものではないのだから、かように受けとめております。

○松浪委員 大臣の答弁のとおりであると言えりわけですけれども、専門家の立場からしますと、懸垂というのは自分の力で自分の体を支える、逆上がりは自分の力で自分の体をコントロールする。自分の体を自分でコントロールできない者は、自分の心を自分でコントロールできない者。アツツする、キレた、このような言葉が新聞紙上を躍らせておりますけれども、その前に、我が国の子供は自分の体をコントロールできないという事を忘れてはならない、私はこのように思つております。そして、そのことに対して初等教育機関の先生方は何の疑問も持たれていない。

御案内のように、昨今、初等教育機関におきましては、先生の比率は女性の先生が増加してまいりました。喜ばしいことであります。しかしながら、体育の授業がある。そして学習指導要領というものがあつた。果たして女性の先生方がきちんとこの学習指導要領ののっとりして体育を指導することができらうか。私は、難しい一面があるのではないのか。そして、体育という科目は、芸術、いわゆる美術、音楽、これらと同じように小学校においても専科教員を置かないことにはきちんとして体育の指導ができないのではないのかというふうな痛感しております。

そこで、文部省からいただいた資料によりまして、現在、小学校の体育の専科教員がどれくらい

いるのか。小学校ですが、全教員数四十一万三千七百七十四人のうち、体育の専科教員は全国でわずか八百名であります。比率からすれば〇・二%にしかすぎません。子供がきちんとした体育の授業を学習指導要領ののっとりして受けることができないというところに、私は大変な危機感を持っております。昨今のナイフ等の殺傷事件、暴力事件、あるいは薬物によるような事件等は、きちんとした身体教育が初等教育機関の中で行われていないところ起因するのではないのか、このように思つております。

○工藤政府委員 やや細かいことになりまして、私の方から御答弁させていただきます。

御承知のように、小学校の教科の御指導は、小学校段階では、一人の先生が、器用にと申すは語弊があるかもしれませんが、すべての教科を一応担任するという事になっておられるわけでございますが、それはいいにしても、美術でございますとか図工でございますとか、先生御指摘の体育のような部分については、一部専科教員という制度をとつておられるわけでございます。

八百人、約〇・二%という数字が多いか少ないかというのことは、さしつかえなく、日ごろ専科教員でなくともいろいろ御指導いただいている部分があるわけでございますし、また、既に御承知のように、外部の指導者の方を学校にお迎えして教えていただく、御指導いただくという制度も、特別非常勤講師制度あるいは特別免許状制度という形であるわけでございます。

そういう制度も活用しながら、しかも子供たちの体力、運動能力の低下というのはゆゆしいお話を伺いますし、また、先生が御提案委員となつていらつしやう、もっと地域のスポーツの振興を図らうじゃないかという御心配、御支援いただいておりますけれども、子供た

ちのこれからの体力、運動能力の向上を考えますと、単に学校だけではなくて地域におけるスポーツ環境の充実も含めまして、私ども、今後とも努力してまいりたいと思つております。

○松浪委員 いずれにいたしましても、小学校の体育の専科教員をふやす、そういう方向で努力をしていただきたいと要望しておきます。

と申しますのは、先生がすばらしい演技を見せてくれた、技術を見せてくれた、これが一つの感動となつて、子供たちの大きな動機づけとなりま。この動機づけがきちんとできないから、懸垂ができない、逆上がりができない子供たちが当たり前になつてしまった。このことを私は大変残念に思つて、やはり知識だけではなくて体力というものも極めて大切であるということ、これは文部省の皆さん方は十分御認識であらうかと思つております。

そこで、学習指導要領における保健体育の内容等を見ますと、一年生から六年生まで、この指導要領の中にゲームという項目はあるのですが、格闘技が一つも入っていない。わかりやすく言えば、今の日本の小学校では相撲をとらない、とらなくとも構わないというふうになっております。つまり、小さいときから子供たちが暴れっこする、もちろん鬼ごっこは入つておりますけれども、体と体を接して遊ぶというふうな種目は体育の授業ではないのです。

つまり、このスポーツ、これをやらないと、友達とがどれだけの体力があるのか、強さがあるのか、技術があるのか、これを理解することはできない。また、自分はどういうことができるのか、どの程度の力があるのか、能力があるのか、これもわからない。常に友達と距離を置いてつき合ななければならぬ。そういうふうな学園生活になつております。

体育の授業の中で、体と体がきちんと接するよいうなスポーツ種目、一言で言うならば、相撲をなぜ入れないのか。昔はその必要はなかったかもしれませんが、なぜならば、家に帰ればたたく兄

弟がいた。だから兄弟で相撲ごっこをしておれば済んだわけですが、現在は子供の数がうんと少なくなってきた。一人の女性が産んでくれる子供の数はわずかに一・四三人であります。東京都においてはわずかに一・一というふうな数字もございませぬから、生涯、日本人でありながら相撲をとらないで終わってしまうことになってしまふ。

今、いろいろな器具がありまして、体育館の中でも相撲をどう思うことができる、そういう簡便な土俵も売られていくわけですから、私も、なぜ指導要領の中に国技とされる相撲を、肌と肌を接するスポーツをきちんと明示しないのか。もしかしたならば女性の先生方が多いから相撲を入れることができないのか。

これはお聞きするまでもありませんけれども、私の方から、相撲をきちんと学習指導要領に入れていただきたい、このようにお願いするわけでございますが、体育局長、いかがでしょうか。

○工藤政府委員 あるいは事前に先生にお届けした私どもの資料が必ずしも十分でなかったかもしませんが、御承知のように、学習指導要領は、教科といましようか学校でのカリキュラムの大綱を定めてございまして、その中で、小学校低学年、中学年につまましての体育の枠組みにつまましては、大きく二つ、つまり、先ほど先生がおっしゃいましたゲームというほかには基本の運動というカテゴリがございまして。

その基本の運動の中で、力試しの運動あるいは器械・器具を使っての運動、走る、跳ぶの運動とかいろいろあるわけでございますが、そういう運動を子供の発達段階に応じていろいろやっていきましようというのが学習指導要領の趣旨でございまして、それを幾らかかみ砕いたものにそれぞれの教科の指導書というのがございまして。

指導書の中で、各学校にかみ砕いてお話ししておきますのは、今申し上げました基本の運動の中での力試しの運動というカテゴリがありますけれども、その中で、小学校の低学年について申し上げますと、第一学年、第二学年での力試しの

運動の例といたしましては、人や物を腕や体で力いっぱい押ししたり引いたりして力試しをする、その例としまして、例えば片足相撲といましようか、けんけんしながら押し合っているような「片足ずもう」という例も一つ出しているわけでございます。中学年の例では、相撲の関係で申しますと「押し合はずもう」という例示がございまして。また、高学年、五、六年の学年については、「押し、突き、寄りを用いてのずもう」という例示がございまして、相撲に類似した運動は推奨しているところでございまして。

○松浪委員 日本人が相撲をとらずに類似した相撲しかとれない、これでは日本人ではない。きのう、私はモンゴルの大使とお話をしておりました。大使は馬に乗れるのですか、このようにお聞きしますと、代議士、それは失礼です、私はモンゴル人ですから馬に乗れるのは当たり前です、私はずし、ボフという蒙古相撲にも興じます、こう言われました。あなたは日本人ですか、日本人です、相撲をとられますか、いえ、押し相撲だけです、これは日本人とは言いがたい、こういうふうな思いがありますし、私たち日本人が日本の身体文化を初等教育機関で理解しないというのは甚だ残念であるといふふうな言わせていただきます。

次に、小学校三年生、四年生では、ポートボール、ラインサッカー、ハンドベースボールというものも球技として行います。このハンドベースボールというのは何かと申しますと、自分の腕を伸ばして、これをバットがわりにして野球をする、大きなボールでやるわけですが、これが初めて野球あるいはソフトボールらしいものに接する最初のスポーツであります。

我が国がなぜこれだけ高度経済成長をなし得たのかといえは、実は日本人の手の器用さ、手の文化がもたらした遺産であります。大きな物をこの器用さで小さく加工し、そしてそれを諸外国に売ることによって、この国が栄えてまいりました。手の文化の国でありました。というところは、ゲームの中にも手の器用さをう

たう、その象徴的なものが実はこの国では野球でありました。これを早くからやらせることによつて、機転がきいたり、あるいはいろいろな運動神経を助長させることができるし、器用さをも、チームワークをも身につけることができる。日本人にかなったスポーツだといふふうには認識しておりますけれども、きちんとした野球、それを教える前のソフトボール、そして安全なそういったソフトボールに類似したゲーム、これが今世界的に、また我が国でも盛んに行われております。

それはティーボールと言われるゲームでありまして、これもこのティーボールは室内でもできる、それぐらい安全なボールゲームでありますし、柔らかなボールを使っております。私は、小学校三年生、四年生の中で、このハンドベースボールと同時にティーボールの導入を考え、早く男性も女生徒もこれらのゲームに親しむような計らいをしていただきたいというお願いでございますが、局長、いかがでしょうか。

○工藤政府委員 先ほどの御答弁にちよつと補足いたしますと、相撲を全く取り上げていないということではございませんで、学校での正規の体育の授業といましようと、個に応じた教育でございまして、学校のそれぞれの工夫でいろいろな教育活動ができるわけでございますけれども、少なくとも小学校段階、低学年から高学年にかけては結構発育の状況等にも個人差が多々ございまして。

そういう中で、ばらばらに行つたという部分もございまして、ある程度、それぞれの発達の程度に合わせてカリキュラムはどうあつたらいいかというところで先ほどのような指導書の体系になつていくわけでございます。御承知のように、少年少女相撲大会というのも、学校単位ではございませぬけれども、全国レベルで毎年開かれていろいろな状況もございまして、小学校段階での相撲ファンも大変多いわけでございます。

ソフトボールあるいはティーボールについて申し上げますと、打つとかとるとか、あるいはソフトボールの場合には投げるとかというところも含めて、ほかの種目に比べますと比較的高度な技能が要求される種目でございまして、今のところは、ソフトボールについては高学年の位置づけになっているわけでございます。

ティーボールも、アメリカを中心として盛んであるということは承知しておるわけでございますが、いろいろなスポーツ種目については、私どももいろいろの機会に御紹介しながら、その普及の度合いに応じて、各学校でどうお取り上げになるか、あるいは地域のスポーツクラブ等でどうお取り上げいただくか、私どももその後押しをしてまいりたいと思つております。

○松浪委員 指導要領の中に入れることができれば、少なくとも指導書の中に入れていただいて、そして、国際的に広がっている種目、これらを児童に親しんでもらう、そして日本人が器用さを保つ、そして将来にわたつて野球を愛する国民をつくつていただきたいというお願いをしておきます。器用さを培うということは非常に大切であるというところをおもあわせて認識していただければありがたい、こういうふうな思いをします。

いろいろと申しましたけれども、私は、時間が参りましたので、きょうの質問を終わらせていただきますと思ひます。どうもありがとうございます。

○高橋委員長 次に、石井郁子さん。

○石井郁子委員 育英会奨学金の拡充が緊急に必要であることは、これまでの議論でもいろいろ示されたところでございまして、とりわけ地方から都市部の大学へ子供を進学させております家庭にとりましては、奨学金を受けられるかどうかというのは、もうせつ詰まった問題になつていまして私

たち思います。
読売新聞の「最近教育費事情」、この連載では、「年収の半分一挙に消える」、こういう見出しで、子供三人を大学に進学させた会社員の例が紹介されておりました。

奨学金の充実とともに高学費の抑制が切実に求められているのです。ところが、文部省は九九年の国立大学の授業料値上げに同意しまして、在学中にも授業料値上げができるスライド制導入まで踏み切ろうとしています。これは大変重大な問題ですので、まず授業料値上げについてお聞きをいたします。

財政構造改革法の審議の際に、私は高学費に拍車をかけるものではないかと繰り返し質問いたしました。町村文部大臣からは、なかなかそれは認めになっていただけなくて、学費のあり方については大学審に諮問すると答弁をされたと思っております。ところが、この審議の直後にこのスライド制導入、授業料値上げの予算案が出されたわけであります。文部省はこれについて、当委員会での説明は今まで一切ございません。

大臣に伺います。
なぜ、国立大学授業料へのスライド制導入なんでしょうか、お聞かせください。

○町村国務大臣 国立大学の授業料につきまして、従来から、教育の機会均等という理念を踏まえながら、いろいろな社会経済情勢の変化、所得の上昇、あるいは物価情勢等を勘案しながら、適宜改定を行ってきたところでございます。

今回の国立大学の平成十一年度入学者の授業料につきましては、消費者物価動向を勘案しながら、上昇率が極めて低い状態でございますから、年額九千六百円の改定を決めさせていただきましたところでございます。改定額は、前回は二万一千六百円というところでございましたので、額において半分以上、改定率も二%と戦後最低の引き上げ幅というようなことになりました。

こうしたことを踏まえまして、平成十一年度からの入学者については、在学中に仮に授業料改定

が行われる場合には、それらの在學生にも新しい授業料を適用するというスライド制を導入をしようというところを決めさせていただきます。

ただ、委員が御心配のように、今国立大学と私立大学の入学料の差というものが、かつては数倍ありましたが、今は二倍を切つて、平成九年度の水準で大体一・六倍という状態になってまいりました。一体どこまでこの水準を考えたらいいいのかということについては、なかなか難しいところもありません。極端な議論であれば、一対一でいいじゃないかという議論もありませんし、いやいや、そうではないという議論ももちろんあります。

そんなことでもあるもので、先ほど石井委員お話しをいただいたようなことで、今、大学審議会の中で少しく専門家の方々にも集まっていたので、そこで集中的な大学におきます授業料のあり方、水準についても目下鋭意議論をさせていただいており、近々中間的なお取りまとめをいたしたい、このように聞いております。

○石井(郁)委員 学費の負担が今でも相当に重たい、これはもう言うまでもありません。

学生は、今、学費値下げを求める請願署名をしておりますけれども、総数で二十二万を超えたというふうに私たちに聞いています。この署名には、大学入試会場、合格発表の会場などではもう行列ができるほどです。

ところが、今御説明いただきましたそのスライド制ですけれども、九九年以降も授業料の値上げを繰り返していき、このことの原因になるかと思っております。だから、これからずっと授業料がどうなっていくのかという点では、学生と父母の皆さん、家庭の大きな不安があるわけでございます。今の御説明でも、やはり際限なく授業料の値上げを続けるということになると思っておりますね。

私立大学では、学費が高くなり過ぎて、スライド制というのを廃止したり、授業料値下げに踏み切った大学もあるわけです。ですから私は、まずこの点でも、スライド制の導入は今からでも撤回

すべきだということをまず主張したいと思うのですが、文部省の方では値上げの幅を小さくしたということが強調されています。

では、ちょっと伺いますが、九九年度程度の値上げ幅がいれば隔年で続いていくということになりますと、どうなっていくのでしょうか。私の計算では、今年度の入學生の授業料、四十七万八千八百円です。三年時には四十八万八千四百円、大学院入学時には四十九万八千円、博士課程で五十七万七千六百円、博士課程を順調にいったら、最終年度で五十一万七千二百円、だから、合計四百四十六万二千八百円の授業料負担が必要となるというふうな思われるわけです。これは学生と父母へもう大変な負担を押しつけるものだというふうに思っています。

一方で、授業料の収入総額はどうなるのか。八〇年代以降の授業料改定の中で最も値上げ幅が大きかったのが、八七年度の四万八千円と思っております。このときの授業料値上げによる増収額は幾らになっているのでしょうか。ちょっとお聞かせください。

〔委員長退席、河村(建)委員長代理着席〕

○佐々木政府委員 昭和六十二年度の授業料でございますけれども、年額四万八千円の改定でございますが、その際の増収額は、半年度で約五十一億円でございます。

○石井(郁)委員 五十一億円という額が示されましたけれども、スライド制によって、全学年の授業料が、九九年と同じく九千六百円値上げされた、そういうときの増収額がどうなるかを計算してみたのです。

九七年度の学生数で見ましたら、四年制の大学だけで六十八億六千六百三十四万四千円です。この大幅値上げのときの増収額をはるかに上回っているのじゃないでしょうか。そういう増収がやはり保障される、これがスライド制だということに理解できるわけです。ですから、学費負担が重いというところを認めた上で、その学費収入を確実にこれまでに以上獲得するというやり方、これはもう

学費取奪だと言ってもいいやり方だと言わなければならぬと思えます。

それで、国立学校特別会計の一般会計からの繰入率というのは、七〇年度には八三%を超えていました。ところが、九八年度予算では過去最低で、五八%まで落ちているわけです。ですから、やはりこのことを見直して授業料の値下げを行うべきだ、このことを私はやはり繰り返して指摘をしたいというふうに思っています。

さて、そこで次に、奨学金の問題に移らせていただきますけれども、この学費が高いという指摘の中で、大臣の方は、奨学金制度の充実を図りたいという御答弁もされたところでございまして、金制度の充実を図るといふようなものではないと言わなければなりません。これは、教育職への返還免除制度を大幅に縮小するという内容を持っていくからでございます。

そもそも返還免除制度は優秀な人材確保を目的としてとられてきた施策で、当文教委員会では、衆議院、参議院ともに、一九六一年、八四年の二回にわたって、この制度の拡充、堅持を求める附帯決議がつけられています。文部省も、この制度が有効であり、継続が必要という見解を示してきては、まずでございます。

それが、今回は、昨年六月の育英奨学事業の在り方に関する調査研究協力者会議報告が出されまして、これを受けての法改正ということですよ。私は、これは、こういう報告がつけられて、これが先にあるわけで、やはり国会審議を軽視するものではないのかというふうに言わざるを得ません。いかがでしょうか。

〔河村(建)委員長代理退席、委員長着席〕

○佐々木政府委員 教育職の返還免除制度が、学校教育の分野に優秀な人材を確保する上で、これまで重要な役割を果たしてきたということは、これは紛れもない事実でございます。

しかしながら、近年の公立学校教員等の採用状況を見た場合に、非常に志願者が多く、教員とし

て採用される者の割合、数というものが非常に少なくなつておるわけでございます。また、教員給与につきましても、人材確保法による改善によりまして、一般の公務員と比較して優遇されたものとなつておるわけでございます。

このような諸般の状況を見ますと、奨学金の返還免除制度が教員の人材確保を図る上で果たす役割というものは薄れてきているということが言えようかと思つてございまして、その見直しについて、これまで再三、臨調以来指摘がなされておるところでございまして。

今回、法改正をお願いしておりますのは、こういった状況を踏まえ、かつ奨学金が本来貸与制であることも考慮をし、厳しい財政状況の中で、育英奨学事業の充実を図るため資金の効率的運用を図る必要がある、そういう観点から、大学学部等の返還免除制度を廃止することとしたしておるものでございまして。

○石井(郁)委員 その提出された経緯といふことが趣旨といふことが、そのことをお尋ねしたのじやなくて、国会審議との関係で、政治的な判断として、これは大臣にぜひ御答弁いただきたいのですが、そのことをお尋ねしたのである。大臣、いかがでしょうか。

○町村国務大臣 私ども、いろいろな政策を決める際に、関係する方々あるいは専門家の声を幅広く聞きながら政策を決めていく、そして最終的には、予算なりあるいは法律改正なりという形で、当然のことではございますが、衆参両院の委員の皆様方に御審議をいただき、お決めのいただくというところでありますから、そういう専門家の意見を聞いて物事を決めるのはいかぬと言われますと、なかなかこれは、文部行政は、もう執拗にというのにはちよつと余りいい表現ではないですな、かなり丁寧ないろいろな審議会その他各界の御意見を聞いて物事を決めるという意味では、極めて民主的な意思決定をとつておる、こう思つておりますので、その手法がどうもいかぬと言われると、いささか返答に窮するわけでございまして、そこ

は民主的なプロセスを経て政策が決まるという意味でひとつ御了解をいただければと思つております。

○石井(郁)委員 私は、もちろんそういう調査研究協力者会議、専門家の会議を否定するものではないと思つておるわけで、しかし今、審議会のあり方とか、それから行政との関係だとかというのは厳しくいろいろ検討はされてしかるべきではないのかという点もありますので、これは指摘させていただきます。

さて、教育職への返還免除制度は、極めてハードルの高い給費の奨学金制度だといふふうに思うのです。大学卒業から二年以内に就職につく、十五年間継続して勤務して初めて全額免除となるわけでありまして、これは大変な努力を要することだといふふうに思ふ。私も、免除がある職に就職した者なんですから。

ですから、このハードルを低くする。例えば返還免除職を広げる。研究職についても、学部や高等専門学校での貸与分を免除するなど、ハードルを低くすることこそ日本の奨学金制度に求められているのではないかと、私には考へるわけでございまして。

アメリカの例なども先ほど来る出ておりますけれども、アメリカでは奨学金四兆円の子算で、学生の九割以上、千三百万人が受給しているわけでありまして。五百三十万人が給付です。イギリスでは、学生総数の七割が給費の奨学金を受けている。ドイツでは半額が給費です。フランスはすべて給費制。しかも、イギリス、ドイツ、フランスは、授業料徴収はないといふわけであります。

日本では、高い学費のもとで、育英奨学金が学生数の約一割であります。欧米並みの奨学金制度こそ必要だといふふうに思ふ。給費の奨学金、奨学生を大幅にふやす。これは、どうすればそういうことができるかといふことを今真剣に検討するときではないかといふふうに思ふので、すけれども、この将来の方向についての御見解を伺つておきたいと思ふ。

○町村国務大臣 きょう一日の御議論を通じまして、それぞれのお立場から、今の日本の奨学金のあり方について、その不十分さ、あるいは改善を要すべき点につきましても御指摘をいただきました。

率直に言ひまして、私も今の日本の奨学金の姿が決してこれと十分であるとは思つておりません。量的にもまた質的にも、さらに拡充強化を図つていきたいといふふうに思つておる。ありまして、ささやかではあるけれども、本年の予算の中でも、大学院の貸与人員の増三千四百名とか、あるいは高校在学中に奨学金を予約する予約採用の増二千名、あるいは私立大学の貸与人員増千人、専修学校専門課程の貸与人員の増千六百名、こうした改善も図つておる。ございまして。

ただ、絶対的な水準でいへば、委員御指摘のうに、これで十分であると私も考へておりませんので、そもそも奨学金のあり方という根本的な考へ方を見直してはどうかという貴重な御指摘も、きょう各委員からいただきました。そうしたことも含めて、さらに真剣にこの問題を考えていければいい、早く機会にいい答えをつくらなければいけない、こう思つておる。ございまして。

○石井(郁)委員 返還免除制度の拡充というのは、緊急の措置としても必要だといふふうに思われます。研究職の場合、引き続き免除職ではありませんけれども、指定された研究職のポストが少ないのです。なかなか就職できません。返還免除制度によりまして、卒業後二年、特例で五年以内に免除職につけないと適用されません。就職できず、収入も不安定であります。ところが、奨学金の返済は迫られるわけですね。

この返済金額がまた非常に多額であります。修士課程の貸与だけでも二百万円です。修士、博士課程とも貸与を受ければ六百万円です。学部でも貸与を受けていけば八百万から九百万に上るといふわけですね。こんなことなら奨学金を受け

なければよかつたという声さえ大学院生の間から寄せられています。私は、これでは人材育成どころか研究への意欲もそぐ、もう借金地獄に若き研究者を突き落とすようなものだと言わざるを得ません。大学の先生方に伺つても、大学に進みたいという希望はあつても、経済事情、そういう奨学金の事情等々で断念をする、有能な学生が断念することに本当に心痛むというお話をよく伺つておる。

文部省は、今、研究職を大変重視しているわけですから、あるいは大学院の養成を重視しているわけですから、本気でそういう人材育成しようといふことだつたら、教育措置としても、就職期限の延長だとか、あるいは博士課程については給費とするなど、あるいは学部の貸与分も免除の対象とするなど、いろいろな教育的な措置を考へるべきではないのかといふふうに私は提案したいと思つておる。どうかといふことをぜひ伺いたいと思つておる。

○佐々木政府委員 まず、免除職への就職期限でございまして、原則として卒業後一年以内に就職することとされ、本人の意思によらず就職できないような場合にはさらに一年以内で就職期限を延長できる、こういう扱いとなつておるところでございまして。

さらに特例といたしまして、大学などで研究を直接補助している者、外国の学校に在学中、または研究している者、日本学術振興会の特別研究員の場合については、卒業後五年間までの猶予が認められているところでございまして。

この就職期限を弾力化すること、あるいはその範囲を拡大することについては、免除職への人材誘導の効果というものについては十分考慮しながら、さらに必要な場合があるかどうか検討してまいりたいと思つておる。ございまして。

なお、博士課程に係る奨学金について、貸与制ではなくて給費制にしてはどうかといふ御意見もある。これは承知はしておるわけでご

ざいますが、厳しい財政状況の中で、大学院の学生を中心に貸与人員の増を図っていくことが喫緊の課題であるというふうに現在考えておるところでございまして、貸与制のもとで人員の拡充及び貸与月額の増額についてさらに努力をまいりたいと考えておるところでございます。

○石井(郁)委員 大学院生の奨学金の貸与の額というのは本当に大きなものでございますから、私は何とかして救済の道を考えなければいけないと思うのです。二年後に就職して免除される方と免除されない方とでこの開きというのはどう表現していいかわからない、天と地の差ほどあるわけでしょうか。これは院生自身だつてこんな不合理なことはないと思つているのです。だから、何かここら辺は知恵を尽くしていただきたいというふうに思います。

次の問題ですけれども、返還免除を縮小して回収額をふやすということですが、奨学生の採用数の増に直結するのかわりという疑問もあるわけでございます。無利子の第一種奨学金の事業費に占める政府貸付金の割合の推移はどうなつていっているでしょうか。お示しいただきたいと思つてます。

○佐々木政府委員 無利子の奨学金に占める貸付金の割合でございますが、平成元年度が五五・七%、平成五年度が四八・八%、平成十年度が四四・四%と、次第に低下をしておるわけでございます。

他方、貸付金の額は年々増加をいたしております。これは、返還回収金の増が貸付金の増を上回つていふことから、無利子奨学金の事業費総額に占める貸付金の割合が減少している。その結果、先ほど申しましたような形でパーセンテージが低下をしておるといふことでございます。

○石井(郁)委員 今数字をお示しいただきましたように、育英会の回収額がふえるにつれまして政府の貸付金の割合は減少しているということが如実にあらわれています。

返還金から貸与に回した額は、八九年が約五百七十八億円、九八年が予定額で約千四百億円で、

五百三十六億円の増額なんです。それに対して政府貸付金は約七百二十五億円から八百九十一億円で、わずか百六十六億円の増にすぎません。返還免除制度が縮小されて返還金が増すれば、さらに政府の貸付金の割合が少なくなつて、それどころか減額するのではないかと危惧の声を一部に聞かれるわけでありませぬ。

奨学生の増加が必要だということが強調されておりますけれども、政府貸付金の割合を減らしたことをお尋ねしておきたいと思つてます。

○佐々木政府委員 御案内のように、一種奨学金の事業は政府からの貸付金と奨卒業生からの返還金によつて行われておるわけでございます。その両者を合せて金額が事業費総額として貸与事業に回るわけでございますが、平成元年度で申し上げますれば、事業費総額は一千三百二億円、平成五年度は千五百六十二億円、平成十年度は二千五百億円となつてございます。

このように、政府貸付金の額を充実すると同時に、その貸付額が多くなつております。それに伴ひまして返還金もふえておる、そういう相互作用の中で事業費総額が年々増加が図られておるところでございます。文部省といたしましても、引き続き貸付金の増に努めつつ、返還金の着実な回収を図る、それを通して事業費総額がさらに拡大するように努力をしまつてまいりたいと思つておるところでございます。

○石井(郁)委員 経済大国日本と言われてきましたが、学費は最高、しかし奨学金は最低という水準というのは情けない限りでありまして、このままでいくと、二十一世紀の高等教育がどうなるのかという思いがいたすわけでありませぬ。教育予算は未来への投資ですから、抜本的な改革が必要だということをお改め申し上げまして、質問を終わりたいと思つてます。どうもありがとうございます。

○高橋委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○高橋委員長 これより討論に入ります。討論の申し出がありませんので、順次これを許します。田中眞紀子さん。

○田中(眞)委員 私は、自由民主党を代表いたしまして、日本育英会法の一部を改正する法律案の賛成の討論をいたします。

高等教育の規模の拡大が急速に進み、現在、大学の進学率は五〇%に迫つております。子を待つ親の教育費の負担を軽くする上でも、学生本人が借りて学生本人が返すという日本育英会の奨学金の重要性は高まってきております。

また、学術研究の進展に対応した研究者養成や、社会、経済の変化に対応した高度な専門的職業人の養成のニーズも高まっており、大学院についての育英奨学事業の充実も求められております。

このように、日本育英会の奨学金に対する期待は高まっており、今後とも、貸与人員の拡充や貸与月額の増額など、育英奨学事業のより一層の改善充実を図っていくことが急務となつております。

日本育英会から貸与される奨学金は、原則として卒業後一定の期限内に返還することとされておりますが、特例として、大学、高等専門学校で貸与を受けた者が教育職についた場合に返還を免除できることといたしております。この返還免除制度は、戦前の師範学校の給費制度を引き継いだものであり、これまで、学校教育分野に優秀な人材を確保する上で大きな役割を果たしてきたところであります。

しかしながら、近年の公立学校教員等の採用状況や、教員の給与が一般の公務員と比較して優遇されていることを考えると、さらに、これに加えて奨学金の返還免除まで行わなければ教員に人材を確保できないという状況ではなくなつてきております。

また、財政構造改革の推進が求められるなど、現下の厳しい財政状況の中で育英奨学事業の改善を図っていくためには、資金を効率的に運用する

必要があり、返還免除の廃止により、返還金をふやし、将来の学生のための資金として使うことが不可欠となつております。

今回の制度改正は、大学または高等専門学校において貸与を受けた奨学金について返還免除制度を平成十年四月入学者から廃止し、返還金を今後育英奨学事業に充実にするための資金として活用しようとするものであり、まことに時宜にかなつた適切なものであると信じます。

この制度改正によつて、今後、育英奨学事業がさらに改善充実されることを確信いたし、政府提出原案に賛成する次第であります。

以上です。(拍手)

○高橋委員長 次に、山原健二郎君。

○山原委員 私は、日本共産党を代表して、日本育英会法の一部を改正する法律案に反対の討論を行うものです。

反対の第一の理由は、教育職には優秀な人材の確保が引き続き必要であり、この目的で長年にわたりとられてきた返還免除制度を縮小することは、不合理きわまりないこととあります。

育英会奨学金の返還免除制度により、奨学金の全額または一部の返還が免除された者は、制度創設の一九五三年度から九三年度まで、約四十七万七千人に上り、人材確保の面で大きな役割を果たしてきました。

本制度をめぐつては、拡充あるいは堅持を求めざる附帯決議が本委員会及び参議院の文教委員会において繰り返しなされ、文部省においてもその有効性を認めてきたところでありませぬ。

不登校、いじめ、また不幸にして広がりを見せている子供たちの殺傷事件など、学校教育をめぐぐる状況は困難さを増しており、教職につく者を支援する意味でも返還免除制度は堅持すべきであります。

本来、育英奨学事業は、給与で行われるべきでありませぬ。欧米諸国では、奨学金は給与が基本であり、奨学生の人員も日本をはるかに上回る規模となつております。

しかるに我が国では、貸与制を基本とし、八四年には三%の利子をつけて返還するという有利子の奨学金を導入したのであります。その上に今回、事実上の給与であった返還免除を学部及び高等専門学校校での奨学金について廃止するというのであります。まさに奨学金制度の後退に次ぐ後退であり、諸外国の流れにも逆行するものと言わなければなりません。

教育基本法が言う教育の機会均等の確保の上からも、育英奨学事業の量、質ともに拡充を強く要求しまして、反対討論を終わります。(拍手)

○高橋委員長 これにて討論は終局いたしました。

○高橋委員長 これより採決に入ります。内閣提出、日本育英会法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本先に賛成の諸君の起立を求めます。
(賛成者起立)

○高橋委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○高橋委員長 ただいま議決いたしました法律案に対し、河村建夫君外五名から、自由民主党、民友連、平和・改革、自由党、日本共産党及び社会民主党・市民連合の六派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。富田茂之君。
○富田委員 私は、自由民主党、民友連、平和・改革、自由党、日本共産党及び社会民主党・市民連合を代表いたしまして、本動議について御説明申し上げます。

案文を朗読して説明にかえさせていただきます。

日本育英会法の一部を改正する法律案に
対する附帯決議(案)

政府は、育英奨学事業の重要性にかんがみ、左記事項の実現に適切な措置を講ずるべきである。

一 憲法、教育基本法の精神にのっとり、教育の機会均等の実現のため、育英奨学制度の拡充に努めること。

二 育英奨学事業の予算の増額を確保し、貸与人員、貸与月額額の拡充に努めるとともに、貸与金額・貸与方法の多様化についても検討すること。

三 大学等への進学希望を持つ者が安心して進学のための勉学に取り組めるよう予約採用に比重を置いた拡充を行うとともに、奨学生の選考については、経済的基準についてその収入限度額を大幅に引き上げるよう努めるとともに、学力基準の弾力化に努めること。

四 奨学金受給者数の国公立と私立との格差の是正に努めること。

五 研究者の養成・確保が、我が国が科学技術創造立国として存立するための最優先課題とされ、大学院に優秀な学生を確保するための経済的支援の充実が緊急の課題となっていることにかんがみ、大学院学生に対する育英奨学事業の一層の充実を図ること。

以上であります。
何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○高橋委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。
(賛成者起立)

○高橋委員長 起立総員。よって、本動議のごとく附帯決議を付することに決しました。

この際、本附帯決議に対し、文部大臣から発言を求められておりますので、これを許します。町村文部大臣。

○町村国務大臣 ただいまの御決議につきまして、その趣旨を十分留意をいたしまして対処してまいりたいと存じます。

○高橋委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○高橋委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○高橋委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、今日は、これにて散会いたします。

午後四時十九分散会

平成十年四月九日印刷

平成十年四月十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局